

第3章 風水害応急対策計画

〔留意事項〕

- ① 本部又は地域本部が設置される前(=平常時及び本部を設置するには至らない状況下)は、本部等の各部はそれぞれに対応する平常時の部(室)又は振興局における課・係に読み替える。
- ② 災害応急対策を円滑かつ効果的に実施するためには、平常時における対策(災害予防計画に示す対策)が重要であることから、本部、地域本部にあっては、災害応急対策を実施するにあたり、災害予防計画を念頭においていた対応を行うよう努める。
- ③ 振興局に地域本部が設置された場合、地域本部においては、本部における担当の部をそれぞれ地域本部の該当の部に読み替える。
- ④ ③にかかわらず自衛隊への災害派遣要請や県への支援要請等主要な要請は、本部で行う。ただし、通信の途絶等により、本部と地域本部が連絡できない場合には、地域本部で行うことができる。

<目次>

第1節 基本方針	1
第1 迅速な災害応急活動体制の確立	1
第2 円滑な災害応急活動の実施	1
第2節 迅速な災害応急活動体制の確立	6
第1款 組織の設置	6
第1 本部	6
第2 地域本部	8
第3 現地本部	10
第4 本部等設置時の措置	11
第2款 配備、動員	12
第1 市の配備体制	12
第2 非常配備時の措置	13
第3款 情報の収集・伝達及び報告	16
第1 情報収集・伝達手段の確保	16
第2 警報等の収集・伝達	17
第3 災害情報の収集及び県への報告	25
第4 情報共有	28
第5 被災情報の収集・調査	29
第6 被害調査	31
第7 県への支援要請	33
第4款 関係機関等との連携	37
第1 自衛隊への災害派遣要請	37
第2 関係機関との連携	41
第3 ヘリコプターの運航	42
第4 市外の被災地に対する応援	44
第5款 災害救助法の適用	45
第1 適用基準等	45
第2 救助の実施	46
第3節 円滑な災害応急活動の展開	48
第1款 水防活動の実施	48
第1 水防の責任等	48
第2 災害対策本部の設置等	49
第3 水防に関する非常配備	50
第4 水防警報	51
第5 水防信号	51
第6 施設の監視等	51
第7 水防活動	52
第8 決壊の通知及び決壊後の処置	53

<table> <tr><td>第 9 情報連絡等</td><td>53</td></tr> <tr><td>第 10 その他</td><td>54</td></tr> <tr><td>第 2 款 救助・救急・医療対策の実施</td><td>55</td></tr> <tr><td> 第 1 人命救出活動の実施</td><td>55</td></tr> <tr><td> 第 2 救急医療の提供</td><td>57</td></tr> <tr><td> 第 3 医療・助産対策の実施</td><td>59</td></tr> <tr><td>第 3 款 交通・輸送対策の実施</td><td>62</td></tr> <tr><td> 第 1 交通確保対策の実施</td><td>62</td></tr> <tr><td> 第 2 緊急輸送対策の実施</td><td>67</td></tr> <tr><td>第 4 款 避難対策の実施</td><td>70</td></tr> <tr><td> 第 1 避難指示等避難情報の発令</td><td>70</td></tr> <tr><td> 第 2 警戒区域の設定</td><td>78</td></tr> <tr><td> 第 3 避難指示等避難情報、警戒区域の設定の解除</td><td>79</td></tr> <tr><td> 第 4 避難所の開設・運営</td><td>80</td></tr> <tr><td> 第 5 広域避難（広域一時滞在）等</td><td>86</td></tr> <tr><td>第 5 款 住宅の確保</td><td>88</td></tr> <tr><td>第 6 款 食料・飲料水及び物資の供給</td><td>91</td></tr> <tr><td> 第 1 食料の供給</td><td>91</td></tr> <tr><td> 第 2 飲料水等の供給</td><td>92</td></tr> <tr><td> 第 3 物資の供給</td><td>94</td></tr> <tr><td>第 7 款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施</td><td>97</td></tr> <tr><td> 第 1 精神医療の実施</td><td>97</td></tr> <tr><td> 第 2 健康対策の実施</td><td>98</td></tr> <tr><td> 第 3 食品衛生対策の実施</td><td>99</td></tr> <tr><td> 第 4 感染症対策の実施</td><td>99</td></tr> <tr><td> 第 5 遺体の収容・埋火葬の実施</td><td>101</td></tr> <tr><td>第 8 款 生活救援対策の実施</td><td>104</td></tr> <tr><td> 第 1 り災証明書の発行等</td><td>104</td></tr> <tr><td> 第 2 救援物資の受入れ等</td><td>106</td></tr> <tr><td>第 9 款 要配慮者支援対策の実施</td><td>108</td></tr> <tr><td> 第 1 要配慮者対策の基本方針</td><td>108</td></tr> <tr><td> 第 2 要配慮者に対する対策</td><td>108</td></tr> <tr><td> 第 3 外国人への情報伝達等</td><td>111</td></tr> <tr><td> 第 4 被災障害者・被災遺児への対応</td><td>112</td></tr> <tr><td>第 10 款 愛玩動物の収容対策の実施</td><td>113</td></tr> <tr><td> 第 1 動物救援本部の設置</td><td>113</td></tr> <tr><td> 第 2 愛玩動物の収容対策等の実施</td><td>113</td></tr> <tr><td>第 11 款 災害情報等の提供と相談活動の実施</td><td>114</td></tr> <tr><td> 第 1 災害広報</td><td>114</td></tr> <tr><td> 第 2 市の広報</td><td>116</td></tr> </table>	第 9 情報連絡等	53	第 10 その他	54	第 2 款 救助・救急・医療対策の実施	55	第 1 人命救出活動の実施	55	第 2 救急医療の提供	57	第 3 医療・助産対策の実施	59	第 3 款 交通・輸送対策の実施	62	第 1 交通確保対策の実施	62	第 2 緊急輸送対策の実施	67	第 4 款 避難対策の実施	70	第 1 避難指示等避難情報の発令	70	第 2 警戒区域の設定	78	第 3 避難指示等避難情報、警戒区域の設定の解除	79	第 4 避難所の開設・運営	80	第 5 広域避難（広域一時滞在）等	86	第 5 款 住宅の確保	88	第 6 款 食料・飲料水及び物資の供給	91	第 1 食料の供給	91	第 2 飲料水等の供給	92	第 3 物資の供給	94	第 7 款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施	97	第 1 精神医療の実施	97	第 2 健康対策の実施	98	第 3 食品衛生対策の実施	99	第 4 感染症対策の実施	99	第 5 遺体の収容・埋火葬の実施	101	第 8 款 生活救援対策の実施	104	第 1 り災証明書の発行等	104	第 2 救援物資の受入れ等	106	第 9 款 要配慮者支援対策の実施	108	第 1 要配慮者対策の基本方針	108	第 2 要配慮者に対する対策	108	第 3 外国人への情報伝達等	111	第 4 被災障害者・被災遺児への対応	112	第 10 款 愛玩動物の収容対策の実施	113	第 1 動物救援本部の設置	113	第 2 愛玩動物の収容対策等の実施	113	第 11 款 災害情報等の提供と相談活動の実施	114	第 1 災害広報	114	第 2 市の広報	116	<table border="1"> <tr><td style="padding: 5px;">第1章 総則</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">第2章 災害予防</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">第3章 風水害応急</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">第4章 地震・津波災害応急</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">第5章 雷・大規模事故等災害応急</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">第6章 災害復旧・復興</td></tr> </table>	第1章 総則	第2章 災害予防	第3章 風水害応急	第4章 地震・津波災害応急	第5章 雷・大規模事故等災害応急	第6章 災害復旧・復興
第 9 情報連絡等	53																																																																																						
第 10 その他	54																																																																																						
第 2 款 救助・救急・医療対策の実施	55																																																																																						
第 1 人命救出活動の実施	55																																																																																						
第 2 救急医療の提供	57																																																																																						
第 3 医療・助産対策の実施	59																																																																																						
第 3 款 交通・輸送対策の実施	62																																																																																						
第 1 交通確保対策の実施	62																																																																																						
第 2 緊急輸送対策の実施	67																																																																																						
第 4 款 避難対策の実施	70																																																																																						
第 1 避難指示等避難情報の発令	70																																																																																						
第 2 警戒区域の設定	78																																																																																						
第 3 避難指示等避難情報、警戒区域の設定の解除	79																																																																																						
第 4 避難所の開設・運営	80																																																																																						
第 5 広域避難（広域一時滞在）等	86																																																																																						
第 5 款 住宅の確保	88																																																																																						
第 6 款 食料・飲料水及び物資の供給	91																																																																																						
第 1 食料の供給	91																																																																																						
第 2 飲料水等の供給	92																																																																																						
第 3 物資の供給	94																																																																																						
第 7 款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施	97																																																																																						
第 1 精神医療の実施	97																																																																																						
第 2 健康対策の実施	98																																																																																						
第 3 食品衛生対策の実施	99																																																																																						
第 4 感染症対策の実施	99																																																																																						
第 5 遺体の収容・埋火葬の実施	101																																																																																						
第 8 款 生活救援対策の実施	104																																																																																						
第 1 り災証明書の発行等	104																																																																																						
第 2 救援物資の受入れ等	106																																																																																						
第 9 款 要配慮者支援対策の実施	108																																																																																						
第 1 要配慮者対策の基本方針	108																																																																																						
第 2 要配慮者に対する対策	108																																																																																						
第 3 外国人への情報伝達等	111																																																																																						
第 4 被災障害者・被災遺児への対応	112																																																																																						
第 10 款 愛玩動物の収容対策の実施	113																																																																																						
第 1 動物救援本部の設置	113																																																																																						
第 2 愛玩動物の収容対策等の実施	113																																																																																						
第 11 款 災害情報等の提供と相談活動の実施	114																																																																																						
第 1 災害広報	114																																																																																						
第 2 市の広報	116																																																																																						
第1章 総則																																																																																							
第2章 災害予防																																																																																							
第3章 風水害応急																																																																																							
第4章 地震・津波災害応急																																																																																							
第5章 雷・大規模事故等災害応急																																																																																							
第6章 災害復旧・復興																																																																																							

第3 災害相談	120
第12款 廃棄物対策の実施	122
第1 ごみ処理対策の実施	122
第2 ガレキ対策の実施	123
第3 海岸漂着ごみ処理対策	124
第4 し尿処理対策	124
第5 被災廃自動車対策の実施	125
第6 廃棄物の収集、運搬及び処分の特例	125
第13款 環境対策の実施	126
第1 災害発生直後の対応	126
第2 応急対策	126
第14款 災害ボランティアの要請・受入れ	127
第1 災害ボランティアの受入れ等	127
第2 海外からのボランティア、救援隊の受入れ	128
第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施	129
第1 鉄道施設における応急対策	129
第2 港湾施設における応急対策	130
第3 空港施設における応急対策	131
第16款 ライフラインの応急対策の実施	132
第1 電力の確保	132
第2 ガスの確保	134
第3 電気通信の確保	137
第4 水道の確保	141
第5 下水道の確保	142
第17款 教育対策の実施	144
第1 災害時に学校・園の果たすべき役割	144
第2 災害時の対応	144
第3 応急教育の実施のための措置	145
第4 災害救助法に基づく措置	146
第5 心の健康管理	146
第6 教育施設の応急復旧対策	146
第18款 警備対策の実施	148
第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施	149
第20款 農林水産関係対策の実施	151
第21款 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施	153
第1 土砂災害	153
第2 道路	153
第3 河川	153
第4 ダム	154
第5 港湾、漁港、海岸	154

第1章
総則

第6 ため池	154
第7 森林	154
第8 農業土木施設	エラー！ ブックマークが定義されていません。
第9 宅地防災対策	154

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雷・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第1節 基本方針

災害応急対策計画は、次の考え方のもとに作成する。

第1 迅速な災害応急活動体制の確立

災害応急対策を迅速に実施するため、市、その他の関係機関の緊急時の組織体制、区及び自主防災組織等も含めた情報の収集・伝達体制を確立するとともに、互いの連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制を明示する。

第2 円滑な災害応急活動の実施

災害応急対策を円滑に実施するため、次の事項を中心に、対策内容を明示する。

対策の実施にあたっては、職員の安全確保について留意する。

- (1) 誰が実施するか（主担当のほか、それをサポートする人員等）
- (2) いつ実施するか（判断基準及び実施のタイミング）
- (3) 何に留意して実施するか（優先順位、連携先・対策項目等）

なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、災害が発生するおそれがある段階も含めて時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。災害応急対策の主な流れを示すと次のとおりである。

風水害応急対策の主なながれ

判断時期（想定される気象状況・WNI配備レベル）	市	区・自主防災組織、事業所等	住民、従業員
○大雨注意報、洪水注意報発表 ○高潮警報に切り換える可能性に言及する 【リスクスケール1】	<ul style="list-style-type: none"> ■準備体制（各部署独自の体制） ○備蓄資機材、応急対策用資機材等の点検・確認 ○課員の所在等の把握 ○台風・気象情報、河川情報等の監視 ○情報連絡系統の確認等 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災資機材の点検 ○気象情報の収集（以後継続） ○通信機器の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マップの確認 ○自宅周辺の飛散物への対策 ○非常持ち出し品等の点検 ○気象情報の収集（以後継続） ○防災行政無線戸別受信機の確認
○大雨警報又は洪水警報発表 ○高潮警報発表 【リスクスケール2】	<ul style="list-style-type: none"> ■第0号非常配備体制 ○気象情報、水位情報、被害情報の収集及び関係機関への連絡（以後、継続） ○応急対策用資機材の調達及び現場への配備（以後、継続） ○潮位監視活動（以後、継続） ○土砂災害危険箇所や円山川周辺農地等のパトロール、通行止め等 ○国、県等関係機関との情報共有（以後、継続）等 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、避難経路の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難場所、避難経路の確認 ○避難行動要支援者は避難の準備
○大雨警報、洪水警報が発表され、被害が予想 ○高潮警報が発表され、被害が予想	<ul style="list-style-type: none"> ■第1号非常配備体制 ■災害警戒本部の設置（必要に応じて） ○消防団への水防活動の指示（以後、継続） ○土砂災害の危険区域への注意喚起及び状況に応じ高齢者等避難・避難指示の発令（以後、継続） 	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部の設置（状況に応じ） ○区民等の安全確保対策（以後、継続） ○区内の出水状況、 	<ul style="list-style-type: none"> ○自身、家族の安全確保（以後、継続） ○近所の出水、斜面の異常等の監視

第2節第1款 組織の設置

第1章 則	判断時期(想定される気象状況・WNI配備レベル)	市	区・自主防災組織、事業所等	住民、従業員
第2章 災害 予防	【リスクスケール3】 ○土砂災害等に係る関係区長への連絡、臨時の避難所等の施設借用及び対応依頼(以後、継続) ○指定緊急避難場所への事前受入れ依頼の連絡 ○避難指示等の発令に係る県、警察署、関係機関への通報(以後、継続)	斜面等の異常等の監視 ○避難行動要支援者の避難支援の検討 ○水防活動への協力 ○事業所の休業、従業員の早期退社等の検討、指示	○避難行動要支援者の避難支援への協力(以後、継続)	
第3章 風 水 害 応急	○記録的短時間大雨情報発表 ○土砂災害警戒情報発表 ○高潮特別警報 ○高潮警報が発表され、被害が予想 【リスクスケール4】 ■第2号非常配備体制 ■災害対策本部の設置 ○高齢者等避難・避難指示の情報等の発令、区や重要施設の管理者等への伝達 ○指定緊急避難場所の開設 ○高潮に対する避難広報及び避難誘導 ○自衛隊等の災害派遣、支援要請の調整及び応援受入等を想定した人員、スペース等の確保 ○水防活動、要救助者の救助、安全な避難場所の確保、協定先への支援の調整等、各部の事務分掌に基づく可能な限りの業務	○住民、所管施設利用者への避難情報の伝達 ○個別避難計画に基づき区内及び所管施設の避難行動要支援者の避難誘導、介助 ○状況によっては、全区民の安全確保対策(水平・垂直避難の判断)	○状況に応じ自身の安全確保対策(垂直避難、ご近所避難)	
第4章 地震・津波災害応急	○大雨特別警報の発表が予想 ○高潮氾濫発生情報 【リスクスケール5】 ■第3号非常配備体制(場合によっては、業務継続計画(BCP)発動に基づく体制を構築) ■大雨特別警報発表を想定した対応をとる。 ○避難指示・緊急安全確保の発令 ○住民等へ最大限の安全確保行動の呼びかけ 【以下は、気象や災害発生状況を踏まえたうえで対応すべき事項】 ○自衛隊、緊急消防援助隊等の災害派遣要請 ○県への応援要請 ○災害応援協定に基づく、建設業協会等への応急対策支援要請等 ○避難場所や被災地での安否確認作業 ○救助、救出活動、食料、生活必需品の調達、備蓄物資の避難所への追加運搬、仮設トイレ等の手配・設置、炊き出しの要請、燃料等の要請、義援物資の受入れ ○被災地等における交通規制等 ○ボランティアの受け入れ(社会福祉協議会と連携) ○災害ゴミの仮置場の設定 ○市民からの苦情処理や個別救助要請への対応 ○国、県等関係機関及び報道機関への対応	○水防活動中の場合は、すぐに安全を確保できる場所へ退避できる体制下で行う。 ※大雨特別警報及び高潮反乱発生情報の発表と同時に次の行動をとる。 ○水防活動等屋外での行動を中止し、安全を確保可能な場所へ退避 ○周囲への避難の呼びかけ	○指定緊急避難場所が遠い場合は、近くのより安全な場所へ避難 ※大雨が発表され、警戒レベル4避難指示が発令されたとき ○危険な場所(災害想定エリア)にいる住民は直ちに避難を開始する。 ※大雨特別警報発表が発表され、警戒レベル5緊急安全確保または高潮氾濫発生情報が発令されたとき ○屋外にいる場合は直ちに近くの安全を確保できる場所へ退避 ○自宅にいる場合は直ちに身を守る行動(自宅2階への垂直避難)	
第5章 雷 ・ 大 規 模 事 故 等 災 害 応 急				
第6章 災 害 復 旧 ・ 復 興				

第1節 第1款 基本方針

判断時期（想定される気象状況・WNI配備レベル）	市	区・自主防災組織、事業所等	住民、従業員
○警報等解除 【各部の職員配備体制については災害対策本部会議等で方針を決定する】	<ul style="list-style-type: none"> ■BCP発動の場合は、BCPに基づく非常時優先業務（災害応急業務と災害時であっても優先すべき通常業務）の迅速な実施のため、災害の規模に応じ本部で各部の配備体制等の方針を決定する。 ○二次災害防止措置 ○被害調査 ○被災者救援対策 ○災害廃棄物処理 ○保健衛生対策 ○応援隊、ボランティアの受入れ ○所管施設の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○区内の斜面等の異常等の監視 ○家屋被害認定調査等への協力（被害状況の把握報告、被害調査への同行等） ○緊急物資等配布の協力 ○避難所運営組織の確立・自主運営 ○災害ごみ仮置き場、臨時集積所管理等の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○区内の被害の有無の確認と市への報告 ○市等が行う被害調査への協力 ○近所の斜面等の監視と緊急時避難 ○緊急物資等配布への協力 ○避難所の自主運営への協力 ○ごみの分別
	<ul style="list-style-type: none"> ■災害復旧・復興本部 ○生活再建支援 ○所管施設の本復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活等再建のための復旧・復興活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活等再建のための復旧・復興活動

※ 関係機関については、それぞれの機関が定める計画により応急対策を実施する。

※ 災害リスクスケールとは、㈱ウェザーニューズが豊岡市に対して水位や雨量等、あらかじめ定めた基準に基づき発表するレベル。

※ 風水害時の体制は、危機管理課（災害対策本部事務局）からの連絡配備により構築する。（自動配備ではない）

※ 兵庫県水防本部長が県の機関に対し発する「水防指令」の発令状況についても留意する。

(参考) 兵庫県の災害応急対策のながれ

時間経過	災害応急活動体制	災害応急活動内容
初動対策 (発災直後)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置 ・災害対策要員の確保 ・被害情報の収集・分析・伝達 ・通信手段・情報網の確保 ・防災関係機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の提供、広報活動の実施 ・災害救助法の適用 ・人命救出・救助活動、救急医療活動の実施 ・消火、水防活動等被害拡大防止活動の実施 ・避難行動要支援者等の安全確保対策の実施継 ・避難対策の実施継 ・食料、物資の供給、応急給水の実施実 ・ライフライン応急対策の実施実 ・交通規制等交通の確保対策の実施 ・緊急輸送路の確保等、緊急輸送対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

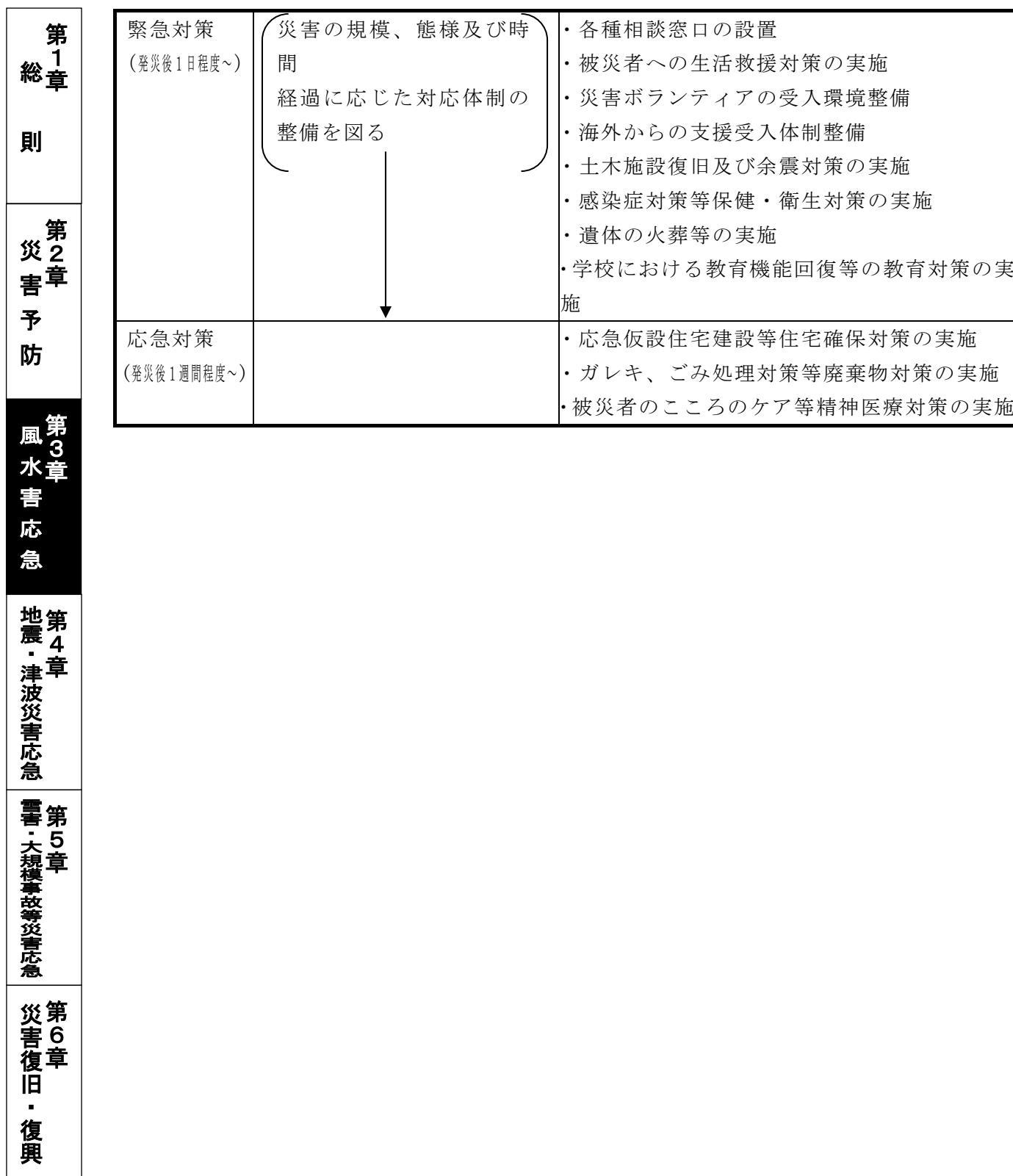
第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

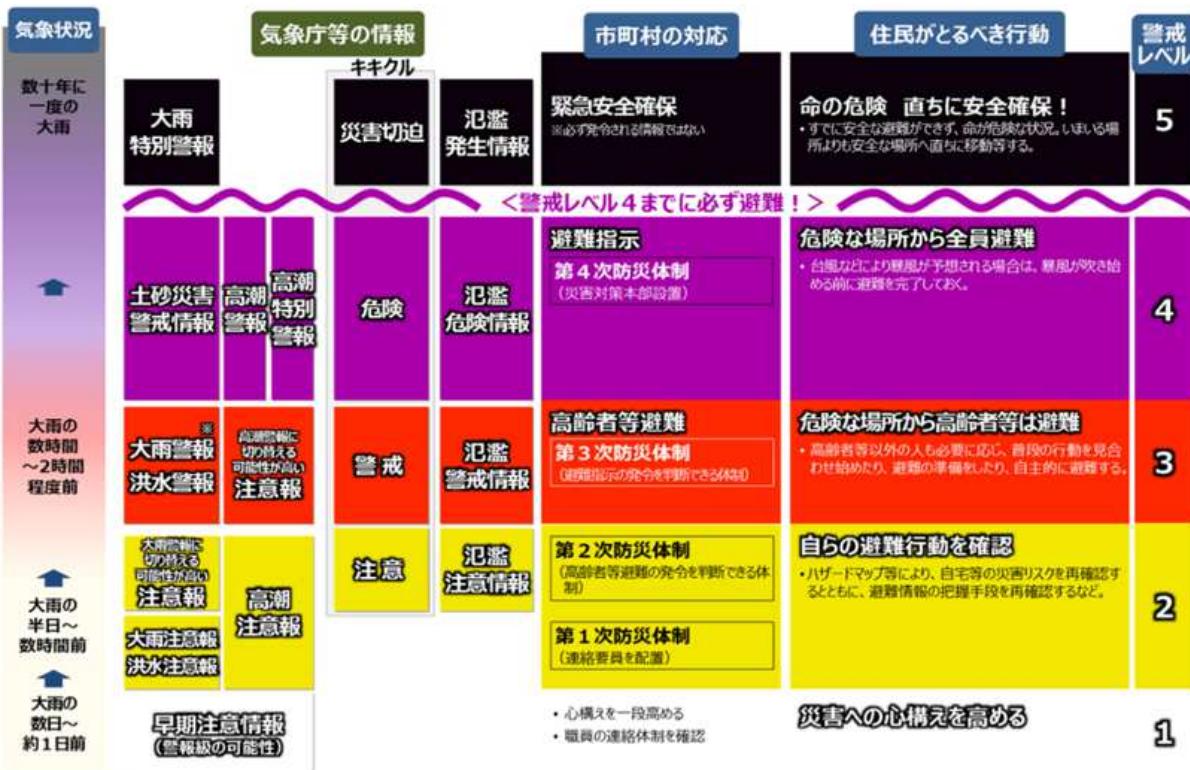
第2節第1款 組織の設置



(参考) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

中央防災会議、防災対策実行会議の下の「令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ」からの提言が令和2年3月にとりまとめられ、本提言を踏まえ引き続き制度的な論点を議論した「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」からの提言が令和2年12月にとりまとめられました。

サブワーキンググループからの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年に改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和3年法律第30号）：5月10日公布、5月20日施行）されたことを受け、市町村が避難情報の発令基準等を検討・修正等する際の参考としていただけるよう、これまでの「避難勧告等に関するガイドライン」を名称を含め改定し、「避難情報に関するガイドライン」として公表します。



警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2節 迅速な災害応急活動体制の確立

第1款 組織の設置

担当	市	各部
	関係機関	
	関係団体	消防団

市長は、市の地域において風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため、豊岡市災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）又は豊岡市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

第1 本部

市長は、災害警戒本部又は災害対策基本法及び市災害対策本部条例に基づく災害対策本部を設置する。

1 設置基準等

	災害警戒本部	災害対策本部
設置基準	次のいずれかに該当するとき。 ①第1号非常配備体制において必要と判断されるとき。 ②災害が発生するおそれがある場合において、その状況を勘案して災害応急対策に備える必要があるとき。 ③振興局に地域災害警戒本部が設置されたとき。 ④災害対策本部を廃止したが、引き続き警戒を要するとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①第2号非常配備体制において必要と判断されるとき又は第3号非常配備体制をとるとき。 ②避難指示の発令基準に達するおそれがあるとき。 ③災害が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備える必要があるとき。 ④振興局に地域災害対策本部が設置されたとき。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②災害対策本部を設置したとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	本庁舎3階庁議室	本庁舎3階庁議室
業務	災害に備えるための動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を行う。

2 組織・運営

	災害警戒本部	災害対策本部
本部長	市長	市長
副本部長	副市長、危機管理部長	副市長、危機管理部長
本部員	教育長、技監、市長公室長、行政管理部長、総務部長、くらし創造部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、観光文化部長、コウノトリ共生部長、都市整備部長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、連合消防団長	教育長、技監、市長公室長、行政管理部長、総務部長、くらし創造部長、市民部長、健康福祉部長、こども未来部長、観光文化部長、コウノトリ共生部長、都市整備部長、消防長、上下水道部長、議会事務局長、連合消防団長
出席を求める者	市長が指名する者	議長、副議長、総務委員長、文教民生委員長、建設経済委員長、防災対策調査特別委員長及び市長が指名する者
部局	各課レベルで活動し、状況に応じて関係部課等との連携を図る。	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、救護部、農林部、工務部、水道部、避難部、消防部、応援復旧部 ※その他災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
本部連絡員	必要に応じ所属長が指名する者	必要に応じ所属長が指名する者
本部会議	本部長、副本部長、本部員をもって構成し、本部長が招集する。	本部長、副本部長、本部員他をもつて構成し、本部長が招集する。

※出席を求める者は、表に記載の者とするが、災害の状況により追加する。

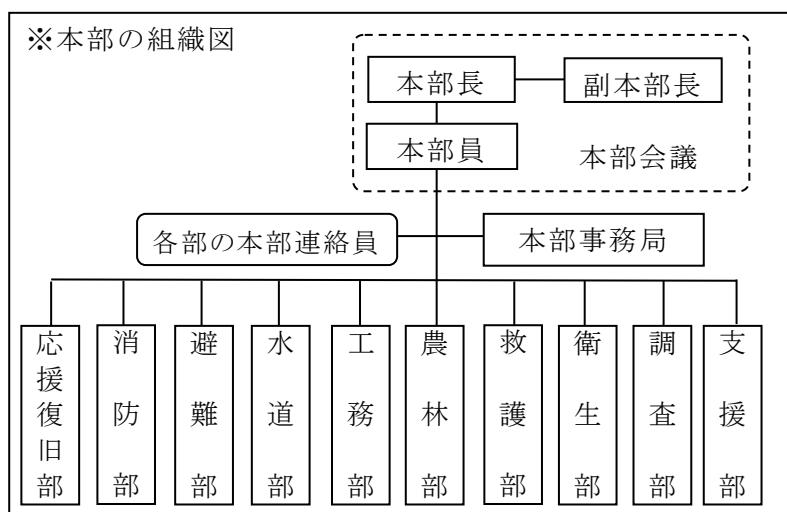
※各部局の主な業務は、総則（→「第3節第1市及び関係機関の役割」の「豊岡市」の項）を参照

3 市長に事故あるときの職務代理

市長に事故あるときは、次の順でその職務を代理する。

- (1) 副市長（防災担当）
- (2) 副市長
- (3) 危機管理部長
- (4) 技監
- (5) 行政管理部長
- (6) 総務部長
- (7) 都市整備部長
- (8) コウノトリ共生部長

※災害対策本部条例は、資料編に示す。



第2節第1款 組織の設置

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水
害
応急

第4章
地震・
津波災害
応急

第5章
震
・大規
模事
故等災
害応急

第6章
災害復旧
・復興

第2 地域本部

市長は、必要に応じて豊岡市(城崎・竹野・日高・出石・但東)地域災害警戒本部(以下「地域災害警戒本部」という。)又は豊岡市(城崎・竹野・日高・出石・但東)地域災害対策本部(以下「地域災害対策本部」という。)を設置又は廃止する。

ただし、緊急を要する場合、振興局長は、市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、振興局長は、その旨を速やかに市長に報告する。

なお、高潮等の対策については、城崎、竹野地域のみ地域本部を設置する。

1 設置基準等

	地域災害警戒本部	地域災害対策本部
設置基準	振興局地域において異常気象などにより被害のおそれが予測される場合は振興局長の判断により、地域本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。	振興局地域において、災害が発生し又はそのおそれがある場合において、その状況を勘案して、災害応急対策を実施するため又は災害応急対策に備える必要がある場合、振興局長の判断により、地域本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①振興局管内の災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②地域災害対策本部が設置されたとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①振興局管内の災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、振興局管内で災害が発生するおそれが解消したとき。
設置場所	振興局	振興局
業務	振興局管内の災害に備えるための動員の実施、事前対策の検討、災害情報の収集・伝達、関係機関等との連絡・調整及び応急対策に係る業務を行う。	振興局管内の災害の警戒・防御及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。

2 組織・運営

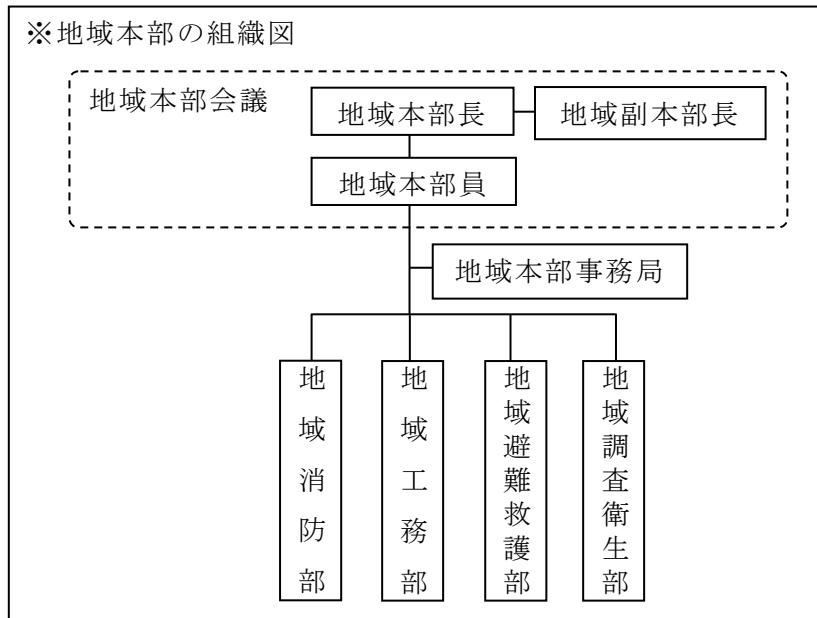
	地域災害警戒本部	地域災害対策本部
地域本部長	振興局長	振興局長
地域副本部長	地域振興課長	地域振興課長
地域本部員	地域振興課参事、市民福祉課長、温泉課長（城崎のみ）、本庁派遣管理職、消防署分署（出張所、駐在所）長、消防団長及び振興局長が指名する者	地域振興課参事、市民福祉課長、温泉課長（城崎のみ）、本庁派遣管理職、消防署分署（出張所、駐在所）長、消防団長及び振興局長が指名する者
地域部局	各課レベルで活動し、状況に応じて関係課等との連携を図る。	地域本部事務局、地域調査衛生部、地域避難救護部、地域工務部、地域消防部 ※その他災害の規模や態様に応じた特別班の設置、時間の経過と共に変化する事態に即応した体制の整備など、機動的な対応を図る。
地域本部会議	地域本部長、地域副本部長、地域本部員をもって構成し、地域本部長が招集する。	地域本部長、地域副本部長、地域本部員をもって構成し、地域本部長が招集する。

※各部局の主な業務は、総則（→「第3節第1市及び関係機関の役割」の「豊岡市」の項）を参照

※振興局長に事故あるときは、次の順で職務を代理する。

（順位）役職名

- (1) 地域振興課長
- (2) 地域振興課参事
- (3) 市民福祉課長



なお、振興局長不在時等における職務代行順位並びに本庁・地域災対各部長不在時等における職務代行順位については、毎年度当初に各部において別途定める。

第2節第1款 組織の設置

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

3 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- (1) 高齢者等避難の発令（災害対策基本法第56条、市長の権限）
- (2) 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示・緊急安全確保の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）
- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- (6) 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

第3 現地本部

市長は、必要に応じて、現地災害対策（警戒）本部を設置する。

ただし、地域本部長は、緊急を要する場合、市長に代わり現地災害対策（警戒）本部を設置することができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

1 設置基準等

	現地災害警戒本部	現地災害対策本部
設置基準	振興局地域において異常気象などにより被害のおそれが予測される場合は振興局長の判断により、現地本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。	振興局地域において異常気象などにより被害のおそれが予測される場合は振興局長の判断により、現地本部を設置する。なお、設置後は速やかに市長に対し報告する。
廃止基準	次のいずれかに該当するとき。 ①現地の災害の警戒にあたる必要がなくなったとき。 ②現地災害対策本部が設置されたとき。	次のいずれかに該当するとき。 ①現地の災害応急対策が概ね終了したとき。 ②災害応急対策に備えて設置した場合で、現地の災害発生のおそれが解消したとき。
設置場所	現地の公共施設等	現地の公共施設等

2 組織

現地本部の本部長及び本部員は、災害対策（警戒）本部長（緊急を要し地域本部長が設置した場合は地域本部長）が副本部長、本部員、その他の職員のうちから指名する。

3 災害対策に係る現地本部長の行為

現地本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、現地本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

- (1) 高齢者等避難の発令（災害対策基本法第56条、市長の権限）
- (2) 避難指示・緊急安全確保の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）
- (3) 避難指示・緊急安全確保の発令（水防法第29条、水防管理者の権限）
- (4) 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

- (5) 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）
- (6) 関係機関等への応援要請（本部と連絡ができない場合）

第4 本部等設置時の措置

本部、地域本部又は現地本部を設置したときは、次の措置を講じる。

1 関係者等への伝達等

本部事務局は、本部の設置理由、設置する本部の名称及び場所等を職員及び関係機関に伝達するとともに、住民等に広報する。

- (1) 住民への伝達は、防災行政無線等による。
- (2) 関係職員への伝達は、非常配備時の伝達体制による。
- (3) 関係機関への伝達は、電話、FAX等により行い、必要に応じて連絡員等の派遣を要請する。

※各関係機関の連絡先は、資料編に示す。

2 本部の表示

(1) 腕章等

災害対策業務の従事者は、必要に応じ本部の腕章を着用し、身分証明書を携帯する。

(2) 標旗等

災害対策業務に使用する車両には、必要に応じ、本部の標旗等を掲示する。

(3) 看板

災害対策業務に使用する拠点施設には、必要に応じ本部等の看板を掲示する。

（主な災害対策拠点の種類）

- ア 本部、地域本部、現地本部
- イ 災害プレスセンター
- ウ 災害相談窓口
- エ 応援部隊集結地
- オ 救護所
- カ 災害拠点病院（厚生労働省指定）
- キ 臨時ヘリポート
- ク 避難所
- ケ 福祉避難所
- コ 遺体安置所
- サ 給水所
- シ 物資集積拠点
- ス ボランティアセンター

3 国・県の現地本部等との連携

県の地方本部、国、県又は関西広域連合の現地本部が設置されたときは、それらと十分に連携して災害対策を推進する。

第2節 第2款 配備、動員

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警報・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2款 配備、動員

	市	各部
担当	関係機関	日本赤十字社、警察署
	関係団体	消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、FMたじま、赤十字豊岡市地区奉仕団

第1 市の配備体制

危機管理部長（副本部長）は、国、県等関係機関から気象や災害に関する情報を収集し、適宜、市長、副市長に状況を報告するとともに、関係部長とも協議のうえ、必要な対策等を進言する。

これにより、市長は、配備体制を決定し、今後の対応方針並びにそれに伴う職員の動員等について指示する。なお、市長が不在等により、指示を行えない場合の職務代行者は、本部設置時の職務の代理順位による。

1 配備基準

区分	配備内容	発令の目安
準備体制	独自の準備体制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき 2 高潮警報に切り換える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき 【リスクスケール1】
非常配備体制	第0号 あらかじめ定めた部署の少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達に当たる。	1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 高潮警報が発表されたとき 【リスクスケール2】
	第1号 (必要に応じ、災害警戒本部設置) 必要に応じ、災害警戒本部を設置する。あらかじめ定めた職員により、情報収集・伝達に加え、具体的な災害対応業務に当たる。	1 大雨警報又は洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき 2 高潮警報が発表され、被害の発生が予想されるとき 【リスクスケール3】
	第2号 (必要に応じ、災害対策本部設置) 災害対策本部（風水害の場合は、必要に応じ）を設置し、部行動をとる。指定された部の他、各課5割の人員を配備し、災害応急対策に当たる。	1 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 高潮特別警報が発表されたとき 4 高潮警報が発表され、被害の発生が予想されるとき 【リスクスケール4】
	第3号 (災害対策本部設置) 災害対策本部を設置し、部行動をとる。全職員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる。	1 特別警報の発表が予想されるとき 2 高潮氾濫発生情報が発表されたとき 【リスクスケール5】

(注) リスクスケールとは、㈱ウェザーニューズが豊岡市に対して水位や雨量等、あらかじめ定めた基準に基づき発表するレベル。

(注) 風水害時の配備体制については、自動配備ではなく、災害対策本部からの「連絡

「配備」による。また、気象状況に応じ、(地域)本部長の判断により、下位の配備体制をとることもできる。

2 配備職員

	本 庁			振興局 (派遣職員を含む)
	・危機管理部、市長公室秘書広報課及び経営企画課並びに行政管理 ・コウノトリ共生部農林水産課 ・都市整備部建設課	・市長公室DX・行財政改革推進課、総務部及び会計課 ・くらし創造部(生活環境課除く。)、こども未来部、観光文化部文化・スポーツ振興課、教育委員会	その他の課	
準備体制	情報収集等	一	一	情報収集等
第0号非常配備	2名以上(※)	独自の準備	独自の準備	振興局長が指定する2名以上(※)
第1号非常配備	3割(※)	3割(※)	課長補佐級以上(特に必要な場合、課長等があらかじめ定める課長補佐級未満の職員を含む。)	振興局長が指定する職員及び第1号非常配備段階で配備につくチーム派遣職員(※)
第2号非常配備	全職員	全職員	5割(※)	振興局長が指定する7割以上の職員及び第2号非常配備段階で配備につくチーム派遣職員
第3号非常配備	全職員	全職員	全職員	チーム派遣職員を含む全職員

※本部の決定等に基づき、各部において対策に必要な職員を所属長が指名する。

(注) 高潮にあっては、第2号非常配備体制のその他の課のうち税務課、環境経済部及び生活環境課以外の職員の配備は要しない。また、振興局は、城崎振興局及び竹野振興局に限る。

※上下水道部、消防本部職員配備については別に定める。

※チーム派遣制度(災害時職員派遣制度)の概要は、資料編に示す。

第2 非常配備時の措置

1 市職員等の動員

(1) 伝達体制

非常配備体制を決定したときは、職員等に速やかにその旨を連絡する。

ア 勤務時間内

危機管理部長から関係部長(本部員、各部長)及び振興局長(地域本部長)にメール、電話等により連絡するとともに、本部事務局からは全職員に対し、職員参集用メール、グループウェア掲示板等(必要な場合は府内放送、FAX)により連絡する。

第2節第2款 配備、動員

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警備・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

その他、関係部長及び振興局長からも、対象となる職員への情報共有を徹底とともに、所管する出先機関等へ連絡する。

イ 勤務時間外

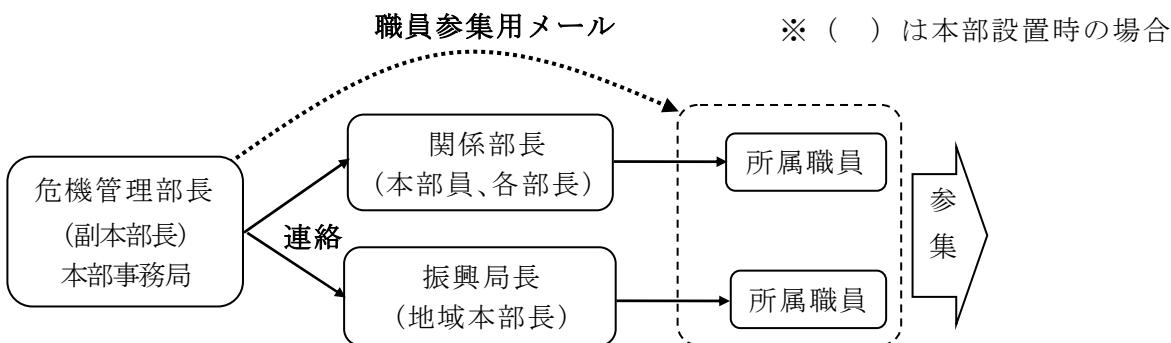
危機管理部長から関係部長（本部員、各部長）及び振興局長（地域本部長）へメール、電話等により連絡するとともに、本部事務局からは全職員に対し、職員参集用メールにより連絡する。

その他、関係部長及び振興局長からも、対象となる職員へ電話連絡網により伝達する。

振興局地域振興課長は、チーム派遣職員に対し電話、職員参集メール等により連絡する。

また、振興局長は、上下水道部長に振興局の配備体制を通知するものとする。

※勤務時間外の連絡系統



(2) 参集・報告

職員は、勤務時間外に参集する場合、次の行動をとる。

ア 配備段階に応じ、あらかじめ指定された場所に参集する。ただし、交通途絶等により本来の配備場所へ行けない場合は、最寄りの振興局、市施設へ出勤し、当該施設長等の指示に従う。なお、交通途絶が解消した場合は、直ちに本来の配備場所を目指すものとする。

イ 市内全体の被災状況の早期把握が最も重要であることから、各人が保有する携帯端末等を活用し、出勤途上の情報を収集し、災害対策時の配属先へ報告すること。

ウ 自身や家族等の被災又は急を要する人命救助活動等により参集できない場合又は到着までに相当の時間を要する場合は、速やかにその旨を所属長に連絡する。

エ 被害状況等については、地域災害対策各部より本庁災害対策各部へ報告する。本庁災害対策各部は、情報をとりまとめの上、本庁災害対策本部事務局へ報告する。本庁災害対策本部事務局は、全体の被害状況をとりまとめ、国、県、警察等の関係機関のほか、市政記者クラブ等報道関係者への情報の共有を図るものとする。なお、緊急に対応が必要な場合は、本庁災害対策各部と地域災害対策各部間で直接調整、連携を行うとともに、対応状況等について、本庁部長は責任をもって災対本部へ報告する。

(3) チーム派遣職員の配備

振興局に派遣される職員は、原則として、あらかじめ指定された配備段階に応じ、それぞれ指定された振興局に参集し、振興局長の指示により行動する。なお、指定された

振興局に参集できないときは、最寄りの振興局又は市の施設に参集し、当該施設の長の指示に従う。

勤務時間外においては、振興局長からの緊急招集にいつでも対応できるように備えておく。

(4) 消防団員を兼務する職員の配備

振興局において災害対応に当たる職員で、消防団員を兼ねる者は、振興局長の指示があるまでは、消防団長の指示により行動する。なお、「振興局長からの指示」とは、職員参集用メール等により行う非常配備の指示のことをいう。

(5) 振興局防災支援員の配備

市が委嘱する防災支援員は、第1号非常配備の発令に伴い、振興局長の要請に基づき参集する。

防災支援員の業務内容は各振興局の人員体制や災害規模などにより一律ではないが、概ね次の業務に従事する。

なお、勤務場所は地域本部事務局が別途指定するが、原則として、災害現場での対応は行わない。

- ① 市民からの電話対応
- ② 災害情報の収集、各種資料などの整理
- ③ 避難所への配置、運営及び運営補助
- ④ 避難所配置職員との連絡調整
- ⑤ パトロール

(6) 市の会計年度任用職員の配備

第3号非常配備において職員が不足する場合、本部長は市の会計年度任用職員に災害対策業務への従事を指示する。指示された職員は、災害対策各部長の指示に従って災害対策に従事する。

(7) 他機関からの情報連絡員（以下、「リエゾン」という。）の派遣

市は、国土交通省近畿地方整備局、社会福祉協議会、FMたじま等と災害時におけるリエゾンの派遣に係る申し合わせ、協定を締結しており、本部設置時においては、リエゾンの派遣を受ける団体に対し、収集した情報を提供、共有を図るとともに、災害対応に当たっての即応体制構築を要請する。

(8) その他の対策要員

市は、災害対策を実施するため、必要に応じて、自主防災組織、社会福祉協議会、建設業協会、赤十字奉仕団等に協力を求め、災害対策要員の確保を図る。

第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1 情報収集・伝達手段の確保

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、FMたじま、区・自主防災組織、住民

1 通信機能の確保

市（各部）及び関係機関は、所管の通信、同報設備等の機能維持を図り、防災関係者間の通信及び住民等への広報手段を確保する。

	主な手段	主な通信区間
通信系	一般加入電話・FAX	本部、地域本部～区、住民等
	災害時優先電話	本部～地域本部～市出先施設～県～他市町～関係機関～国等
	災害対応総合情報ネットワークシステム (兵庫衛星通信ネットワークシステム)	本部～県～他市町～関係機関等
	災害用携帯電話、IPデジタル無線、消防無線等	本部、地域本部等～消防署、上下水道部事務所等～現場職員等
	孤立対策用衛星携帯電話	本部～地域本部～貸与地区 (川南谷、金原、段)
	災害時特設公衆電話	本部～小中学校・地区コミュニティセンター等指定避難所
同報系	同報FAX	本部、地域本部→聴覚障害者、区等
	全国瞬時警報システム (J-ALEERT)	国→市本部（地域本部） ・防災行政無線自動起動→住民等 ・緊急速報メール連携→住民等 ・職員参集用メール連携→職員
	防災行政無線（同報系）	本部、地域本部→住民、避難所、地区集会所、公共施設、事業所等
	とよおか防災ネット	本部→職員、住民等
	緊急速報メール	本部→住民等
	Lアラート	本部→住民等
災害復旧・復興	市ホームページ、市公式LINE、市公式X	本部→住民等
	職員参集用メール	本部→職員
	モバイルサイトTAJIMA防災 (道と川の防災情報)	国土交通省豊岡河川国道事務所→住民等
	広報車の巡回	本部、関係機関→住民等
	放送事業者が行う放送	本部→放送事業者（FMたじま等）→住民等

※通信設備の概要、連絡先は、資料編に示す。

2 通信・情報の管理

市（各部）及び関係機関は、通信機器の専従者を配置し、通信記録をとる。

3 代替通信手段の確保

市（本部事務局）は、市が所有する通信機能が低下し、応急対策に著しい支障が生じる場合は、次の代替通信手段の確保を図る。

(1) アマチュア無線の協力要請

県を通じ、無線赤十字奉仕団等に、無線通信による通信協力を要請する。

(2) 災害対策用移動通信機器の貸出し要請

県を通じ、近畿地方非常通信協議会事務局（総務省近畿総合通信局通信部陸上第二課）へ要請する。

※「非常通信対応マニュアル」は、資料編に示す。

第2 警報等の収集・伝達

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、避難行動要支援者関連施設等の管理者

1 台風・気象情報、河川情報の監視

市（本部事務局）及び関係機関は、災害対策に係る気象情報、河川情報等をフェニックス防災端末のほか、国土交通省・気象庁等のホームページで監視し、警報等の迅速な伝達に備える。

なお、円山川流域では、1時間に20mm程度の降雨が数時間続いた場合であっても、河川水位の急上昇と氾濫、内水氾濫、土砂災害を誘発し、特に大きな被害（昭和34年伊勢湾台風、平成16年台風23号）となる可能性が高いことから、市（本部事務局）は、1時間ごと（状況によっては10分ごと）の流域全体の降雨量の変化や土砂災害等への警戒に関するメッシュ情報等の情報収集にあたり、専任従事者を配し、注視する。

以下、気象情報等の伝達系統を示す。（市に關係する主な機関を記載）。

◆気象情報の伝達系統

(1) 気象予警報等の市への伝達

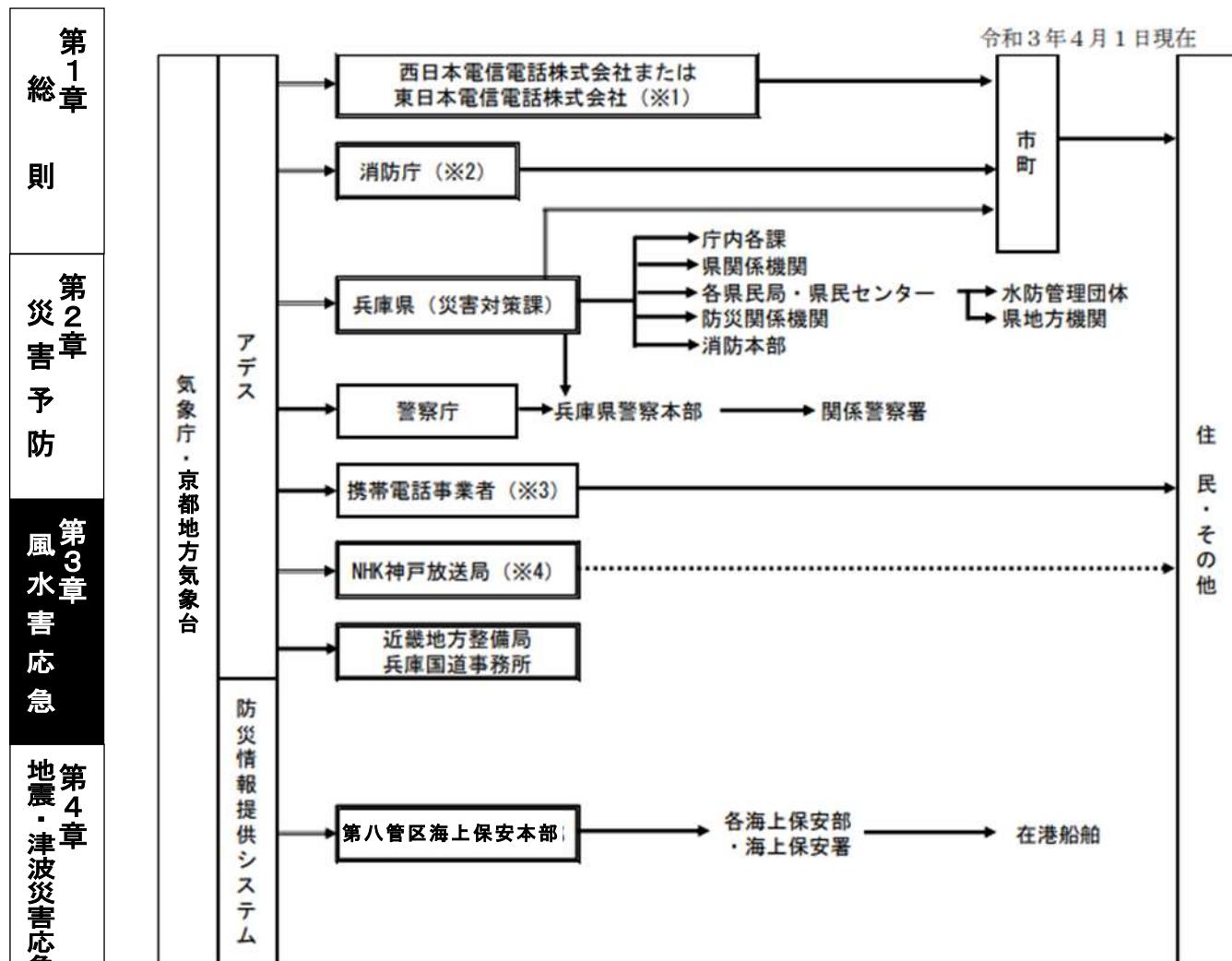
神戸地方気象台からの気象予警報等の市への伝達は、特に重大なものについてはホットラインによる他、フェニックス防災システムで行う。

さらに、県から、兵庫衛星通信ネットワークによる伝達がなされる他、警報についてはN T T西日本からも、市に通知される。

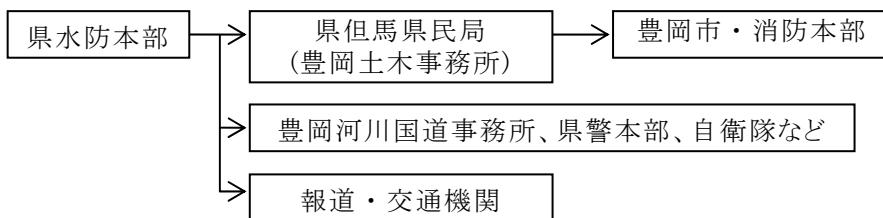
(2) 住民への伝達

関係機関等は、災害が発生するおそれがある場合も含め、気象情報等を速やかに住民に周知徹底する。

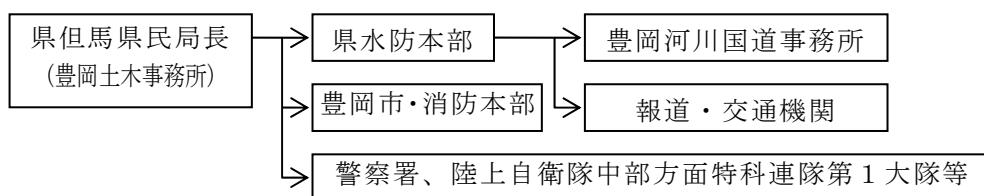
第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告



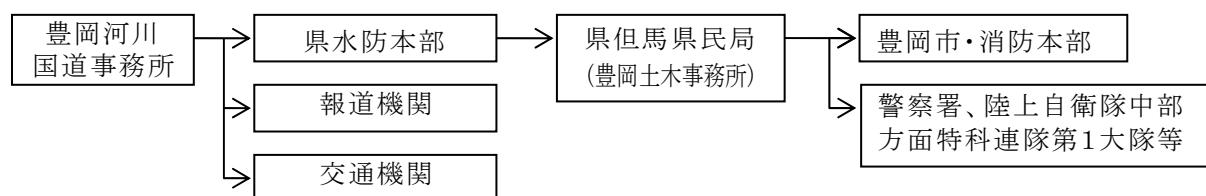
◆県水防指令【県知事（水防本部長）が県の機関に対して行う水防非常配備指令】の伝達系統



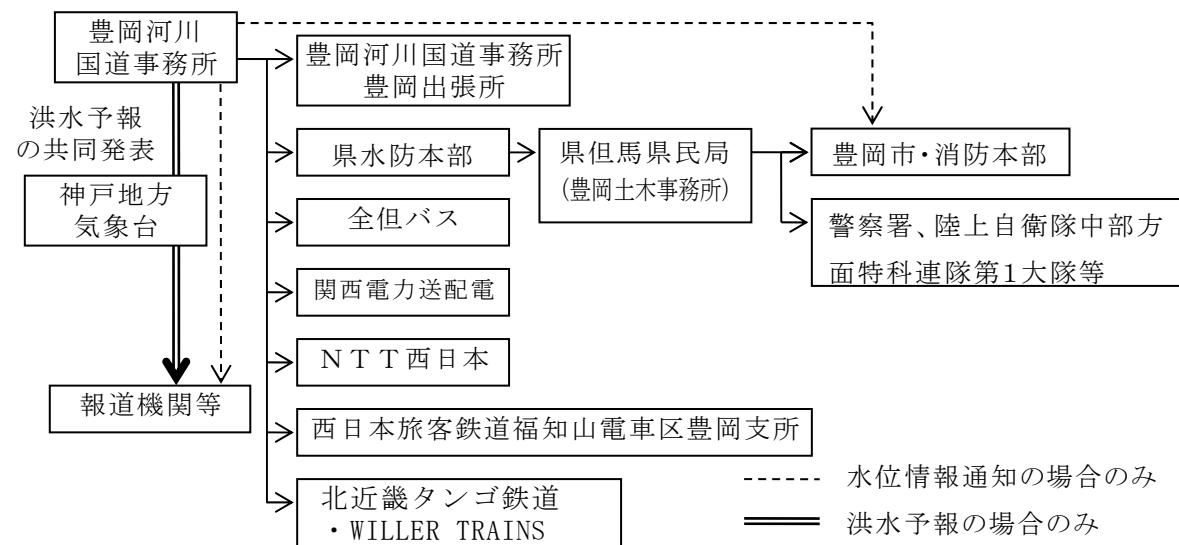
◆県管理河川（奈佐川、出石川、稻葉川、竹野川）、海岸（津居山港、竹野港）の水防警報の伝達系統



◆国管理河川（円山川、奈佐川、出石川）の水防警報の伝達系統



◆国管理河川（円山川・出石川）の洪水予報並びに奈佐川水位情報の伝達系統



第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

主な気象情報・河川情報の意味と留意点等			
第1章 総則	情報項目	情報の意味	留意点等
第2章 災害予防	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。	直ちに屋外での活動を中止し、命を守る行動（垂直避難等）をとるよう住民に呼びかけが必要。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれがある場合には発表は継続される。
第3章 風水害応急	大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。	キキクル（警報の危険度分布）で土砂災害や浸水害の危険度が高まっている場所での確認が必要。 雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれがある場合には発表は継続される。
第4章 地震・津波災害応急	洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる。
第5章 雷害・大規模事故等災害応急	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。	直ちに屋外での活動を中止し、命を守る行動（屋内退避や近くのより堅牢な建物への避難）をとるよう住民に呼びかけが必要。
第6章 災害復旧・復興	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。	浸水想定区域などでは、発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる。
	高潮警報	台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。	台風や低気圧等、強風、満潮、異常潮位等の重複に注意が必要。
	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報	土砂災害警戒情報が発表された市で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認できる。（警戒レベル4相当情報）。
	記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したときに、発表される。現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために、雨量基準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表するもので、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記している。	土砂災害警戒区域や浸水想定区域などでは、避難情報を確認し、発令されている避難情報に従い、直ちに適切な避難行動をとる。 少しでも危険を感じた場合には躊躇することなく自主避難をする。 ただし、記録的短時間大雨情報が発表された場合、すでに屋外は猛烈な雨となっていることも想定されるため、あらかじめ決めていた避難場所まで移動することがかえって命に危険を及ぼすと判断される場合には、近隣のより安全な場所や建物へ移動し、それさえも危険な場合には、少しでも命が助かる可能性が高い行動として、屋内の中でも土砂災害・浸水害・洪水害が及ぶ危険性ができる限り小さい階や部屋等に退避（垂直避難）するなどの行動をとる必要がある。
	顕著な大雨に関する気象情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って半日程度前から解説する情報。警戒レベル4相当以上の状況で発表。	対象量水標は、円山川下流は立野、出石川下流は弘原に設置
	指定河川洪水予報 （円山川下流） （出石川下流）	河川の対象量水標の水位がはん濫注意水位を超えると予測されたときにはん濫注意情報を発表。はん濫危険水位に達すると予測されたときにはん濫警戒情報を発表。	円山川、出石川、稻葉川、奈佐川、竹野川、津居山港、竹野港が対象
	水防警報	河川水位や潮位がはん濫注意水位（潮位）に達するおそれがあるときに、水防関係者へ待機、準備、出動又は解除を発令	高潮により相当な被害を生ずる恐れがある場合で水防法第13条第3項に基づき指定した海岸の水位が、特別警戒水位に達した時に県知事が発表。
	高潮氾濫発生情報	高潮により相当な被害を生ずる恐れがある場合で水防法第13条第3項に基づき指定した海岸の水位が、特別警戒水位に達した時に県知事が発表。	高潮により相当な被害を生ずる恐れがある場合で水防法第13条第3項に基づき指定した海岸の水位が、特別警戒水位に達した時に県知事が発表。

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署 神戸地方気象台

豊岡市		府県予報区	兵庫県					
一次細分区域		北部						
市町村等をまとめた地域		但馬北部						
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指數基準	19					
		土壤雨量指數基準	132					
		流域雨量指數基準	竹野川流域=19.5, 稲葉川流域=20.1, 六方川流域=14.6, 奈佐川流域=13.8, 八代川流域=7.9, 太田川流域=18					
		複合基準 ^{*1}	円山川流域=(7, 32.2), 出石川流域=(7, 24.2), 稲葉川流域=(7, 18), 六方川流域=(7, 12.6), 奈佐川流域=(7, 12.3), 太田川流域=(7, 14.3)					
	洪水	指定河川洪水予報による基準	円山川[立野], 出石川[弘原]					
		平均風速	陸上	20m/s				
			海上	25m/s				
		平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う				
			海上	25m/s 雪を伴う				
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ50cm					
注意報	大雪	有義波高	6.0m					
	波浪	潮位	0.9m ^{*2}					
	大雨	表面雨量指數基準	9					
		土壤雨量指數基準	101					
		流域雨量指數基準	竹野川流域=15.6, 稲葉川流域=11.7, 六方川流域=11.6, 奈佐川流域=11, 八代川流域=4.7, 太田川流域=14.4					
		複合基準 ^{*1}	円山川流域=(7, 29), 出石川流域=(5, 19.9), 竹野川流域=(7, 12.5), 稻葉川流域=(7, 9.4), 六方川流域=(5, 11.3), 奈佐川流域=(7, 8.8), 八代川流域=(7, 4.7), 太田川流域=(5, 11.8)					
	洪水	指定河川洪水予報による基準	円山川[立野], 出石川[弘原]					
		平均風速	陸上	10m/s				
			海上	15m/s				
		平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う				
			海上	15m/s 雪を伴う				
		降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm					
	大雪	有義波高	3.0m					
	波浪	潮位	0.7m					
	高潮	落雷等により被害が予想される場合						
	雷							
	融雪							
	濃霧	視程	陸上	100m				
			海上	500m				
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度70%						
	なだれ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ40cm以上						
		②積雪の深さ70cm以上あり最高気温7°C以上又は24時間雨量10mm以上 ^{*3}						
	低温	最低気温-4°C以下 ^{*4}						
	霜	4月以降の晩霜 最低気温2°C以下 ^{*5}						
	着氷							
	着雪	24時間降雪の深さ:30cm以上 気温:0°C以上						
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm					

*1 (表面雨量指數、流域雨量指數)の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 兵庫県が定める基準水位観測所(津居山、柴山)における高潮特別警戒水位(1.1m、1.1m)への潮位の到達状況を考慮して、これによらず高潮警報を発表する場合があります。

*3 気温は豊岡特別地域気象観測所の値。

*4 気温は豊岡特別地域気象観測所の値。

*5 気温は豊岡特別地域気象観測所の値。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

河川の基準水位及び市の避難基準（国土交通省、兵庫県）

1. 国土交通省管理河川における基準水位と豊岡市の避難情報発令基準について

2021年5月の災対法の改正により、「避難判断水位」の位置づけが「高齢者等避難の発表の目安」へ、また、「氾濫危険水位」の位置づけが「避難指示の発令の目安」とされた。

これを受け、市では国直轄管理区間の避難情報発令基準を次のとおり設定した。

(1) 緊急安全確保・・水位計受持区間中、最も低い堤防天端の換算水位、ポンプ停止水位に設定

(2) 避難指示・・・・・国の基準通り「氾濫危険水位」に設定

※ 2022年6月13日から氾濫危険水位に基づいて国土交通省と気象庁と合同で発表している指定河川洪水予報のうちの「氾濫危険情報」について、急激な水位上昇で3時間以内に「氾濫する可能性のある水位」に到達する見通しとなった場合は予測に基づいて「氾濫危険情報」が発表される（警戒レベル4相当）。市は「3時間以内に避難指示を発令する可能性がある」ことを防災行政無線・豊岡防災ネット等で市民に周知する。

その後、実測で氾濫危険水位に達した場合、「避難指示」の発令を検討する。ただし、雨量や水位の状況により、早めの避難が必要と判断した場合は氾濫危険水位に達していないなくても、予測に基づいて「避難指示」を発令する。

(3) 高齢者等避難・・国の基準より前倒しし、「氾濫注意水位」に設定

<国管理：出石川下流及び円山川下流>

対象河川	基 準 水 位 観測所	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位 高齢者等 避難	避 難 判 断 水 位	氾 濫 危 険 水 位 避難指示		計画 高水位
出石川下流	弘 原	0.60m	2.40m	3.40m	4.30m	(4.80m)	5.27m
	赤 崎	2.00m	(4.60m)	(5.60m)	(7.00m)	(8.30m)	8.63m
円山川下流	府 市 場	2.00m	(3.80m)	(4.40m)	(5.40m)	(6.20m)	6.91m
	立 野	2.50m	4.50m	5.20m	6.20m	7.16m	8.16m
円山川下流	城 崎	1.00m	-	-	-	-	3.64m

※ ()書きの水位は国交省からの情報提供を参考に、本市が独自で運用している基準水位

※ ()書きの水位のうち、出石川下流（弘原水位観測所）の緊急安全確保相当水位（4.80m）の設定については、河川管理者から受持ち区間のうち、最も危険な箇所の堤防満水時の水位を基準水位観測所の水位に換算した水位の提供を受け、本市で独自運用。

※円山川下流（立野水位観測所）の「緊急安全確保」水位については、ポンプ停止基準水位を適用。円山川下流（赤崎・府市場水位観測所）の水位については、河川管理者から立野のポンプ停止水位を換算した水位の提供を受け、本市で独自運用。

<国管理：奈佐川下流>

対象河川	基 準 水 位 観測所	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位 高齢者等 避難	避 難 判 断 水 位 避難指示	氾 濫 危 険 水 位 緊急安 全確保		計画 高水位
奈佐川下流	宮 井	2.10m	3.20m	4.10m	4.90m	-	5.09m

※「計画高水位」と「氾濫危険水位」に差がないことから、豊岡河川国道事務所の助言により、奈佐川下流の宮井地点に関しては、他の基準とは異なり、「氾濫危険水位」を「緊急

安全確保の発令の目安」、「避難判断水位」を「避難指示の発令の目安」としている。

2. 兵庫県管理河川における基準水位と豊岡市洪水避難基準について

兵庫県管理河川については、国の基準と同様に「氾濫危険水位」を「避難指示の発令の目安」としている。

<県管理河川>

対象河川	基 準 水 位 観測所	水防団 待 機 水 位	氾 濫 注 意 水 位	避 難 判 斷 水 位	氾 濫 危 険 水 位	避 難 指 示	緊 急 安 全 確 保	受持区間
出石川上流	矢 根	2. 20m	2. 80m	3. 20m	3. 80m	4. 30m		下流端～太田川合流点 (8. 740k～19. 850k)
稻 葉 川	伊 府	1. 50m	1. 80m	1. 90m	2. 20m	3. 00m		下流端～万場向野橋 (-0. 320k～15. 600k)
八 代 川	藤 井	1. 10m	1. 60m	-	-	-		—
六 方 川	駄 坂	1. 90m	2. 80m	-	-	-		—
奈佐川上流	野 垣	1. 80m	2. 10m	2. 30m	2. 60m	3. 20m		下流端～目坂川合流点 (0. 000k～4. 490k)
竹 野 川	森 本	1. 30m	2. 20m	2. 80m	3. 20m	3. 80m		鬼神谷橋～上流端 (4. 900k～20. 634k)
	竹 野	1. 30m	2. 00m	-	-	-		—

- (1) 緊急安全確保・・・水位計受持区間中、最も低い堤防天端の換算水位
- (2) 避難指示・・・避難指示水位からリードタイムを60分として設定（氾濫危険水位）
- (3) 高齢者等避難・・・避難勧告水位からリードタイムを30分として設定（避難判断計画）

高齢者避難から緊急安全確保まで、90分のリードタイムを設定しているが、その考え方には次のとおり

- ① 避難情報の発令に要する時間 15分
- ② 避難情報の周知・伝達に必要な時間 15分
- ③ 避難の準備に要する時間 30分
- ④ 避難所までの移動時間 30分

2 警報等の伝達

市及び関係機関は、警報等を確認した場合は、必要に応じ、防災行政無線、メール、FAX等により、職員、住民等に伝達する。

ただし、神戸地方気象台から特別警報発表に関する事前情報や特別警報が発表された場合は、防災行政無線、緊急速報メール等により、直ちに住民等へ伝達する。（特別警報については、J-ALETRで自動的に緊急放送される）

(1) 特別警報、警報等

市（本部事務局）は、住民等に以下の内容を周知し、行動を促す。

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 則	警報等	伝達先	伝達手段等	特に伝達を要する内容
第2章 災害予防	大雨特別警報、大雨警報（浸水害・土砂災害）	住民	大雨特別警報 =防災行政無線 大雨警報 =防災行政無線 (必要に応じ) ※防災行政無線の他、とよおか防災ネット、登録制FAX (BizFax)、FMたじま、電話等を活用	<大雨特別警報> 【警戒レベル4 避難指示が発令されたとき】 <ul style="list-style-type: none">屋外活動中の場合は、即時活動を中止し、周囲への避難の呼びかけと、現場から撤収し身の安全確保を図る。危険な場所（災害想定エリア）にいる市民は、直ちに避難を開始する。 【警戒レベル5 緊急安全確保が発令されたとき】 <ul style="list-style-type: none">屋内にいる市民は、建物の2階以上に退避する。屋外にいる市民は、直ちに活動を中止し、周辺建物の2階以上に避難する。何れも山とは反対側の部屋で過ごす。 <大雨警報：災害への警戒が必要> <ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒区域内にいる場合は、2階以上の山とは反対側の部屋で過ごすこと。河川には絶対近づかないこと。不要不急の外出を控えること。気象情報に留意すること。 <その他事項> <ul style="list-style-type: none">避難指示発令前にあっては、避難所開設や区内要配慮者の避難支援の要請に関するこ。
第3章 風水害応急	洪水警報	住民	上記に準ずる	・河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊等による浸水害発生の可能性があるため、河川には絶対近づかないこと。
第4章 地震・津波災害応急	高潮氾濫発生情報	豊岡港地区、竹野浜沿岸及び城崎地区の住民	上記に準じるほか、消防自動車や警察車両等を活用	<※即時安全確保行動が必要> ・屋外活動中の場合は、即時活動を中止し、直ちに命を守る行動（屋内退避や近くのより堅牢な建物への避難）をとること。
第5章 警報・大規模事故等災害応急	※市（本部事務局、地域本部事務局）は、局地的に被害の発生が予測される場合（裏山の小規模の崩れ等）にあって、緊急的に立ち退き避難が必要と考えられる世帯に対し避難を求めるとともに、地元区長に対し、区の会館等の開錠並びに避難世帯の対応を依頼する。			
第6章 災害復旧・復興	(2) 土砂災害警戒情報等			
	市（本部事務局）は、降雨状況はもとより、気象庁の「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」並びに県の「地域別土砂災害危険度」、気象台とのホットライン等を参考に、土砂災害の危険度が高まったと判断される場合には、小学校区単位ごとに、防災行政無線、とよおか防災ネット等により住民等へ避難勧告等を発令するなど、迅速な安全確保行動を促す。			
	なお、大雨特別警報（土砂災害）または大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まり、「土砂災害警戒情報」が発表された場合も同様に、小学校区単位ごとに、防災行政無線、とよおかげ防災ネット等により、即時、安全確保行動を促す。			
	(3) 水防警報			
	市（本部事務局）は、河川管理者（国土交通大臣又は知事）が発表する水防警報を確認した場合、その内容を電話、とよおかげ防災ネット等で消防団等水防関係者に伝達する。			
	(4) 指定河川洪水予報、氾濫危険水位等到達情報			
	市（本部事務局）は、河川管理者と気象庁が共同発表する洪水予報指定河川（円山川下流、出石川下流）の氾濫危険情報（氾濫危険水位（立野地点6.20m、弘原地点4.30m）			

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

に到達した場合やまもなく超えてさらに上昇する場合。警戒レベル4相当) 及び河川管理者が発表する水位周知河川(奈佐川上流・下流、出石川上流、稻葉川、竹野川)の特別警戒水位(氾濫危険水位。警戒レベル4相当)到達情報を確認した場合、住民及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設(※)に情報を伝達し、注意・警戒を促す。

※洪水予報河川の洪水予報については、とよおか防災ネットを通じて登録者に対し配信されている。

伝達担当	伝達先	伝達内容等
本部事務局	関係地域の住民	
救護部	浸水想定区域内の避難行動要支援者関連施設等の管理者 (※)	注意事項や避難喚起等を防災行政無線及び電話・FAX等で伝達

※高齢者、障害者、乳幼児その他防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条)

※浸水想定区域にあって水防法第15条等に基づき避難確保等に関する計画策定が必要

※施設の名称と所在は、資料編に示す。

(5) 竜巻発生に関する情報を含む竜巻注意情報

市(本部事務局)は、気象台と連携を密にしつつ、必要があると判断した場合には、時機を失すことなく、防災行政無線、メール等により住民等へ堅牢な建物への退避などの安全確保行動を促す。

第3 災害情報の収集及び県への報告

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	各機関
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、豊岡エネルギー

1 実施機関

(1) 市(本部事務局)は、各部からの報告や関係機関の協力に基づき、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、当該災害が、市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

2 報告基準

市(本部事務局)は、以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

(一般基準)

- (1) 災害救助法の適用基準に合致する災害
- (2) 災害対策本部を設置した災害
- (3) (1)又は(2)に定める災害になるおそれのある災害

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- (4) 自らの市内の被害は軽微であっても、隣接する他府県の市町村で大きな被害を生じている災害
(風水害)
- (5) 崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの
- (6) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
(社会的影響基準)
- (7) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
(その他)
- (8) 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害
県は、同様の基準により内閣総理大臣(窓口消防庁)に災害情報を報告することとする。

3 報告手続き

市(本部事務局)は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告をする場合、内閣総理大臣(窓口:消防庁)に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にあっても、市は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は県に対して報告する。

4 災害情報の伝達手段

- 市(本部事務局)は、次の措置を講じる。
- (1) 災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災端末に情報を入力する。
 - (2) あらかじめ県が指定する時間ごとに災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力する。
 - (3) 災害情報の報告をする場合、必要に応じて有線若しくは無線電話又はFAXなどを活用する。
 - (4) 有線電話が途絶した場合は、衛星携帯電話又は、兵庫衛星通信ネットワークシステムを利用する。また、支援部を通じ、必要に応じ他機関に協力を求め、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等の通信手段を確保するよう努める。
 - (5) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くし伝達ができるよう努める。

5 報告内容

- (1) 緊急報告
ア 市(本部事務局)は、原則としてフェニックス防災端末(事務所被害報告の機能を活用)により報告する。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえない。

- イ 市(消防部)は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報(電話・来庁を問わない)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告する。消防庁に対しては、県を経由することなく直

接報告し、後ほど、その旨を県に対し報告する。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足する。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星携帯電話やファックス等最も迅速な方法で行う。

(ウ) ライフライン関係機関は、供給等に支障を來した場合、下記の項目について速やかに県（災害対策本部）にその状況を通報する。

(ア) 電話回線の障害状況

(イ) 交通機関の運行状況及び施設の被災状況（JR・私鉄等、バス、航空機、船舶）

(ウ) 電力の供給状況

(エ) ガスの供給状況

(オ) 水道の供給状況

(2) 災害概況即報（災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分に把握できていない場合）

市（本部事務局）は、報告すべき災害を覚知したとき直ちに第一報を県（災害対策本部、地方本部経由）に報告し、災害の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況、建築物の被害状況及び土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、災害概況即報の様式により把握できた範囲から逐次県（災害対策本部、地方本部経由）へ連絡する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県（災害対策本部、地方本部経由）へ報告する。

なお、災害規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害規模を推定できるなんらかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やFAX等最も迅速な方法で行う。

また、必要に応じ県等から派遣される連絡員や支援チームに対し、概況について適宜情報提供するほか、災害情報収集活動に協力するよう努める。

※災害概況即報の様式は、資料編に示す。

(3) 被害状況即報

市（本部事務局）は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末又はそれによりがたい場合は衛星携帯電話やFAX等最も迅速な方法で被害状況即報の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告する。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市（本部事務局）は内容が重要と判断される情報を入手したときは、隨時報告することとする。

※被害状況即報の様式は、資料編に示す。

(4) 災害確定報告

市（本部事務局）は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

(5) その他

以上のほか、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水害
応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警備・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う。

6 画像情報の送信

市（本部事務局）、応援団体等は画像情報を送信することができる場合は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したとき、速やかに被害状況等の画像情報を県に送信するよう努める。

- (1) 直接即報基準に該当する火災・災害等
- (2) 市の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- (3) 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- (4) 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

第4 情報共有

	市	各部
担当	関係機関	県、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所、西日本旅客鉄道、関西電力送配電、N T T各社
	関係団体	消防団、豊岡エネルギー、F Mたじま

市及び関係機関は、相互の情報共有に努める。

1 庁内の情報共有

地域本部（地域本部事務局：地域振興課）は、振興局管内の被害状況及び応急対策実施状況等をとりまとめ、本部事務局（本部設置前は危機管理課）に報告する。本部事務局（本部設置前は危機管理課）は、市全体の状況をとりまとめ、地域本部（地域本部事務局：本部設置前は地域振興課長）へメール等により伝達する。

2 市と関係機関等

市（本部事務局）、国及び県は、被害状況や対策実施状況等を毎日交換し、市は国及び県以外の関係機関に対して、被災状況や対策実施状況等を毎日提供する。国及び県以外の関係機関は市の求めに応じ又は必要に応じ、収集した情報を市（本部事務局）に提供する。

なお、関係機関は、必要に応じて相互に連絡員を派遣する。

市の窓口	関係機関
本部事務局	県（県民局）、警察署、海上保安署、豊岡河川国道事務所、西日本旅客鉄道、関西電力送配電、N T T各社、消防団、豊岡エネルギー、F Mたじま、社会福祉協議会

3 上流域の市との情報共有

円山川の洪水対策の参考とするため、市（本部事務局）は、必要に応じ、上流域の養父市、朝来市の防災担当部署に対し、気象、河川等の状況、災害対策の進展状況等についての情報収集を行う。

第5 被災情報の収集・調査

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	区

市及び関係機関等は、被災情報を収集、調査する。

1 異常現象発見者の措置

災害が発生するおそれのある異常現象（異常潮位、洪水等）を発見した者は、市（本部事務局）又は関係機関に連絡する。また、連絡を受けた機関は、気象台、その他関係機関に通報する。

災害の発生が予想されるときは、市（農林部、工務部、消防部）、警察署等が協力して現場の巡視・警戒にあたる。

2 点検・巡視等

警戒段階から災害発生直後にあっては、市（各部）及び関係機関は、担当地域や所管施設等の状況を点検・巡視する。

市（各部）は、必要と判断した場合、重要防災箇所に職員を派遣し、速やかに情報を収集する。また、市（各部）は、災害の発生情報や道路通行止め情報、避難場所に関する情報などについて、情報共有を図る。

点検・巡視結果に異常があると認められるときは、速やかに市（本部事務局、地域本部事務局）に報告するとともに、各機関とも連携して、可能な限りの安全措置を講じる。なお、重要情報（死者・重傷者の発生）や重要な現象の発見（河川の堤防の決壊や地すべり等の前兆）、緊急を要する措置（避難指示や警戒区域の設定、交通規制の実施等）を確認した場合は、速やかに各部長へ報告する。なお、この場合、状況に応じて画像による情報提供に努める。

また、入手した情報に不確定な内容が含まれる場合は、現地へ職員を派遣し、速やかに正確な情報収集のうえ、市（本部事務局）に報告する。

3 地域内の被災情報の収集・報告

区長又は自主防災組織等は、区民等の安否確認を行うとともに、地域内の被災情報を収集し、報告内容及び報告先は次のとおりとし、所定の様式に基づき速やかに市（関係の部）に提出する。

報告内容及び報告先は次のとおりとする。

被害の内容	本部報告先	地域本部報告先
家屋被害	調査部	地域調査衛生部
衛生薬剤	衛生部	地域調査衛生部
農林水産被害	農林部	地域工務部
道路・河川・土砂災害	工務部	地域工務部
災害廃棄物・集積所	衛生部	地域調査衛生部

4 被災者支援のための情報の収集・活用

(1) 住民からの問い合わせに対する回答

市（応援復旧部）は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、業務ごとの人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。各部は体制整備に協力する。

市（本部事務局）は、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することができる。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

この場合において、住民からの照会に係る回答にあっては、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者（DV（ドメスティックバイオレンス）被害者）等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努め、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針（令和5年10月27日付け兵庫県危機管理部）による公表をもつて回答するものとする。

(2) 被災者台帳の作成

市（支援部）は、市（本部事務局）と連携して、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

（→「第2節第3款第5 4 被災者支援のための情報の収集・活用 (2) 被災者台帳の作成」参照）

第6 被害調査

担当	市	各部
	関係機関	各機関
	関係団体	各団体 各団体

1 所管施設等の調査

災害の危険が解消した段階で、市（各部）及び関係機関は、所管施設等の被害調査を行い、調査結果を市（本部事務局）に報告する。

※調査事項及び担当は、資料編に示す。

また、市（地域本部各部）は、調査結果を地域本部事務局及び本庁災対本部の担当部に報告する。ただし、緊急対応を要する事象を確認したときは、即時に報告する。

2 被害家屋の調査

市（調査部）は、県の家屋被害認定士養成講習会を受講し、認定士資格を得た職員や過去の災害において家屋被害調査経験のある職員を中心に災害に係る住家の被害認定調査の実施体制を早期に確立し、り災台帳の作成及び早期のり災証明書の発行に努める。

また、調査要員が不足する可能性がある場合には、あらかじめ県に状況を伝え、家屋被害認定士資格者の派遣の要請の可能性について通知しておく。

調査要員が不足する場合は建築士会等へ協力を要請する。なお、他から職員等の応援を受ける場合、あらかじめ定めた受援計画に基づき、支援部とも連携し、受入調整を行う。

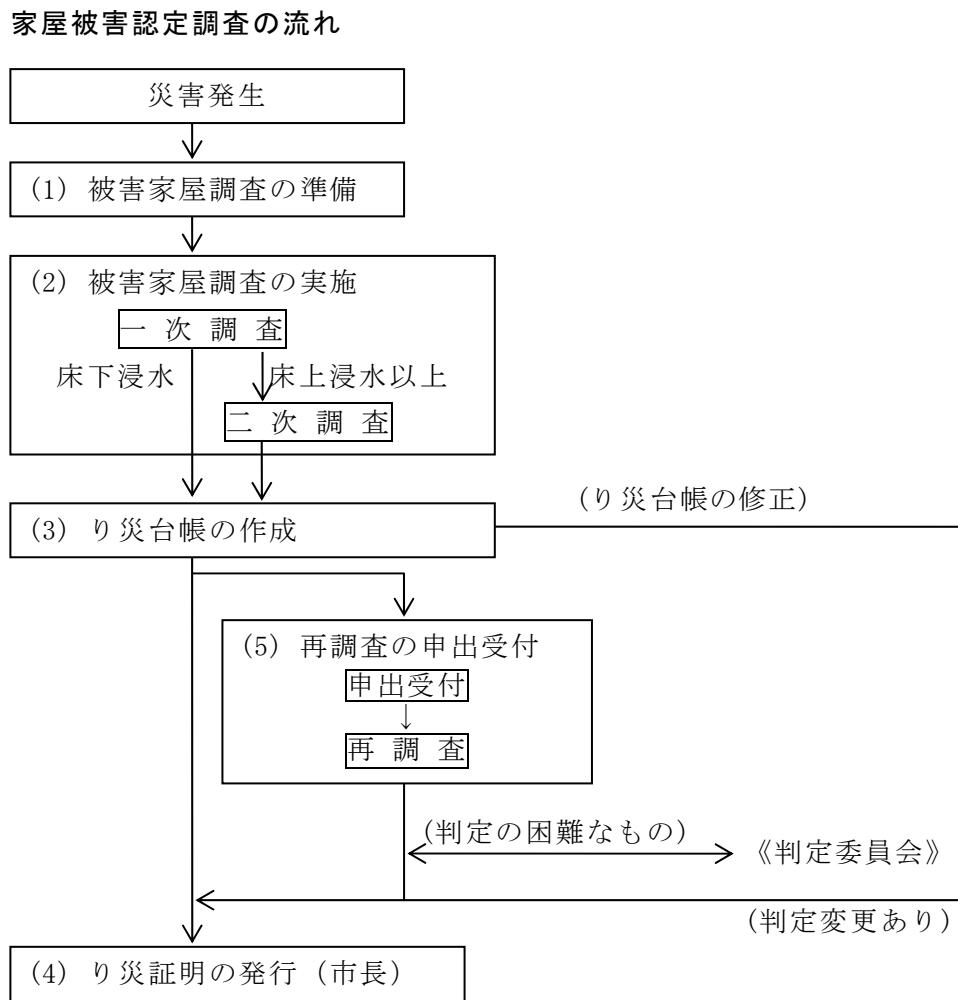
区・自主防災組織、住民等は、市が実施する家屋被害認定調査の円滑な実施が、被災者の早期復旧・復興につながるという視点から、区内の被害状況の説明や区内の調査先の案内等について可能な協力を行うよう努める。

り災証明書の交付（災害対策基本法第90条の2）

- 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「り災証明書」という。）を交付しなければならない。
- 市町村長は、災害の発生に備え、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興



(1) 被害家屋調査の準備

市(調査部)は、被災家屋総数及び被災規模の大きいエリアの把握に努めるとともに、被害状況の速報を基に次の準備を行う。

ア 税務関係職員を中心とした調査員を確保する。

なお、市職員のみでは対応できないと判断した場合は、県、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備する。

(2) 被害家屋調査の実施

ア 一次調査

被害家屋を対象に2人1組で被害程度(浸水・損壊程度及び被災家具等)を被災者から聞き取り、実測等により調査し、調査票に記録する。

イ 二次調査

一次調査により床上浸水以上の被害と認められる場合は、二次調査を実施する。

(3) り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

(4) り災証明書の発行

り災台帳に基づき、申請のあった被災者に対して、遅滞なく被災家屋のり災証明書を発行する。

※り災証明の様式は、資料編に示す。

(5) 再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかつた家屋について、再調査を申し出ることができる。

市（調査部）は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、市長が判定する。

(6) り災証明等に関する広報等

市（応援復旧部）は、り災証明書の発行及び再調査の受付、その他の被災者支援の取り組みを円滑に行うため、発災後、速やかに総合相談窓口について各部と調整のうえ設置するとともに、被災者支援に関する情報をとりまとめ、広報紙やパンフレット等により被災者への周知を図る。

3 被害車両の調査

市（調査部）は、車両の被害認定を求められたときは、申請者に対し被災自動車の移動に関与した者の証明書の添付を求め、その内容に応じてり災証明を発行する。

4 地域本部管内における調査

地域本部長は、振興局管内の被害程度が大きく、地域本部のみでの対応が困難であると判断される場合は、派遣チームリーダーと協議のうえ本庁調査部長へ応援を要請する。

第7 県への支援要請

	市	各部
担当	関係機関	県、関係機関
	関係団体	医療機関、関係団体

市（各部）及び関係機関は、大規模な被害により単独での応急対応が困難な場合、次の系統で県に支援を要請する。

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

県等への要請事項・要請担当（市担当部）・要請先一覧			
第1章 則	要請事項	要請担当部	県要請先→支援組織等
第2章 災害予防	自衛隊派遣要請・各種支援要請	市（本部事務局）	県地方本部（県民局） →中部方面特科連隊第1大隊（陸上） 阪神基地隊（海上） 第3師団（陸上・航空）
第3章 風水害応急	隣接市町での避難所の開設	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →隣接市町
第4章 地震・津波災害応急	陸上鉄道輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →J R西日本、私鉄各社
	海上輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →神戸運輸監理部 海上保安本部
	航空輸送の要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →神戸空港管理事務所、 但馬空港ターミナル（株） →大阪空港事務所、 関西エアポート（株）
	陸上自動車輸送のあっせん	市（支援部）	県地方本部事務局（総務企画室） →トラック協会、バス協会、 近畿運輸局
第5章 警報・大規模事故等災害応急	物資のあっせん	市（支援部）	県地方本部事務局（総務企画室） →関係団体、国（緊急災害対策本部）
	食料・物資のあっせん（福祉関係機器）	市（救護部）	県地方本部事務局（総務企画室） →関係団体
	災害救助用米穀のあっせん	市（農林部）	県地方本部事務局（総務企画室） →農林水産省、協定業者
	放送要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →N H K 神戸放送局、サンテレビジョンその他放送各社
	緊急警報放送要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →N H K 神戸放送局
	報道要請	市（本部事務局）	県地方本部事務局（総務企画室） →神戸新聞社その他報道各社
第6章 災害復旧・復興	消防・救急応援	市（本部事務局、消防部）	県本部事務局（災害対策局等） →総務省消防庁
	ヘリの出動	市（本部事務局、消防部）	県本部事務局（災害対策局等） →消防防災航空隊その他関係機関
	警察官の協力要請	市（本部事務局）	警察署
	非常災害用木材の調達・あっせん	市（農林部）	豊岡農林水産振興事務所 →木材業協同組合連合会等
	大規模店舗等の早期営業要請	市（調査部）	県民局地域政策室地域づくり課（産業観光担当） →チェーンストア各社、石油商業組合等
	建設資機材等のあっせん	市（工務部）	県本部事務局（災害対策局等） →建設業協会

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

要請事項	要請担当部	県要請先→支援組織等
救助用建設資機材	市（消防部、本部事務局）	県本部事務局（災害対策局等）→建設業協会
感染症対策薬剤等の提供	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所→関係団体等、自衛隊
保健師・栄養士等保健関係者の派遣	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所→県内健康福祉事務所、県内市町、全国都道府県
医療関係者の派遣	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所（地域医療情報センター）→全国都道府県、日赤、医師会・薬剤師会、医療機関、病院
血液の安定供給	市（救護部）	豊岡健康福祉事務所→赤十字血液センター
	各医療機関	赤十字血液センター
ヘリによる患者搬送	各医療機関	市（本部事務局、消防部）→県本部事務局→神戸市、自衛隊、海上保安本部、全国都道府県等
患者受入医療機関のあっせん	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域医療情報センター）→県内医療機関、厚生労働省
船艇による患者搬送	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域医療情報センター）→自衛隊、海上保安本部
ライフラインの優先復旧 (医療機関関係)	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域医療情報センター）→NTT西日本、水道事業者、関西電力送配電、豊岡エネルギー、県LPGガス協会等
医療用水の確保	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域医療情報センター）→水道事業者
入院患者に対する食事の提供	各医療機関	豊岡健康福祉事務所（地域医療情報センター）→給食事業者等
医薬品の供給	各医療機関	市（救護部）→県薬務課→厚生労働省、薬事協会、医薬品卸業協会
ガレキ処理対策、ごみ処理対策、し尿処理対策（仮設トイレあっせん等）	市（衛生部）	県民局地域政策室環境課→県内市町、関係団体、関係省庁、他府県
遺体埋葬 (広域火葬、あっせん、遺体の搬送等)	市（衛生部）	豊岡健康福祉事務所→厚生労働省、近隣府県、民間事業者等
風呂対策支援	市（衛生部）	豊岡健康福祉事務所→関係団体等、自衛隊
愛玩動物の保護・収容	市（衛生部）	兵庫県動物愛護センター→県獣医師会、神戸市獣医師会、関係団体

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
震・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告

第1章 総則	要請事項	要請担当部	県要請先→支援組織等
第2章 災害予防	被災宅地応急危険度判定士の派遣	市（工務部）	県建築指導課→近畿協議会 →国土交通省
第3章 風水害応急	被災建築物応急危険度判定士の派遣	市（工務部）	県建築指導課→近畿協議会 →国土交通省
第4章 地震・津波災害応急	応急仮設住宅の建設支援	市（工務部）	県公営住宅課 →（一社）プレハブ建築協会、 全国木造建設事業協会、日本木造住宅産業協会
第5章 雷害・大規模事故等災害応急	公営住宅への一時入居	市（工務部）	豊岡土木事務所 →県内各市町、他府県
第6章 災害復旧・復興	飲料水の供給、給水車の派遣、水道復旧工事に関する人材派遣	市（水道部）	日本水道協会兵庫県支部但馬 ブロック代表市（副代表朝来市）→県水道課→隣接市町、 国土交通省、他府県、日本水道協会、 自衛隊、海上保安本部

第4款 関係機関等との連携

第1 自衛隊への災害派遣要請

担当	市 本部事務局、支援部、消防部、各部
	関係機関 県、自衛隊、警察署
	関係団体

1 災害派遣要請の方法（災害対策基本法第68条の2）

(1) 市長は、災害時、人命又は財産の保護のため、自衛隊の災害派遣を要請する必要があると認める場合、県民局長、管轄の警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、フェニックス防災端末及び電話により自衛隊の派遣要請をするよう求めることができる。（災害対策基本法第68条の2）

特に、円山川、出石川、奈佐川等主要な河川の堤防が決壊するおそれがある場合等は、水防活動や避難の援助のための災害派遣要請を迅速に行う。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(ア) 要請責任者の職氏名

(イ) 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類

(ウ) 派遣地への最適経路

(エ) 連絡場所及び現場責任者の氏名並びに標識又は誘導地点とその標示

(オ) ヘリコプター要請の場合はヘリポート適地

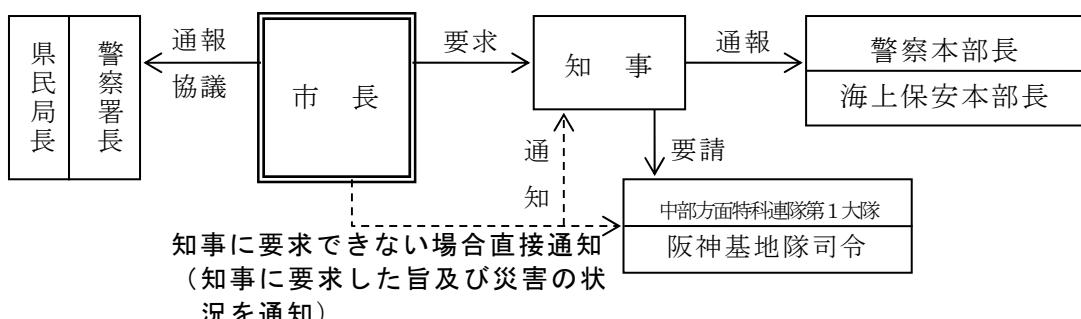
(カ) 火災の場合は取水点

(キ) 現場での共同作業が想定される場合はその機関、勢力等

(2) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して前記(1)の要求ができない場合には、その旨及び状況を自衛隊（中部方面特科連隊第1大隊もしくは阪神基地隊司令）に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 市長は、前記(2)の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

派遣及び撤収要請手続経路



第2節第4款 関係機関等との連携

第1章

則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

2 要請先等

(1) 要請先

区分	あて先	所在地
陸上自衛隊	中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長	姫路市峰南町1番70号
海上自衛隊	阪神基地隊司令	神戸市東灘区魚崎浜町37
航空自衛隊	(第3師団長経由)	(伊丹市広畠1の1)

(2) 連絡先

区分	電話番号	
	勤務時間内	勤務時間外
県	(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900 (時間内外とも) 衛星電話7-151-5331・5332 FAX(078)362-9911～9912 (時間内外とも)
	(災害対策本部未設置時) 災害対策課(防災・危機管理班)	(078)362-9988 衛星電話7-151-3140 FAX(078)362-9911～9912
自衛隊	陸上自衛隊 中部方面特科連隊(第1大隊第1中隊)	(079)222-4001 内線650(火力調整幹部) 238(警備幹部) 410(中隊長) 416(情報陸曹) FAX内線(079)222-4001
	海上自衛隊 阪神基地隊(警備科)	(078)441-1001 内線230 FAX(078)431-1196
	航空自衛隊 第3師団(第3部防衛班)	(072)781-0021 内線3734, 3735 FAX(072)779-6700

(注) 緊急文書をファックスで送信する場合は、事前又は事後にその旨を電話連絡し、確実性を期すること。

3 受入準備

派遣を要請した場合、市(支援部)は、市(消防部)、警察署等と十分調整のうえ、関係する市(各部)に対し、次の措置を講じるよう要請する。

(1) 作業実施期間中の現場責任者、連絡方法及び連絡場所の指定。

(2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備(自衛隊の装備に係るものを除く。)

派遣部隊の活動に必要な資機材は、原則として自衛隊が準備するが、被災現場で急に必要となった資機材等で自衛隊から要請があった場合。

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地となる受入拠点の準備。

施設の開錠、進入ルートの確保、派遣部隊の誘導等。

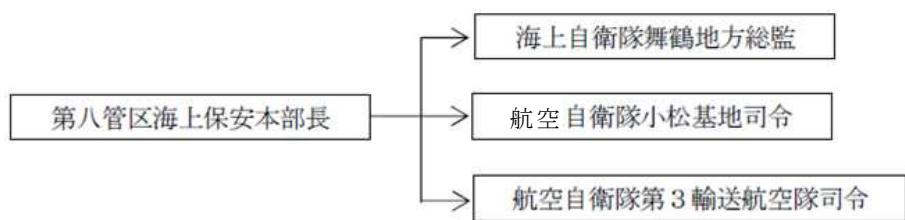
なお、受入拠点の候補地は、次のとおりとする。

派遣地域	受入拠点候補地	所在地	座標	臨時 ヘリポート	浸水想定の浸水深	土砂災害警戒区域	敷地面積(m ²)
豊岡・円山川左岸	総合市民グラウンド	戸牧359	828324	有	0m	なし	20,900
豊岡・円山川右岸	神美台スポーツ公園	神美台157-40	879303		0m	なし	26,100
城崎	城崎中学校グラウンド	城崎町湯島617	822425		0m	急傾斜土石流	10,628
竹野	たけのこうえんグラウンド	竹野町須谷1395	783438	有	0m	なし	13,000
日高	植村直己記念スポーツ公園	日高町野829	754240	有	~0.5m	なし	9,800
	円山川防災ステーション	日高町西芝	825282	有	円山川河川区域内	なし	750
	但馬ドーム	日高町名色88-50	714277		0m	なし	99,134
出石	出石川防災センター	出石町袴狭380-1	882274		0m	なし	4,529
但東	但東中学校グラウンド	但東町三原108-1	957259		なし	なし	17,192

※座標は、グリッド入り電子国土基本図（国土地理院：<http://maps.gsi.go.jp/>）におけるUTMポイント（100m単位）を示す。

4 兵庫県北部沿岸への自衛隊派遣

兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。



5 撤収要請

自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めるときは、市長は、知事に対し、災害派遣要請の方法に準じて撤収の連絡を行う。

6 自主派遣基準

自衛隊の指定部隊等の長（中部方面特科連隊第1大隊第1中隊長等）は、災害の発生が突発的で、救援が特に急を要し、要請を待つことまがないときは、自衛隊法第83条2項に基づき、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続をとる。

（自主派遣の判断基準）

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
震害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第2節第4款 関係機関等との連携

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水
害応急

第4章
地震・
津波災害
応急

第5章
警備
・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧
・復興

集を行う必要があると認められる場合

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知、管轄の警察署長等から通報を受け、又は、部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) その他災害に際し、上記(1)及び(2)に準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待つことまがないと認められる場合

7 活動内容

自衛隊が人命又は財産の保護のために行う応急救援・復旧のための活動は、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の捜索救助
行方不明者、負傷者等の捜索救助（通常他の救援作業等に優先して実施）
- (4) 水防活動
堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等
- (5) 消火活動
利用可能な消防車等その他防火用具（必要な場合は、航空機等）による消防機関への協力（消火剤等は、通常関係機関が提供）
- (6) 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去
- (7) 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び感染症対策（薬剤等は、通常派遣要請者が提供）
- (8) 通信支援
災害派遣部隊の通信連絡に支障を来たさない限度で実施
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- (10) 炊飯及び給水
炊飯及び給水の支援
- (11) 物資の無償貸付又は譲与
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸付又は救じゅつ品の譲与
- (12) 危険物の保安及び除去
能力上可能なものについて火薬類、爆発物、不発弾等危険物の保安措置及び除去
- (13) その他
その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの

8 経費の負担区分

市は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等（自衛隊装備に係るものと除く。）の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料その他付帯する経費
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水道費及び電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動中発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係るものと除く。）

第2 関係機関との連携

担当	市	各部
関係機関	県、警察署	
関係団体		

1 市の対応

(1) 県への応援要請

市長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、応援の要請又は災害応急対策の実施の要請を行うことができる。（災害対策基本法第68条）

また、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関、他の市町村若しくは特定地方公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。（災害対策基本法第30条第1項及び第2項）

(2) 指定地方行政機関等への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関又は指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

(3) 他市町村等への応援要請

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。（災害対策基本法第67条）

また、関係団体に対し「災害時相互応援協定」による協力を求めるなど、迅速かつ的確な対策の実施に努める。

(4) 応援の受入れ

市（支援部）は、関係する各部に対し、あらかじめ定める受援計画に基づき、受入れについて調整する。市（各部）は、応援機関の案内等に対応する受援担当者を定めるとともに、地図等の情報、応援先の災害状況等の情報提供に努める。

なお、市（本部事務局、消防部）は、自衛隊、緊急消防援助隊、警察の派遣部隊等の活動拠点の設定にあたり、各部隊の連携と活動の円滑化を図るために同一エリア内に設けるよう関係部隊と調整する。

※受援に関する計画については別に定める。

※関係機関、自治体、関係団体等との災害時相互応援協定、覚書は、資料編に示す。

第2節第4款 関係機関等との連携

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

2 市（消防部）の対応

- (1) 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援（消防組織法第39条）

消防長は、災害の規模等により応援を要請する場合、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、FAX又は兵庫衛星通信ネットワークにより行う。

応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡する。

- ア 災害の発生場所及び概要
- イ 必要とする車両、人員、資機材、集結場所及び活動内容
- ウ 集結場所及び活動内容
- エ その他必要事項

市（消防部）は、応援要請を行った場合、その旨を県消防課に対して通報する。

- (2) 関係機関との相互協力（消防組織法第42条、大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定）

消防部及び警察署は、住民の生命、身体及び財産の保護のために相互に協力する。

- (3) 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、市及び消防相互応援（消防組織法第39条）による消防力をもってしても災害に対処できないときは、消防庁長官による緊急消防援助隊の出動のための必要な措置（消防組織法第44条）がとられるよう知事に要請する。

※緊急消防援助隊（地上部隊）進出拠点は、資料編に示す。

※消防隊の応援受入に関する計画は別に定める。

第3 ヘリコプターの運航

担当	市	本部事務局、消防部
	関係機関	県、自衛隊、海上保安署
	関係団体	

1 要請基準

市（本部事務局、消防部）は、現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、県消防防災ヘリコプター及び他の消防本部若しくは自衛隊等のヘリコプターによる次の用務の支援を必要とする場合は、県又は各機関に対してヘリコプターの運航を要請する。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 火災防御活動
- (4) 情報収集活動
- (5) 災害応急対策活動

2 要請手続

- (1) 県に対する要請

市（本部事務局、消防部）又は消防長は神戸市消防局警防部司令課に対しヘリコプターの支援要請を行い、事後速やかに所定の兵庫県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

を県（消防保安課）に提出する。

ただし、県災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行う。

(2) 他機関に対する要請

他府県消防本部等（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）、近畿地方整備局（災害時の応援に関する申し合わせ）、海上保安本部、自衛隊等については、県災害対策本部事務局又は各機関の担当部局へ要請する。

3 要請先

(1) 県災害対策本部非設置時

昼間（8:45～17:30）の要請は電話会議システムにより行う。

夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課 TEL (078) 333-0119

衛星電話 7-100-42

FAX (078) 325-8529

(2) 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局 TEL (078) 362-9900

衛星電話 7-151-5331-5332

（県災害対策センター内） FAX (078) 362-9911～9912

4 要請に際し連絡すべき事項

- (1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
- (2) 要請を必要とする理由
- (3) 活動内容、目的地、搬送先
- (4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
- (5) 現地の気象条件
- (6) 現場指揮者
- (7) その他必要事項

5 市において措置する事項

- (1) 本部事務局、消防部は、離発着場の選定を行う。
- (2) 消防部は、離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）を行う。

※臨時ヘリポート予定地は、資料編に示す。

6 患者の搬送

医師は、患者の搬送の可否を判断し、搬送する場合にはヘリコプターに同乗するとともに、受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておく。

第4 市外の被災地に対する応援

担当	市	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、工務部
	関係機関	関西広域連合、県
	関係団体	

1 情報収集の実施

市（本部事務局）は、市外で災害が発生し、大きな被害が予想される場合は、県災害対策課を通じて状況を確認するなど、被災地の状況の把握に努める。なお、市が災害時応援協定を締結している自治体の被災状況に関しては、協定事務局等を通じても、情報収集に努める。

また、関西広域連合の緊急派遣チーム（先遣隊）等、県の関係者が派遣されている場合は、先遣隊等の得た情報や他の応援組織（協定締結自治体、水害サミット参画自治体、全国知事会、総務省の災害マネジメント総括支援員制度等）の動向等を勘案し、市の対応を判断する。

なお、現地での情報収集の必要性があると市長が判断した場合は、本部関係部署の職員を派遣する。

2 応援の実施

市（本部事務局）は、災害時相互応援協定の締結自治体及び姉妹都市への支援を優先する。

また、災害時相互応援協定を締結していない被災自治体への支援については、次のとおりとする。

市（本部事務局）は、関西広域連合において応援を行うことが決定し、市長が応援の実施を判断した場合は、市（支援部）の調整に基づき、可能な限り主に次の業務について関係各部の職員を派遣する。

- (1) 家屋被害認定調査（主担当：調査部）
- (2) 災害廃棄物処理、運搬等（主担当：衛生部、工務部）

なお、被災地への応援にあたっては、市で継続した支援が可能かどうかを検討のうえ、実施するよう努める。本市の被災地支援の考え方については、次の通り。

- 第1：県内応援（被災地が属する都道府県内自治体による支援）
- 第2：ブロック内応援（被災自治体が属する都道府県が属するブロック内での支援）
- 第3：ブロック間応援（被災自治体が属するブロックの隣接ブロックによる支援）
- 第4：全国知事会、関西広域連合の枠組みでの全国的な応援

第5款 災害救助法の適用

担当	市	本部事務局、救助実施各部
	関係機関	県、各機関
	関係団体	

第1 適用基準等

1 適用基準

本市において、同一の原因による災害により、被災者が現に救助を要する状態にある場合で、次の各号のいずれかに該当するときに、知事が災害救助法を適用する。

- (1) 市内で住家の滅失世帯数が80以上（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ、市の区域内で住家の滅失世帯数が40以上（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難にする内閣府令で定める特別な事情（※1）がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段基準及び後段基準）

※1 内閣府令で定める特別な事情

被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とする場合

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（※2）に該当する場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

※2 内閣府令で定める基準（次のいずれかに該当すること。）

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示された場合（災害救助法第2条第2項）

2 滅失世帯数の算定（災害救助法施行令第1条第2項）

住家の滅失世帯数は、住家の被害程度に応じて、次のように換算する。

- (1) 全壊（全焼・流失）した世帯は、1世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。
- (2) 半壊（半焼）した世帯は、2世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。
- (3) 床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住できない世帯は、3世帯をもって住家の滅失した1の世帯とみなす。

3 適用手続

市長は、災害の規模が、(1)の基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次

第2節 第5款 災害救助法の適用

第1章
総則

第2章
災害予防

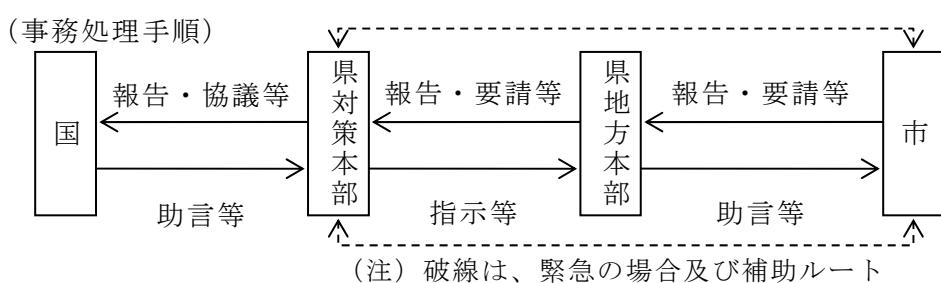
第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警備・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。そのうえで、災害救助法の適用について要請する。



第2 救助の実施

1 実施項目

市長は、知事からの通知に基づき、知事の権限に属する災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を、通知の範囲で行う。

この場合、市（各部）は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、市長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施する。

ただし、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

救助実施項目	救助実施期間	市の担当
避難所の設置	7日以内	避難部
福祉避難所の設置	7日以内	避難部
応急仮設住宅の供与（建設型応急住宅）	○着工期間：20日以内 ○供与期間：完成の日から2年以内	工務部
応急仮設住宅の供与（賃貸型応急住宅）	○着工期間：発災後の日から速やかに ○救助期間：最長2年	工務部
炊き出しその他のによる食品の給与	7日以内	救護部
飲料水の供給	7日以内	水道部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	支援部・避難部・救護部
医療及び助産	○医療：14日以内 ○助産：7日以内	救護部
被災者の救出	3日以内（通常3日経過以降は「死体の捜索」に移行）	消防部
被災した住宅の応急修理	3ヶ月以内に完了	工務部
学用品の給与	教科書等：1ヶ月以内に支給完了 文房具等：15日以内に支給完了	避難部
埋葬	10日以内	衛生部
死体（不明者）の捜索	10日以内	消防部
死体の処理	10日以内	救護部
障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）	10日以内	工務部

※いずれも災害発生の日から（助産を除く）

※救助実施に関する対象・方法・限度額・特別基準等についての詳細は、最新の県「災害救助の手引き」等を確認のうえ、県災害対策課等と十分に調整のうえ実施すること。

災害が発生するおそれ段階の救助項目

	避難所・福祉避難所の供与	要配慮者の輸送
対象者	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者（法第2条第2項）	高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者
費用の限度額	避難所：1人1日当たり330円以内 福祉避難所：避難所限度額に加えて、通常の実費を加算	地域の実情に応じた額（実費）
救助期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	
対象経費	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
市の担当	避難部	救護部

2 関係機関

関係機関は、救助に必要な人員の確保・物資の調達等、救助活動の実施に際して、県、市及び救助活動の実施機関に協力する。

3 実施基準

市長は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」等による基準で救助を実施することが困難と判断される場合は、救助実施期間の延長や限度額の引き上げ等について弾力的に対応するための「特別基準」の適用を迅速に県知事に要請する。この場合、実施期間の延長については基準に示された期間内に要請する。

※「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」等は、資料編に示す。

第3節 円滑な災害応急活動の展開

第1款 水防活動の実施

	市	本部事務局、農林部、工務部
担当	関係機関	県、警察署、自衛隊、豊岡河川国道事務所・気象台、通信機関
	関係団体	消防団、量水標・検潮器・水門・ため池・ダム・排水機場の管理者、工事施工者、自主防災組織

第1 水防の責任等

1 県の責任（水防法第3条の6）

県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

2 市の責任（水防法第3条）

市は、その区域における水防を十分に果たさなければならない。

3 気象庁長官の責任（気象業務法第14条の2、水防法第10条第1項）

- (1) 水防活動用の予報・警報を行うこと。
- (2) 国土交通大臣と共同して指定河川（円山川、奈佐川、出石川）の洪水予報を行うこと。
- (3) 報道機関の協力を求め、洪水等に関わる気象状況を一般に周知すること等。

4 国土交通大臣の責任（水防法第10条第2項、第13条第1項、法第16条第1項・第2項、第32条）

- (1) 気象庁長官と共同して指定河川（円山川、奈佐川、出石川）の洪水予報を行うとともに、市長に通知すること。
- (2) あらかじめ指定した河川（奈佐川）について洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を市長に通知し、一般に公表すること。
- (3) 円山川、奈佐川、出石川の水防警報等を発すること。
- (4) 洪水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認められるときに特定緊急水防活動を行うこと。

5 知事の責任（水防法第11条第1項、第13条第2項、第13条の2、第13条の3、第16条第1項・第3項）

- (1) あらかじめ指定した河川（奈佐川上流、出石川上流、稻葉川、竹野川）について特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を市長に対し通知し、一般に公表すること。
- (2) あらかじめ指定した河川（奈佐川上流、出石川上流、稻葉川、竹野川）又は海岸（津居山港、竹野港）について、水防警報を発すること等。

6 水防管理者（市長）の責任（水防法第17条）

水防管理者（市長）（以下「水防管理者」という。）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、消防団を出動させ又は出動準備をさせなければならない。

7 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の責任（水防法第15条の3）

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、要配慮者が一般の住民より避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害が発生するおそれがあることから、あらかじめ定めた避難確保計画に基づき、洪水予報等の伝達や利用者の安全な場所への避難誘導等、施設職員の安全確保も考慮のうえ、対応しなければならない。

8 警察署の任務（水防法第22条）

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請があったときは、協力するものとする。

9 通信機関の責任（水防法第27条）

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

10 量水標管理者の責任（水防法第12条）

量水標管理者（豊岡土木事務所長等）は、量水標の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を管理者に通報しなければならない。

11 市民の義務（水防法第24条、第29条）

一般市民は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者（市長）等からの要請があったときは水防に従事するとともに、立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第2 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部

水防管理者（市長）は、洪水等の危険により水防活動の必要があると認めたときは、市

第3節第1款 水防活動の実施

第1章
則

に災害対策（警戒）本部を設置する。

2 組織及び事務分掌

災害対策（警戒）本部の組織及び事務分掌は、風水害応急対策計画第2節を参照。

第3 水防に関する非常配備

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

区分	配備内容	発令の目安
準備体制	独自の準備体制	1 大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき 2 高潮警報に切り換える可能性に言及する高潮注意報が発表されたとき 【リスクスケール1】 3 市内に震度3の地震が発生したとき
第0号	あらかじめ定めた部署の少数の人員を配備し、主として情報の収集・伝達に当たる。	1 大雨警報又は洪水警報が発表されたとき 2 高潮警報が発表されたとき 【リスクスケール2】 3 市内に震度4の地震が発生したとき 4 津波注意報が発表されたとき
第1号 (必要に応じ、災害警戒本部設置)	必要に応じ、災害警戒本部を設置する。あらかじめ定めた職員により、情報収集・伝達に加え、具体的な災害対応業務に当たる。	1 大雨警報又は洪水警報が発表され、被害の発生が予想されるとき 2 高潮警報が発表され、被害の発生が予想されるとき 【リスクスケール3】 3 市内に震度5弱の地震が発生したとき 4 津波警報が発表されたとき
第2号 (必要に応じ、災害対策本部設置)	災害対策本部（風水害の場合は、必要に応じ）を設置し、部行動をとる。指定された部の他、各課5割の人員を配備し、災害応急対策に当たる。	1 記録的短時間大雨情報が発表されたとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 【リスクスケール4】 3 市内に震度5強の地震が発生したとき 4 大津波警報が発表されたとき
第3号 (災害対策本部設置)	災害対策本部を設置し、部行動をとる。全職員を配備し、災害応急対策に万全を期して当たる。	1 大雨特別警報の発表が予想されるとき 【リスクスケール5】 2 市内に震度6弱以上の地震が発生したとき 3 高潮氾濫発生情報が発表され、被害の発生が予想されるとき

(注) リスクスケールとは、㈱ウェザーニューズが豊岡市に対して水位や雨量等、あらかじめ定めた基準に基づき発表するレベル。

(注) 風水害時の配備については、災害対策本部からの「連絡配備」、地震・津波時の配備については、「自動配備」とする。

第4 水防警報

市（本部事務局）は、水防警報が発令されたときは、河川管理者と協議のうえ、消防団を出動させ又は出動準備をさせる。

種類	発表時期	発表基準
水防警報第1号 待機	水防団待機水位を超過又は氾濫注意水位に達する3時間前	消防団員の足止めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づき行う。
水防警報第2号 準備	氾濫注意水位に達する2時間前	水防資器材の事前点検、要員招集準備、巡視、幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づき行う。
水防警報第3号 出動	氾濫注意水位に達する1時間前	消防団員の出動を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づき行う。
水防警報第4号 解除	氾濫注意水位を下回り、水防活動を終了するとき	水防活動終了の通知を行う

第5 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

警戒レベル	避難情報	サイレンパターン	サイレン吹鳴と停止時間
警戒レベル3	高齢者等避難	ウ————、ウ————	(7秒吹鳴+2秒停止)×2回=18秒
警戒レベル4	避難指示	ウ——、ウ——、ウ——、	(5秒吹鳴+2秒停止)×3回=21秒
警戒レベル4	緊急安全確保	ウ—、ウ—、ウ—、ウ—	(3秒吹鳴+2秒停止)×4回=20秒

第6 施設の監視等

1 量水標及び検潮器

- (1) 施設管理者は、あらかじめ監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨等のとき、常に量水標及び検潮器の監視にあたる。また、水位又は潮位観測表を備えて、1時間ごとに観測した水位又は潮位及び最高水位又は最高位を記録するとともに、連絡員を通じて施設管理者へ報告する。
- (3) 連絡員は、通報水位又は通報潮位に達したとき、直ちに施設管理者に報告する。
- (4) 水防管理者（市長（工務部））又は量水標若しくは検潮器の管理者は、量水標の水位又は検潮器が水防団待機水位（通報水位）又は氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、河川及び海岸に関しては県土木事務所へ、ため池は県土地改良センターへ報告する。

2 堤防等

河川管理者は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは、監視員及び連絡員に巡視にあたらせる。

第3節第1款 水防活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

※国、県管理河川重要水防箇所一覧は、資料編に示す。

3 水門、ため池等

- (1) 施設管理者はあらかじめ、監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検潮器が水防団待機水位（通報水位）又は通報潮位に達したという通知の発表によって出動し、水門又はため池の警戒操作にあたり、その状況を水門又はため池等の管理者に報告する。
- (4) 施設管理者は、市長（農林部、工務部）と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を県土木事務所又は県土地改良センターに通知する。
※水門、ため池等一覧は、資料編に示す。

4 利水ダム

- (1) 河川区域内利水ダム（道場ダム）
施設管理者は、操作規定、管理規定等に基づき県土木事務所等に通知する。
- (2) 河川区域外ため池
施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
監視員は、平常時から工作物の点検を行い、出水時の操作に支障がないようにしておく。
監視員及び連絡員は、出水時にはため池の警戒操作にあたり、その状況を施設管理者に報告する。

5 排水機場

- 施設管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者（市長）に連絡するとともに、関係機関に通知する。
※排水機場の一覧表は、資料編に示す。

6 水防上影響のある工事

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平常時から水防管理者と連絡を密にし、出水時においては厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者（市長）に連絡し必要な措置をとる。

第7 水防活動

1 待機

水防管理者（市長）は、河川管理者から水防警報第1号（待機）が発表された場合、消防団に待機を指示し、事態の推移に応じて直ちに出動できるようにする。

2 準備

水防管理者（市長）は、次の場合に消防団に、出動準備を指示し、水防資機材の整備点検

にあたらせる。

- (1) 河川水位又は海岸の潮位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき
- (3) ため池の危険が予想されるとき

3 出動（水防法第17条）

水防管理者（市長）は、次の場合は直ちに消防団を出動させ、警戒にあたらせる。また、必要に応じて区、消防団等を通じて自主防災組織、住民に協力を要請し、要請を受けた自主防災組織、住民は、消防団の指示により水防活動に協力しなければならない。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
- (3) 高潮の被害が予想されるとき。
- (4) ため池の危険が切迫しているとき。

4 撤収等

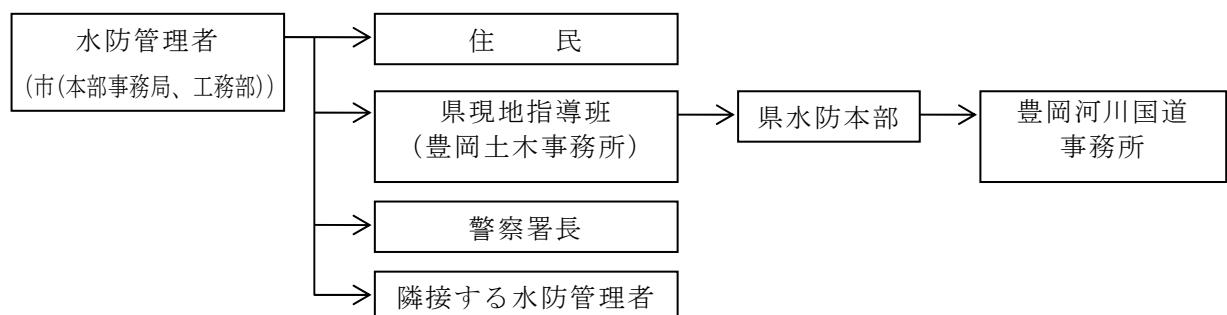
水防管理者（市長）は、次の場合は直ちに人命を最優先に対応にあたらせる。

- (1) 避難指示の発令がある時には、消防団等の水防活動を停止させ、市民の避難支援に回らせる。
- (2) 緊急安全確保の発令がある時には、全ての屋外活動を停止させ安全な場所に退避させる。

第8 決壊の通知及び決壊後の処置

水防管理者（市長）は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を河川管理者、警察署、市、付近住民等の関係者に通報しなければならない。（水防法第25条）

また、決壊したときにおいても、水防管理者（市長）、消防団等は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。（水防法第26条）



第9 情報連絡等

1 情報連絡等

豊岡土木事務所、豊岡農林水産振興事務所、水防管理者（市長）、ダム、水門、ため池、

第3節第1款 水防活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警察署・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

排水機場等の管理者は、情報伝達する箇所及び使用する通信施設をあらかじめ定め、情報を交換する。

2 水防報告

(1) 知事への報告

水防管理者(市長)は、次の事項を河川及び海岸に関しては豊岡土木事務所長等を経由し、ため池に関しては豊岡農林水産振興事務所長を経由して、10日以内に知事に報告する。

- ア 水防実施状況報告書
- イ 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊状況
- ウ 水防法第28条により収容又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- エ 水防法第29条による立ち退き指示の事由及びその状況
- オ 現地指導の公務員の職氏名
- カ 水防に従事中負傷又は病氣にかかった者の職氏名及び手当
- キ 市防災会議(水防法第33条第2項)
- ク その他必要と認める事項

なお上記ア、オ及びカについては、関係警察署長並びに豊岡健康福祉事務所長へも通報する。

(2) 豊岡土木事務所長等への報告

水防管理者(市長)は、次の事項についてその都度報告する。

- ア 水防作業を開始したとき
- イ 水防の警戒を解除したとき
- ウ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- エ 水防法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- カ 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- キ 水防法第29条による立ち退き指示の事由及びその状況
- ク その他、緊急報告を必要と認める事項

第10 その他

1 協力応援(水防法第23条)

水防管理者(市長)は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求める。このとき、応援派遣された水防管理団体は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管のもとに行動する。

なお、隣接する水防管理団体は、水防事務に関する相互応援について協定しておく。

2 警察署との協議

水防管理者(市長)は、緊急時の警察電話の使用、警戒区域の設定(水防法第21条)、警察官の出動(水防法第22条)、避難指示(水防法第29条)について警察署長と協議しておく。

第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1 人命救出活動の実施

担当	市	本部事務局、支援部、消防部
	関係機関	警察署、海上保安署、自衛隊
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、建設業協会等、住民、事業所

1 救出体制の確立

(1) 市の救出体制

ア 市（消防部）は、必要に応じて1隊2人以上で救助隊を編成するとともに、風水害に応じた救助資機材、緊急輸送車両等を確保し、負傷者等を救出する。

イ 市（本部事務局）は、救出活動が困難な場合、可能な限り次の事項を明らかにして、県に救出活動の実施を要請する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする期間

(オ) その他必要な事項

ウ 災害により行方不明の状態にある者（周囲の事情により死亡していると推定される者を含む）を対象として捜索活動を実施する。

(ア) 行方不明者情報の収集

市（本部事務局）は、被災者相談窓口等で受け付けた捜索願い及び被災現場等での情報を収集し、行方不明者のリストを作成する。行方不明者のリストは、警察署に提出し連携する。

(イ) 安否不明者情報の収集

市（本部事務局）は、行方不明者のリストを作成する場合において、災害に巻き込まれたかどうかが不明で行方不明となる疑いのある者（以下この章において「安否不明者」という。）の情報があるときは、安否不明者のリストを作成する。

市は、安否不明者のリストに記載された方の県からの公表に関し、住民基本台帳の閲覧制限などの情報確認等を行い、県に報告し、行方不明者の早急な特定に繋げるものとする。

(ウ) 捜索活動

救出活動のため編成された救出班は、行方不明者リストに基づき、警察署、自衛隊等と協力して行方不明者の捜索及び遺体の収容活動にあたる。行方不明者を発見し、すでに死亡していると認められるときは、警察署に連絡する。

エ 市（消防部）は、相互応援協定等に基づき、必要に応じて他の消防機関への応援要請を迅速かつ円滑に行う。市及び消防相互応援による消防力をもってしても災害に対処できないときは、緊急消防援助隊の出動を知事に要請する。

第3節第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

オ 市（支援部）は、救出活動が困難な場合、近隣自治体及び災害応援協定締結自治体への応援要請を行う。

(2) 警察署

警察署は、次の措置を講じる。なお、警察署長は、必要に応じて交通機動隊への応援要請を行う。

ア 要救助者、行方不明者の救出救護及び捜索活動の実施

イ 必要な交通規制の実施

(3) 自衛隊

自衛隊は、知事の要請等により救出活動を実施する。（→「第2節第4款第1 自衛隊への災害派遣要請」参照）

(4) 海上保安署

ア 海上における人命救助活動を実施する。

イ 負傷者等の搬送に当たっては、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。

(5) 区・自主防災組織、事業所、住民等

区・自主防災組織、事業所の自衛消防組織、住民等は、次により自発的に救出活動を行うとともに、救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

ア 組織内の被害状況の把握と負傷者の早期発見

イ 救助用資機材を活用した組織的救出活動の実施

ウ 警察署、消防署等への連絡

(6) その他

救助活動を実施する機関は、速やかに的確な救助活動を実施するため、相互連絡による情報交換を行う。

また、人員、重機等の資材の確保について、兵庫県建設業協会豊岡支部等との応援協定に基づき連携強化に努める。

第2章 救急医療の提供

担当	市	救護部、消防部
	関係機関	警察署、県
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ市（消防部）及び関係機関に直ちに連絡する。

2 現場における負傷者等の救出

市（消防部）、警察署は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出にあたる。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 市（消防部）は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送にあたる。

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じる。

ア 救急告示医療機関の患者搬送車の活用

イ その他の応急的に調達した車両の活用

ウ 隣接市町の応援要請

(3) 市長及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県にヘリコプターの出動を要請する。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）

※兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱は、資料編に示す。

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

市（救護部）は、病院組合、医師会と協力し、医療関係者を現場へ出動させる。

5 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容には、下記施設の活用を図る。

ア 災害拠点病院（公立豊岡病院）

イ 救急告示医療機関

ウ その他の医療施設

エ 地区コミュニティセンター、学校等に設置された救護所及び県において設置された救護センター

オ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかに警察署に連絡し、遺体調査その他所要の処理を行う。速やかな遺体調査に支障が生じる程の多数の死者が発生した場合、警察署は、警察本部経由で日本法医学会に対し応援を要請するとともに、

第3節第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1章
総則

医師会を通じて臨床医の協力を得る。

第2章
災害予防

6 関係機関への協力要請

各機関は、災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失すことなく関係機関に協力を要請する。

第3章
風水害応急

7 災害の現場における諸活動の調整

(1) 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行う。

(2) 県に災害対策本部が設置されない場合

ア 道路、宅地等での事故等

警察本部又は市の現場指揮者が諸活動の調整を行う。

イ 鉄道、空港、工場での事故等

事故等責任機関（鉄道会社、空港事務所、工場等を経営する事業者）の現場指揮者が

諸活動の調整を行う。

第4章
地震・津波災害応急

8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法令の適用により、その他のものについては事故等責任機関の負担とする。

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3 医療・助産対策の実施

担当	市	救護部、消防部、本部事務局
	関係機関	県、警察署、関西電力送配電
	関係団体	病院組合、医師会、歯科医師会、看護協会、医薬品等販売業者

1 救護所の設置

(1) 市（救護部）は、次の場合に救護所設置予定施設などに救護所を設置する。また、県は救護所のみでは対応できない場合に、救護センターを設置する。

ア 現地医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したため、現地医療機関では対応することができない場合

イ 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応することができない場合

ウ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

救護所は、医療器具のある学校や保健センター等を基準としてあらかじめ定める。設置に際しては、救護班の派遣体制を考慮して、医療機関及び医師会等と協議する。

また、必要と判断した場合は、洋上を広域かつ適宜移動できる船舶等が持つ機能を活かし、災害時医療支援船として利活用することについて、県と調整する。

① 輸送機能を活用した透析・難病患者等の多人数搬送

② 生活機能を活用した一時的避難所としての利用等

③ 災害時被災地での外部医療援護者等の一時宿泊施設としての利活用

※救護所設置予定施設は、資料編に示す。

(2) 救護所では、次の活動を行う。

ア 負傷者の傷害等の程度の判別（トリアージ）

イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

ウ 負傷者の応急処置

エ 助産

オ 死亡の確認

カ 遺体の検案

(3) 市（救護部）は、地域の医療機関の復旧状況、受診者数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適當と判断した場合は、医師会と協議の上、救護所を廃止する。

2 情報収集・提供

(1) 情報収集の協力

市（救護部）、医師会、歯科医師会は、豊岡地域保健医療情報センター（豊岡健康福祉事務所）（以下この款では「地域保健医療情報センター」という。）等と連携し、地域保健医療情報センターが実施する災害救急医療情報システム等を活用した医療機関の被災状況、診療応需状況、死傷者の発生状況、避難所の開設状況（数、位置、避難者数）、救護所開設状況（数、位置、要措置患者数）、医薬品等の必要量及び集積場所等に関する

第3節 第2款 救助・救急・医療対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

る情報の収集に協力する。

(2) 情報収集

市（消防部）は、県から提供される患者受入可能医療機関について情報の収集、把握を行う。また、市（救護部）、医療機関、住民等は、次により県から提供される情報の収集、把握を行う。

(3) 情報提供

県は、医療等に関する情報を、報道機関の協力のもと、住民等に対し、次のとおり情報提供を行うこととしている。

- ア 医療機関に対する転送先（名称、所在地、連絡先等）及びヘリコプター利用に関する情報（臨時発着場の位置、連絡先等）
- イ 市に対する医薬品等供給に関する情報（医薬品の種類、数量、配布場所等）
- ウ 住民に対する診療応需情報（診療可能医療機関、救護所）
- エ 住民及び医療機関に対する慢性疾患用医薬品等の供給方法に係る情報

3 救護班の編成

(1) 救護班の編成、派遣

市（救護部）は、多数の傷病者が発生した場合は、医師会及び災害拠点病院（公立豊岡病院）に対し、救護班の編成、救護所への医師等の派遣を要請する。

(2) 県への要請

市（救護部）は、救護班が不足する場合、県に応援を要請する。

(3) 救護班の活動

被災地に入った救護班は、地域保健医療情報センター、市（救護部、消防部）の指揮のもとに、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の要配慮の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療にあたる。

4 災害拠点病院の活動

(1) 災害拠点病院（公立豊岡病院）

- ア 圏域内の他の医療機関で対処できない患者を受入れ、治療にあたる。
- イ 災害拠点病院の院内災害対策本部体制を中心として県から委嘱されている災害医療コーディネーター等がトリアージを行い、他の医療機関への転送が適当と判断された患者の搬送について市（消防部）へ要請する。
- ウ 災害救急医療情報システム等を活用して圏域内外の医療機関に関する情報を把握し、災害医療コーディネーター等が地域保健医療情報センターに対し患者受入先の確保や医療マンパワーの確保について要請する。

5 医療マンパワーの確保

市（救護部）は、医療マンパワーの確保を必要とするときは、豊岡健康福祉事務所に応

援を要請する。

6 患者等搬送体制

市（消防部）は、県、災害医療センターと情報交換を図りながら、患者等を円滑に搬送する。

7 医薬品等の供給

(1) 品目

市（救護部）は、県と協力して、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、確実な確保に努める。

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬、うがい薬、整腸剤、抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

(2) 調達方法

市（救護部）は、豊岡健康福祉事務所等の協力を得て救護所等で使用する医薬品を確保する。また、医療機関で使用する医薬品についても不足が生じる場合、豊岡健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

(3) 搬送、供給方法

医薬品の供給を求められた販売業者は、集積基地まで搬送する。

市（救護部）は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

なお、集積基地での仕分けについての安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材による整理分類が必要であるため、薬剤師会等へ協力を要請する。

8 医療機関のライフラインの確保

市（本部事務局、救護部）は、県と連携を図り、水道、電気、ガス等ライフライン機関に対し、医療機関のライフラインの早期復旧のための協力を要請する。

第3款 交通・輸送対策の実施

第1 交通確保対策の実施

担当	市	農林部、工務部、消防部、水道部
	関係機関	各機関
	関係団体	建設業協会等

1 被災情報及び交通情報の収集

市（農林部、工務部）は、災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生した場合、警察署と連携協力して道路パトロールを強化し、道路、橋梁等の危険箇所、災害箇所の早期発見に努め、交通の支障箇所に関する情報を収集する。また、国道、県道の状況についても、各管理者からの情報収集を行う。なお、これらの情報収集は、県があらかじめ指定した緊急輸送道路ネットワーク路線及び緊急交通路を優先して行う。

2 通報連絡体制の確立

- (1) 道路、橋梁等に危険箇所、災害箇所を発見した者は、速やかに市長又は警察署に通報するものとする。通報を受けた市長又は警察署は、関係機関に連絡するものとする。
- (2) 電力、通信、水道、その他道路占用工作物の被害による道路の被害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報する。通報を受けた関係機関は、それぞれの機関の定める業務計画により、速やかに応急措置を行い交通を確保する。

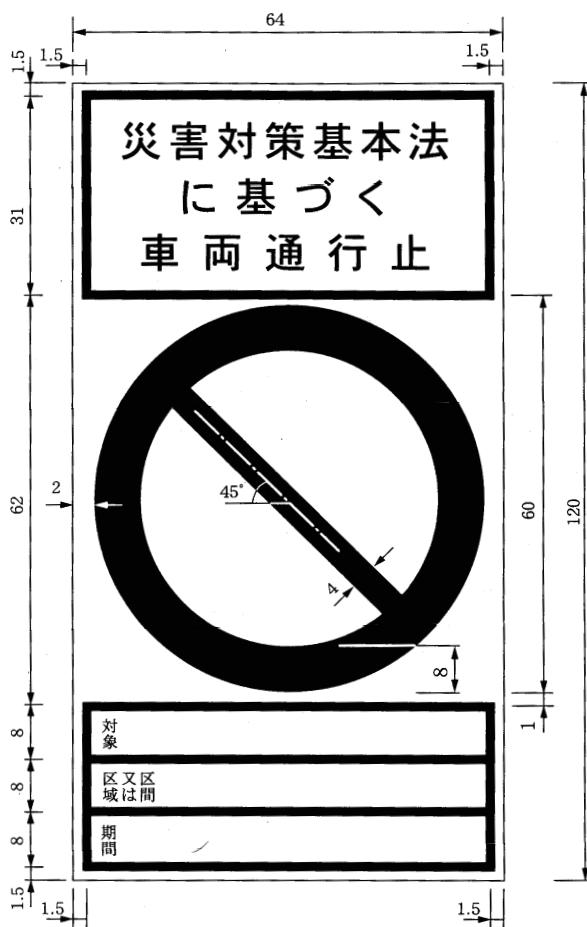
3 交通規制に関する措置

- (1) 交通規制の実施

ア 道路管理者、県公安委員会、警察署は、道路等の危険な状況を発見したとき若しくは危険が予想されるとき又は避難路及び緊急交通路の確保の必要があるとき等は、(2)に掲げる範囲において、それぞれ関係機関と密接な連絡を取り、速やかに必要な規制を行う。

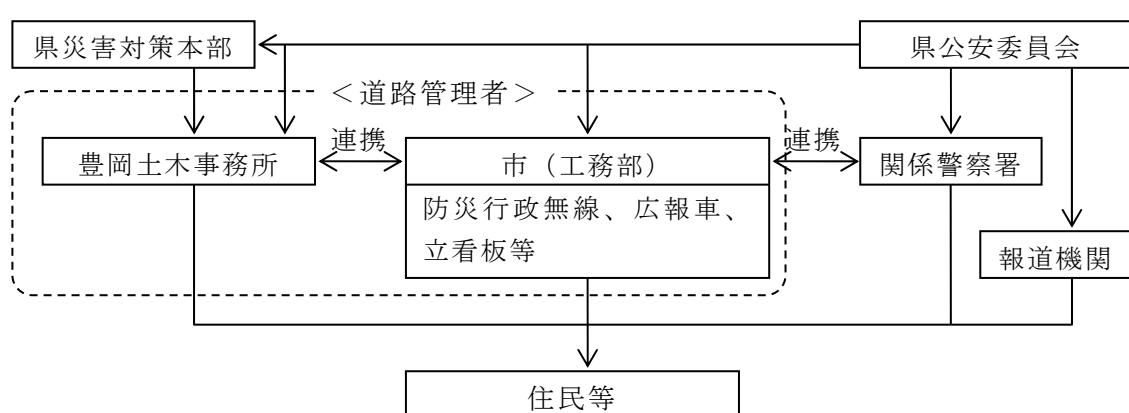
イ 交通規制を行うときは、実施責任者は災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条第1項の規定による次の標示を設置する。ただし、緊急を要するため標示を設置する時間的余裕がないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

別記様式第2（第5条関係）（平7総府令39・全改、平8総府令1・旧様式第1線下）



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

ウ 交通規制を行ったときは、規制内容を立看板、テレビ、ラジオ等の報道機関、交通情報、防災行政無線、広報車両等を利用し、一般に周知する。



第3節第3款 交通・輸送対策の実施

(2) 交通規制の実施責任者等

関係法令に基づく交通規制の実施責任者、範囲等は、次の表のとおりである。

実施責任者	範 囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
公安委員会	1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認められる場合	道路交通法第4条第1項 災害対策基本法第76条第1項
警察署長	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められる場合(適用期間の短いもの)	道路交通法第5条第1項
警察官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険を生ずるおそれがある場合(一時)	道路交通法第6条第4項

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員の行う措置

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員は、次のとおり必要な措置を実施する。

実施責任者	範 囲	根拠法
警察官	1 通行禁止区域等において、緊急車両の通行妨害となる車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること等必要な措置を命ずることができる。 2 措置命令に従わないとき又は相手が現場にいないため措置をとることを命ずることができないときは、自ら措置をとることができる。また、措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第76条の3
自衛官 消防吏員	自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行の確保のため、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ自衛官又は消防吏員は通行の妨害となる車両その他物件について、上記の措置をとることができる。	

- (4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等（「緊急通行車両等の確認事務等に係る取扱要領」（平成27年6月：兵庫県警察本部）

指定行政機関、指定地方行政機関、市、指定公共機関及び指定地方公共機関等は緊急通行車両等の事前届出を行い、確認手続きの円滑化を図る。

ア 事前届出の対象とする車両

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合には、県公安委員会に事前届出を行う。

- (ア) 災害時において、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、市長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 事前届出に関する手続

- (ア) 事前届出の申請

① 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）

② 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会（警察本部交通規制課及び警察署経由）

③ 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表、輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し

4 道路の応急復旧等

- (1) 緊急啓開路線の選定

市（農林部、工務部）は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、緊急道路啓開路線を選定する。選定に当たっては、必要な被災情報の収集や共有が速やかにできるよう、関係する道路管理者と連絡体制をあらかじめ構築しておくものとする。

ア 緊急啓開路線の選定基準

- (ア) 市役所、消防本部、地域防災拠点（円山川防災センター、出石川防災センター、六方防災ステーション立野拠点）、警察署、病院等防災対策上重要な機関を結ぶ路線

(イ) 緊急輸送道路指定路線

- (ウ) 物資輸送拠点、地区防災拠点（避難所等）等主要な防災拠点に接続する路線

(エ) その他上記のルートを補完する路線

イ 緊急啓開路線の優先順位

緊急啓開作業を行うに当たっては、道路管理者、市（消防部）、警察署、自衛隊等の

第3節第3款 交通・輸送対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

各関係機関がそれぞれ連携を図り、計画的かつ迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて救急・救援活動等を考慮した優先順位を定め、効率的に実施する。

ウ 道路啓開の実施

市（農林部、工務部、水道部）は、関係機関と連携し効率的に、緊急啓開路線の道路啓開作業を実施する。作業に当たっては、原則として二車線の車両通行帯が確保できるよう道路上の障害物等を除去し、緊急車両の走行に支障のない程度に道路陥没、亀裂等の舗装破損箇所の応急復旧を行う。

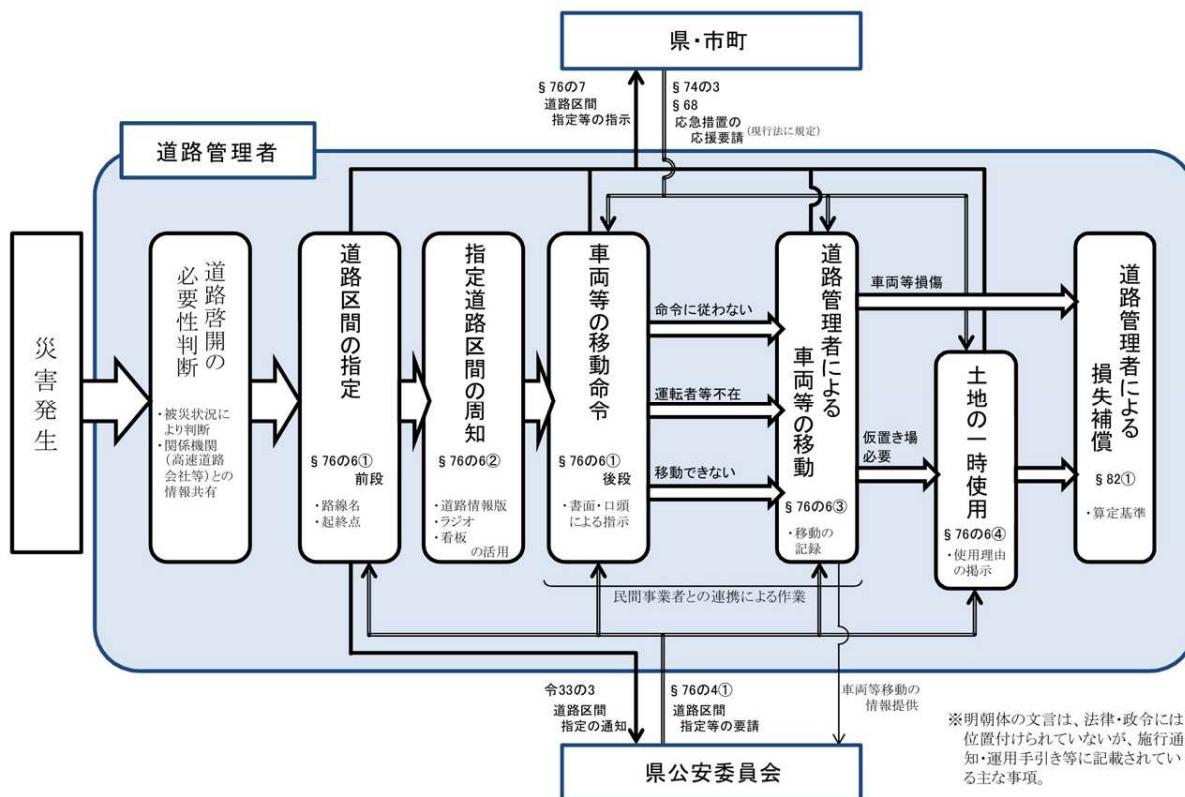
建設業協会等の関係団体は、道路管理者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

5 災害時における車両の移動等

道路管理者は、災害が発生し、立ち往生車両や放置車両によって、緊急通行車両の通行のための最低限の通行空間が確保されず災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合、災害対策基本法第76条の6に基づき、関係する地方公共団体、高速道路会社等の道路管理者、県公安委員会等の関係機関と連携し、緊急通行車両の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等を行う。建設業協会等の関係団体は、道路管理者等と連携・協力し、災害時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保する。

災害対策基本法に基づく車両その他の物件の移動等の流れを以下に示す。

災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ



資料「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」平成26年11月・国土交通省

6 海上交通の確保

- (1) 港湾（津居山、竹野）管理者は、早急に港湾施設の被害状況を把握して、国土交通省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (2) 漁港（田結、田久日、宇日、切浜、須井）管理者は、早急に漁港施設の被害状況を把握して、農林水産省に対し被害状況を報告し、必要に応じて応急復旧等を行う。
- (3) 海上保安署は、被害状況の把握に努め、海上交通の安全を図る。

7 空路交通の確保

- (1) 但馬空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、国土交通省に報告するとともに応急復旧等を行い、航空機受入れの確保を図る。
- (2) 市（本部事務局）は、あらかじめ指定されたヘリコプター臨時離着陸場（→災害予防計画「第4節第5款 交通関係施設の整備」参照）の中から臨時ヘリポートの開設を指示するとともに、その周知徹底を図る。

第2 緊急輸送対策の実施

担当	市 本部事務局、支援部、救護部、農林部、工務部、各部
関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道、全但バス、県トラック協会
関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、建設業協会等

1 緊急輸送道路の確保

市（工務部）は、災害発生後の被害状況を踏まえ、関係機関と調整を行い、緊急輸送道路の指定を行う。緊急輸送道路に指定された路線に対しては、各関係機関は必要な交通規制、道路啓開及び応急復旧を重点的に実施する。

2 緊急輸送の実施

(1) 輸送体制の確立

市（支援部）は、災害時における被災者の避難、傷病者の収容及び隔離、救援物資の輸送、応急対策実施に必要な人員、資材の輸送等を円滑に処理するため、関係機関、関係団体等との十分な連携に基づき、輸送体制の確立を図る。

(2) 緊急輸送活動の基本方針

ア 輸送に当たっての配意事項

関係機関は、輸送活動を行うに当たって、次のような事項に配意して行う。

- (ア) 人命の安全
- (イ) 被害の拡大防止
- (ウ) 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象の想定

(ア) 第1段階

- ① 救急・救助活動、医療活動の従事者、医療品等人命救助に要する人員、物資

第3節第3款 交通・輸送対策の実施

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- ② 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ③ 政府災害対策要員、県・市災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- ④ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- ⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設・輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階

- ① 上記(ア)第1段階の続行
- ② 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階

- ① 上記(イ)第2段階の続行
- ② 災害復旧に必要な人員及び物資
- ③ 生活必需品

(3) 輸送方法

輸送方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を総合的に勘案して、次のうち最も迅速、適切な方法により行うものとする。

ア 自動車による輸送

(ア) 車両の確保

- ① 市有車両

災害時における市有車両の集中管理及び車両の確保・配備は、市（支援部）が行い、市（各部）は緊急輸送用の車両等を必要とするときは市（支援部）に依頼する。

市（支援部）は、稼動可能な車両を把握し、要請に応じ配車を行う。

市（各部）が所有する特殊車両については、市（支援部）から要請があるまで、当該部が実施する応急対策業務に使用することができる。

- ② その他の車両の確保

市（支援部）は、市有車両が不足する場合又は市有以外の車両を確保する必要がある場合は、営業用、自家用車等の借り上げを要請するほか、次の関係機関に協力を要請する。

- ・県災害対策本部
- ・兵庫県トラック協会（県は「災害時における輸送の協力に関する協定」を締結）
- ・全但バス㈱（但馬3市2町は「災害時等におけるバス利用に関する協定」を締結）
- ・その他（指定地方公共機関など）

(イ) 燃料の確保

緊急通行車両等の燃料を確保するため、兵庫県石油商業組合但馬支部豊岡市ブロックを通じ、市内の給油所等に要請する。なお、確保が困難な場合には、県へ要請する。

※兵庫県石油商業組合但馬支部豊岡市ブロックとの「災害時における燃料等の優先

供給等に関する協定」は、資料編に示す。

イ 鉄道による輸送

市（支援部）は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地で物資資材等を確保したときで、鉄道によって輸送することが適當な場合、西日本旅客鉄道㈱に緊急配車を要請する。

ウ ヘリコプター等による輸送

市（本部事務局、消防部）は、地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合は、県に消防防災ヘリコプター等による輸送を要請する。また、必要により県に自衛隊の派遣を要請する。

市（本部事務局、消防部）は、ヘリコプターによる輸送を要請した場合は、関係機関と調整し、ヘリコプターの臨時離発着場を選定するとともに、物資の受入れ、搬入・搬出に必要な人員を確保する。

(4) 輸送路等に関する状況の把握

市（本部事務局）は、広域応援を実施する場合に備え、警察署、各道路管理者、鉄道事業、海上保安署、港湾管理者、漁港管理者、但馬空港管理者等関係機関の協力を得て、緊急輸送道路等に関する状況把握に努める。

(5) 緊急輸送協力に係る市の対応

ア 海上輸送の支援

(ア) 係留岸壁の確保

港湾管理者、漁港管理者は、効果的な緊急輸送を行うため、耐震強化岸壁のほか、陸揚げ可能な岸壁を調査のうえ、確保するとともに、緊急物資の一時保管等に必要なヤードを確保するため、ヤード使用者に対し、貨物の移動を命じることとする。

(イ) 支援要員等の確保

市（支援部）は、巡視船艇等からの緊急物資の陸揚げに必要な人員を確保するとともに、職員を緊急物資の陸揚げ現場に派遣する。

イ 空中輸送の支援

(ア) ヘリコプターの臨時離着陸場等の確保

市（消防部）は、緊急輸送に必要なヘリコプターの臨時離着陸場やホイスト地点を確保することとする。

(イ) 支援要員等の確保

市（支援部）は、航空機に緊急物資を搬入・搬出するために必要な人員を確保する。

- ・事前通行規制区間

- ・ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

- ・緊急輸送道路一覧

- ・緊急通行車両等事前届出書及び事前届出済証（様式）

- ・緊急通行車両確認申請書（様式）

- ・緊急通行車両確認証明書（様式）

- ・緊急通行車両標章（様式）

- は、資料編に示す

第4款 避難対策の実施

第1 避難指示等避難情報の発令

	市	本部事務局、救護部、工務部、消防部
担当	関係機関	県、警察署、海上保安署、気象台、豊岡河川国道事務所
	関係団体	消防団、区・自主防災組織、民生委員・児童委員連合会、社会福祉協議会、身体障害者福祉協会、ろうあ協会、住民、放送事業者、電気通信事業者

1 避難の指示等避難情報の発令権限等

避難の指示等避難情報の発令権限と要件は、次のとおりである。

なお、避難指示、緊急安全確保、屋内待避等の安全確保措置の指示に当たっては、指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該事項についての助言を求めることができる。(災害対策基本法第61条の2)

避難の指示等避難情報の発令権者及び要件は次の表のとおり。

第3節第4款 避難対策の実施

避難の勧告・指示等の発令権者及び要件		
発令権者	実施の要件・内容	根拠法令
市長	<p>高齢者等避難【警戒レベル3】 避難指示に備えた準備や、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が安全に早めのタイミングで避難するための避難等の情報。</p> <p>避難指示【警戒レベル4】 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、避難の必要な居住者等に避難指示を発令し、立退き避難等を求める。屋内での身の安全が確保できる場合には屋内安全確保を促す。</p> <p>緊急安全確保【警戒レベル5】 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合等において、市が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して緊急安全確保の指示を行う。 ただし、災害が発生し、又は切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、緊急安全確保は市から必ず発令される情報ではない。</p> <p>警戒区域の設定 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>	災害対策基本法第56条第2項 災害対策基本法第60条第1項 水防法第29条(立退きの指示) 災害対策基本法第60条第3項 災害対策基本法第63条
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第60条第6項及び第7項
警察官、海上保安官	市長が避難のための立退きを指示すること、屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき、又は市長から要求があったときは、必要な地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の指示若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示できる。 ※指示したときは、直ちに、市長に通知する。	災害対策基本法第61条
警察官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合に、その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、特に急を要する場合には、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けしめるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは避難させ、又はその場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとることができる。 ※警察官がとった処置については、所属の公安委員会に報告する。この場合、公安委員会は他の公の機関に対し、その後の処置について必要な協力を求めるため適当な措置をとる。	警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	警察官がその場にいない場合に限り、行うことができる。	自衛隊法第94条
知事、知事の命を受けた県の職員	地すべりにより著しい危険が切迫しているときは、必要な区域内の居住者に対し避難の指示ができる。 ※この場合直ちに、管轄の警察署長に通知する。	地すべり等防止法第25条
知事、知事の命を受けた県職員、水防管理者	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているときは、必要な区域の居住者に対し、避難を指示できる。 ※水防管理者が指示した場合は、管轄の警察署長に通知する。	水防法第29条

第1章 総則
第2章 災害予防
第3章 風水害応急
第4章 地震・津波災害応急
第5章 雪・大規模事故等災害応急
第6章 災害復旧・復興

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

2 避難指示等避難情報の発令

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、居住者、滞在者に対し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令することができる。また、災害が実際に発生していることを把握した場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令する。

なお、高齢者等避難を発令するまでの間において、夜間に避難指示以上の情報を発令する可能性があるとき、夜間の避難が不安な人を対象に早めの自主避難を呼びかけるため、地区コミュニティセンター等の一部の指定緊急避難場所を「自主避難所」として開放する。

避難情報等	呼びかけ・発令の意図	住民等に求める避難行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市町長が発令)	●発令される状況: 災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない) ・状況が急激に切迫して安全な避難が難しくなった場合に緊急的に発令	●居住者等がとるべき行動: 命の危険直ちに安全確保! ・既に災害が発生して危険が目前に迫り、指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、屋内の最上階等の安全な場所で緊急安全確保する。 ・屋外にいる場合は、速やかに屋内に避難する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができると限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (市町長が発令)	●発令される状況: 災害のおそれ高い	●居住者等がとるべき行動: 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する ・指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅などに移動する「立退き避難(水平避難)」が望ましいが、移動する時間がない場合や、洪水や高潮などで高層階が浸水しないと想定される場合は、上階への移動(垂直避難)や高層階に留まる「屋内安全確保」も有効。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (市町長が発令)	●発令される状況: 災害のおそれあり	●居住者等がとるべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間がかかる高齢者等要配慮者は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ・高齢者等要配慮者の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
自主避難所の開設	●夜間に避難指示以上の情報を発令する可能性があるとき、夜間の避難が不安な人を対象に明るいうちに早めの自主避難を呼びかける。	○指定緊急避難場所が遠くにある場合など、避難に時間がかかる住民は、あらかじめ安全な段階で自主避難所への避難を求める。 ○対象地区的住民は、防災行政無線戸別受信機を高いところに移動させておく。

3 実施基準

(1) 洪水

ア 洪水避難基準

2021年5月の災対法の改正により、「避難判断水位」の位置づけが「高齢者等避難の発表の目安」とされた。出石川下流(弘原観測所)及び円山川下流(立野水位観測所)においては、「避難指示の発令の目安」を国の中準通り「氾濫危険水位」としたが、「緊急安全確保の発令の目安」は排水ポンプの停止基準である7.16m(弘原観測所では換算水位の4.80m)に、また、「高齢者等避難の発表の目安」は国の「氾濫注意水位」とした。よって、本市の洪水避難基準は、より安全な住民避難に資するため、安全側に配慮して国の中準を前倒ししたものとしている。

奈佐川下流(宮井観測所)においては、国が避難指示の発令の目安とした「氾濫危険水位」を「緊急安全確保の発令の目安」とし、以下、国の中準を一つずつ前倒しして運用している。

なお、過去からの洪水時における水位上昇記録等を踏まえ、平成31年4月より、奈佐川(宮井観測所)を除くすべての水位観測所において、国直轄河川に準じて「避難判断水位」を高齢者等避難の基準とする。

河川の基準水位及び市の避難基準については、第3章第2節第3款第2に記載のとおり。

避難基準の運用

対象河川	【洪水予報河川】 円山川下流、出石川下流	【水位周知河川等】 奈佐川、出石川上流、稻葉川、竹野川、六方川、八代川
警戒レベル3、 高齢者等避難	・該当水位を超え、さらに上昇する恐れがあるとき。	
警戒レベル4、 避難指示	・該当水位を超え、さらに上昇する恐れがあるとき、又は避難指示(緊急)の目安となる水位を超えることが予想されるとき。 ・河川管理施設の異常(漏水等)を確認したとき。	
警戒レベル5、 緊急安全確保	・該当水位に到達したとき。ただし、円山川立野地点に関しては、該当水位に到達したとき若しくは到達する恐れがあるときに、豊岡河川国道事務所長と協議の上判断する。 ・河川管理施設の決壊、大規模異常(亀裂、大きな漏水等)、越水を確認したとき。 ・災害が実際に発生していることを把握したとき。	

※「さらに上昇する恐れがあるとき。」とは、河川管理者による水位予測や雨量予測、既往洪水時の雨量とそれに伴う水位上昇の関係等から判断する。

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

■河川水位の観測と予測が行われていない河川

対象河川	鎌谷川、穴見川、大浜川
警戒レベル3、高齢者等避難	—
警戒レベル4、避難指示	堤防高に水位が到達する恐れがあるとき
警戒レベル5 緊急安全確保	堤防高に水位が到達したとき 災害が実際に発生していることを把握したとき。

イ 避難勧告等の対象とする区域（対象建物）

洪水予報河川、水位周知河川、中小河川等を問わず、原則として下記の区域にある対象建物にある住民等は指定緊急避難場所や浸水想定区域外の安全を確保できる場所等への水平避難を行うものとする。

- (ア) 行政区分別防災マップで家屋倒壊危険区域にある建物
 - (イ) 中小河川沿いの木造家屋
 - (ウ) 堤防の決壊等で氾濫した場合、想定浸水深が0.5mを越える区域の平屋家屋
 - (エ) 堤防の決壊等で氾濫した場合、想定浸水深が3.0mを越える区域の2階建て家屋
- 市（本部事務局）は、工務部、地域本部等との協議を踏まえ、避難勧告等の対象とする区域を定めるとともに、適宜見直しを図る。

(2) 土砂災害

ア 災害対策本部長等は、気象台及び県が発表する「土砂災害警戒情報」と県が発表する「地域別土砂災害危険度（5kmメッシュ若しくは1kmメッシュ情報）」を指標として、避難勧告等を発令する。

なお、判断に当たっては、現在精度向上作業を進めている土砂災害危険度予測システムの他、気象台や県土木事務所の助言、現場の巡回報告及び通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難指示等避難情報の発令判断基準は、次のとおり。

土砂災害避難基準

区分	土砂災害時
高齢者等避難	(1) 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の1時間後予測及び2時間後予測がCL（土砂災害警戒基準線）を超えているとき (2) 次の前兆現象を確認したとき ・土石流（流水の異常な濁り） ・がけ崩れ（湧水量の増加、表面流発生） ・地すべり（井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加）
避難指示	(1) 土砂災害警戒情報が発表され、地域別土砂災害危険度の実況がCL（土砂災害警戒基準線）を越え、かつ、1時間後予測及び2時間後予測がCL（土砂災害警戒基準線）を超えているとき (2) 次の前兆現象を確認したとき ・土石流（渓流内で転石の音、流木発生） ・がけ崩れ（小石がぱらぱら落下、新たな湧水発生、湧水の濁り） ・地すべり（池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生・拡大、落石・小崩落、斜面のはらみだし、構造物のはらみだし・クラック、根の切れる音、樹木の傾き）
緊急安全確保	(1) 土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆（亀裂等）や発生を確認したとき (2) 次の前兆現象を確認したとき ・土石流（土臭いにおい、地鳴り、流水の急激な濁り、渓流水位激） ・がけ崩れ（湧水の停止、湧水の噴き出し、亀裂の発生、斜面のはらみだし、小石がぼろぼろ落下、地鳴り） ・地すべり（地鳴り・山鳴り、地面の震動） (3) 現に災害が発生し、その現場に残留者がいるとき

※ 前兆現象については、国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関する前兆現象情報の活用のあり方について」（平成18年3月）の資料より抜粋

イ 避難指示等避難情報の発令範囲は、「兵庫県地域別土砂災害危険度」の5kmメッシュ若しくは1kmメッシュ毎に判断する。

発令対象範囲は、市（本部事務局）が別に定める。また、これらの情報に基づき発令する場合の最小発令対象区域は、原則として小学校区単位の全世帯とする。

ウ 「前兆現象」が確認された場合、避難指示等避難情報の最小発令対象区域は、原則として同一の土砂災害警戒区域内の全世帯とし、対象区域へは、同一の避難行動を取るよう指示するものとする。

エ 土砂災害に係る避難指示等避難情報の解除に当たっては、国土交通大臣又は知事に対し、当該解除に関する事項について助言を求めることができる。

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

(3) 高潮

高潮警報が発表されたときには、気象台や港湾管理者の助言、現場の巡回報告、通報等に基づき避難指示等を判断し、海浜にある者、海岸付近の住民等を直ちに海浜から退避させる。

4 避難指示等避難情報の伝達

市（本部事務局）は、直ちに警報等の収集・伝達方法に準じて（→「第2節第3款 情報の収集・伝達及び報告」参照）、警察署、海上保安署、区・自主防災組織等の協力を得て住民等への周知徹底を図る。

また、知事に対して、避難指示等避難情報の実施時刻、避難先、避難者数、避難対象地域の人口並びに世帯数等を速やかに報告するとともに、関係機関へ通報する。

(1) 情報の内容

市（本部事務局）は、避難指示等を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全確保を図る。

ア 避難指示等を発令した地区名又は区名

イ 避難先（屋外避難に限らず、状況に応じ自宅2階等への垂直避難等、屋内安全待避を含む）

ウ 避難時の服装及び携行品

エ 避難行動における注意事項

（ア）隣保単位など複数人での避難の推奨

（イ）避難先への経路に係る十分な安全の確認等

※避難指示等の伝達例文は、資料編に示す。

(2) 洪水の場合の留意事項

市（本部事務局）は、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は、近隣のより安全な建物への避難等（ご近所避難）を指示することができる。また、最低でも自宅の2階以上に待避することを求める。

ただし、浸水が長時間続くこともあるため、各家庭での非常持ち出し品（非常食、飲料水、簡易トイレ、毛布、防寒着、乾電池、携帯電話・充電器等、短期の避難生活に必要な物資）の携行を指示する。

(3) 電気通信設備等の優先的利用等

市長は、避難指示等を発令する場合等、緊急を要する場合において、必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用又は放送を行うことを求め（災害対策基本法第79条）、又はインターネットを利用した情報の提供を行う事業者に、情報を提供するよう求めることができる（災害対策基本法第57条）。

5 避難誘導

- (1) 市（本部事務局）は、早い段階から住民への注意喚起につながる情報を伝達する。
- (2) 市（本部事務局）は、住民の安全な避難に資する情報（避難所開設情報、避難指示等の発令情報等）を適宜適切にわかりやすい表現で伝達する。
- (3) 消防団は、管轄区域で水防活動が実施されていない場合であって、高齢者等避難及び

避難指示が発令され、避難誘導をするよう指示があった場合は、警察署、区・自主防災組織、避難支援者等実施者の協力を得て、自身の安全を確保しつつ、組織的な避難誘導に努める。

なお、緊急安全確保が発令されたとき、大雨特別警報が発表されたときは、自分が被災するおそれがあることから、状況に応じ、屋外での活動を即刻中止し、迅速に安全確保行動をとる。

避難誘導中の場合にあっては、要配慮者とともに周辺の安全確保可能な建物等に緊急退避する。

- (4) 住民は、率先して避難することはもとより、自身や家族等の安全を確認したうえで、区・自主防災組織と協力して、近所の要配慮者の避難を支援する。

住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難 経路等を把握しておくこととする。

- (5) 区・自主防災組織、避難支援者等実施者は、避難行動要支援者個別避難計画で定めた要配慮者の安否確認と避難誘導を行う。

- (6) 区・自主防災組織は、要配慮者への避難支援にあたって必要な場合は自家用車を使用し、浸水等に巻き込まれることがないよう、安全なうちの早期自主避難に努める。

- (7) 区・自主防災組織、避難支援者等実施者は、避難誘導の際、できるだけ隣保単位などで、まとまって退避するとともに、高齢者、幼児、傷病者、障害者、妊娠婦等及びこれらに必要な介助者等に配慮する。

- (8) 自力及び家族、親族、友人等の支援だけでは避難が困難な避難者は、地域の協力を得られるよう予め協力を求めておく。また、寝たきり等で施設での生活が必要な人については、早い段階で、病院、福祉施設等、普段利用している施設での対応を要請する。

- (9) 市（本部事務局）は、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定する。

- (10) 市（本部事務局）は、避難時の周囲の状況等により、避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内最上階へ待避等の安全確保措置を指示することができる。

- (11) 住民は、避難のタイミングが遅れる等、あらかじめ決めていた避難先への到達が困難であると判断した場合は、無理に移動せず、近くの今いる場所よりも少しでも高い場所に一時的に退避し、安全を確保する。

- (12) 障害のある人は、災害時安心ファイルを携行のうえ避難するよう努める。

- (13) 国際交流協会、N P O にほんご豊岡あいうえお、ボランティア団体等は、外国人の早期避難のための情報提供のほか、可能な場合は、避難支援を行う。

- (14) 市（本部事務局）は、自主避難所を開設した際の要配慮者の避難等、車両等での避難が必要かつ安全な状況で行われると考えられる時点までの使用を除き、道路冠水が想定される避難指示発令後については、避難に車両を使用しないよう指導する。

- (15) 住民等は、車両等が、復旧時に欠くことのできないものであるという観点から、一時的に退避できる移動可能場所の確保に努める。

※災害時安心ファイルは、資料編に示す。

第2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（災害全般）

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市職員を含む。）が現場に居ないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

ウ 災害派遣を命じられた自衛官は、市長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市長へ通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じる。

イ 市長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 警戒区域の設定権者及び要件

原則として住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、また、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行う。警戒区域の設定権者及び要件は次の表のとおり。

警戒区域の設定権者及び要件

設定権者	設定の要件・内容	根拠法令
市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条
警察官 海上保安官	市長若しくは市長から委任された市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくは市長から委任された市職員及び警察官が現場にいないときに行うことができる。 ※市長の職権を行なったときは、直ちに、市長に通知する。	
知事	災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、上記の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。 ※市長の事務の代行を開始、終了したときは、その旨を公示する。	災害対策基本法第73条
消防長、 消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発した場合に、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあるときに火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者の退去を命じ、若しくは出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法第23条の2
警察署長	消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任された消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったときに行うことができる。 ※当該職権を行ったときは、直ちにその旨を消防長又は消防署長に通知する。	
消防吏員、 消防団員	火災現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者の退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法第28条
警察官	消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があつたときに行うことができる。	
水防団長、 水防団員、 消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法第21条
警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときに行うことができる。	

第3 避難指示等避難情報、警戒区域の設定の解除

避難勧告・指示、警戒区域の設定等を解除したときは、その旨を公示し、勧告・指示の伝達方法に準じて、住民や関係機関に連絡する。

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警報・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第4 避難所の開設・運営

市	本部事務局、救護部、避難部
関係機関	県、警察署
担当 関係団体	区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、医師会、獣医師会、看護協会、公衆浴場、旅館組合、住民、消防団、指定管理施設の管理者

1 避難所の開設

本部長（市長）又は地域本部長（振興局長）は、避難所の開設の要否を判断する。

開設順序は次のとおりとする。

第1 自主避難所（指定緊急避難場所のうち、市が指定する施設：小学校区単位に1、2施設）

第2 避難が必要な全ての地域で開設する指定緊急避難場所
(いっとき命を守るために開設する避難所)

第3 避難が長期化した場合に開設する指定避難所（生活する避難所）
※福祉避難所を含む

市（避難部）は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO、ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

市（本部事務部）は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努めることとする。（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）

市（本部事務部）は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる」とする。

なお、本部長又は地域本部長が開設しない場合であっても、災害の危険があると判断される場合は、状況に応じて応急的に施設管理者、区・自主防災組織、地域コミュニティ組織等が開設できる。

避難所に指定されている指定管理施設の管理者は、あらかじめ定めた協定、マニュアル等に基づき、避難所開設・運営に協力する。

※避難所の名称、所在地、収容人員、備蓄物資等は、資料編に示す。

(1) 避難所の受入れ

避難所に派遣された職員は、施設管理者等と協力して、避難者を安全に誘導するとともに、健康面や精神面への配慮に努める。また、職員は定期的に避難者の状況を避難部長に報告する。

(2) 避難所の追加指定

市（本部事務局）は、避難所の不足が生じた場合は、立地条件や施設の安全性等を考慮した上で、被災者が自発的に避難している施設等を臨時に指定緊急避難場所若しくは指定避難所として位置づけることができるものとする。

また、避難生活の長期化等を見据え、市内の避難所では収容力が不足する場合は、災

害対策基本法第86条の8、他自治体との災害時相互応援協定に基づき市外での避難所開設について当該自治体と協議する。

※災害時相互応援協定は、資料編に示す。

(3) 開設期間（※特別基準の設定等）

市（本部事務局）は、災害救助法が適用された場合は、被害状況、ライフラインの現状及び復旧状況、応急仮設住宅（民間賃貸住宅等の応急借上げ住宅含む）の開設準備状況や建設・設置の進捗状況等について関係部と情報を共有したうえで、開設期間や特別基準の設定等について県と協議する。

※災害救助法の手引きは、資料編に示す。

2 避難所の運営

(1) 市、施設管理者等の措置

ア 市（避難部）は、職員派遣計画に基づき、市立コミュニティセンター、学校及び民間商業施設等で指定緊急避難場所に指定されている施設に、可能な限り職員を配置し、避難所運営を統括させるとともに、自身が保有する携帯電話等も活用のうえ、通信の確保等を行う。それ以外の指定緊急避難場所で、市からあらかじめ避難所の開設および自主運営を依頼されている施設にあっては、施設管理者等がその任にあたる。

イ 区・自主防災組織、地域コミュニティ組織等は、市立コミュニティセンター及び学校等、指定緊急避難場所の避難所開設・運営にあたって、避難者とも協力して役割を担うなど、市職員や施設管理者等に協力する。

なお、避難生活が長期化（開設2、3日以降）する可能性があると判断される場合は、避難者や区・自主防災組織、地域コミュニティ組織の相互協力による避難所自主運営組織を立ち上げるよう努める。

ウ 区・自主防災組織等は、市の職員を派遣しない指定緊急避難場所の運営等について避難者等と協力し、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保する。

エ 指定緊急避難場所派遣職員（以下、「避難所派遣職員」という。）は、防災行政無線戸別受信機、携帯電話等を携行の上、避難所における情報収集や広報手段の確保を図る。

オ 避難所派遣職員は、災害対策本部（地域本部）と連絡を密にしつつ、区・自主防災組織等と協力して、開設当初において、次の避難所運営業務に従事する。なお避難所開設が長期化した場合（開設2、3日以降）は、避難者も協力して立ち上げられた自主運営組織に避難所の運営に関し、引き継ぎ可能な業務を引き継ぐものとする。

（ア）施設管理者等との施設使用等の調整並びに協力依頼（開放区域、要配慮者専用のスペース、授乳室、避難所事務スペース等の使用可能区域の設定や各種備品の借用方法等）

（イ）避難者数の把握と避難者名簿の作成及び定時報告（受付業務、本部への報告等）

（ウ）傷病者等の把握と応急措置（状況把握と必要に応じ救護部への応援要請等）

（エ）避難行動要支援者の把握と処置（福祉避難室など別室の確保、福祉避難所入所位置や医療機関との調整を本部へ要請）

（オ）災害対策本部等と避難所との情報伝達手段・ルートの確保（本部情報の避難者へ

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

の周知手段、避難所内の状況の伝達方法等の確立)

(カ) 避難所自主運営組織の結成、運営方針、ルール作りの支援（区・自主防災組織・地区コミュニティ組織等の役員等、避難所地元住民等の協力体制の構築、避難者との連携、役割分担とルールの徹底等）

(キ) 避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等の実施に係る調整

(ク) 仮設トイレの設置の必要性把握及び設置時の清掃等の維持管理支援

(ケ) 市の応急対策状況、復旧・復興に関する情報、医療・生活関連情報等、被災者に必要となる情報の提供（仮設住宅の募集等の災害救助法関係、被災者生活再建支援に関する情報、減免制度、関係機関の支援制度等）

(コ) 避難者の健康管理及び栄養指導

(サ) 上記についての避難所運営記録の作成

※避難所運営マニュアル、災害救助法・被災者生活再建支援法等の支援関係資料は、資料編に示す。

(2) 教職員の避難所運営への従事

災害救助法第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において、指定緊急避難場所に指定されている学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、避難所運営業務に従事でき、この期間は7日以内とする。

なお、校長等は災害の状況がひつ迫し、市からの避難所開設要請のいとまがないときは校長等の判断で避難所を開設し、運営にあたるものとする。また、7日間の避難所業務従事期間終了後は、市（避難部）が運営等を引き継ぐ。

校長は、避難所運営が市（避難部）に移った後も、学校教育に支障のない範囲で、可能な限り市の避難所運営に協力する。

教職員の主な避難所運営業務は次のとおり。

ア 施設等開放区域の明示（避難者スペース・非開放スペース、車両の駐車スペース等）

イ 避難者誘導・避難者名簿の作成（要配慮者の状況把握への協力を含む）

ウ 情報連絡活動

エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配

オ ボランティアの受け入れ時の協力

カ 炊き出しへの協力

キ 避難所自主運営組織づくりや運営組織への協力

ク 傷病者への対応

(3) 避難所自主運営組織の確立

区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、住民等は、避難所生活の長期化を見据え、避難所派遣職員や施設管理者、避難者の協力のもとに、避難所自主運営組織を設立するとともに、避難所自主運営組織のリーダーを選出し、リーダーのもとで、主に次の事項について対応する。

ア 自主運営方針、生活ルールの決定

・市との連絡責任者の決定

・ルール等各種決定方法の共有

・ルールの決定及び徹底（居住スペース配置、要配慮者対応、ごみの分別、清掃等の役割分担）

イ 食料・救援物資の受入れ、避難者への分配及び炊き出しへの協力

・救援物資の受入れ・配布、炊き出し実施時の配膳協力等

ウ 避難者に対する市等からの生活関連情報等の伝達

・避難者への呼びかけ（近くの要配慮者への協力等）

・チラシの掲示、配布及び回収 等

エ 避難者のニーズ調査、避難所派遣職員・自主運営組織リーダー等への報告

オ ごみの管理、施設・トイレの清掃等

カ 秩序の保持

(4) 避難所運営に係る留意点

ア 市（避難部）は、要配慮者に対しては、個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談しやすい場づくりなど、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

イ 市（避難部）は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置する。また、避難所の運営について、女性の参画を推進するとともに、管理責任者の権限を明確にし、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するN P O・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図る。

ウ 市（避難部）は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意し避難所運営を行う

エ 市（避難部）は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・D Vの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・D Vについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める

オ 市（避難部）は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努める

カ 市（避難部）は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる

3 避難所スペースの配置

市（避難部）は、避難所運営マニュアルに基づき、施設管理者と協力して、次のようなスペースの配置に配慮する。

(1) 生活スペース

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

- (2) 受付、事務、相談スペース
- (3) 救護スペース
- (4) 福祉避難室
- (5) 更衣、授乳等のスペース
- (6) 食料・物資等保管、配布スペース
- (7) 掲示板等情報提供スペース
- (8) ペット飼養可能スペース
- (9) 屋外自家用車駐車可能スペース

4 避難所設備・備品の整備

市（支援部、避難部）は、施設が保有する備品（座卓、座布団、パーテーション等）を有効に活用するとともに、県や指定地方公共機関、協定締結団体等と協力して、避難生活に必要な設備・備品を確保・設置するよう努める。特に、気候や避難行動要支援者に配慮する。

- (1) 仮設トイレ（バリアフリー対応のもの）
- (2) 間仕切りやスペース表示のためのガムテープ
- (3) 掲示板及び貼り紙用紙など
- (4) 発災時から灯りのある生活及び通信環境を確保するための自家発電装置、非常用発電機
- (5) 災害時特設公衆電話回線や情報通信機器及び携帯電話の充電器
- (6) 扇風機やストーブ等の冷暖房機器（灯油含む）
- (7) その他生活用品等
 - ア 高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品
 - イ 避難所の感染症予防のためのマスクや手指消毒液等
 - ウ タオルケット、毛布、布団等の寝具
 - エ マッチ・使い捨てライター・L Pガス・固形燃料等の燃料
 - オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具
 - カ 茶碗、皿、箸等の食器

市は、避難所の生活環境の向上のため、特に、L Pガスや石油等の燃料、畳、段ボール製品（ベッド、間仕切り）、シート、簡易トイレ、食器類・日用雑貨・食品等の提供に関する協定を締結している。

※協定は、資料編に示す。

5 保健活動

市（救護部）は、次の対策を講じる。

- (1) 救護

現地医療機関だけでは対応できない場合、救護班を編成し、巡回活動を行う。

- (2) 保健

豊岡健康福祉事務所と協力し、医師会等関係機関と連携を図り、保健師、栄養士等による巡回健康相談や栄養相談を実施する。（→「第3節第7款 保健衛生、感染症対策、

遺体の埋火葬の実施」参照)

6 衛生活動

市（避難部）は、次の措置を行う。

(1) 仮設トイレの確保

避難所の状況により仮設トイレ（バリアフリー対応、洋式が望ましい。）を設置管理する。その確保が困難な場合、県にあっせん等を求める。（→「第3節第12款第4 し尿処理対策の実施」参照）

(2) 入浴、洗濯対策

避難が長期化した場合、仮設風呂や洗濯機を設置管理する。その確保が困難な場合、県に民間業者のあっせんを求めるほか、入浴については自衛隊への要請の他、公衆浴場や旅館組合等に入浴サービスの協力を求める。

(3) 食品衛生対策

食品の保管等、衛生管理に十分注意を払う。

(4) 感染症予防対策

ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努める。

イ 市（救護部）は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

7 避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

市（各部）は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（避難所の車中泊者を含む）の生活環境の確保のため、避難所や地区コミュニティセンター等の地区防災拠点での食料等、必要な物資の配布、保健師、栄養士等による健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等が図られるよう努める。

また、これらの被災者の情報収集にあたっては、市（調査部）による家屋被害認定調査の機会を活用するほか、区長、民生委員・児童委員等の協力を求めるものとする。

8 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市（避難部）は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、協定先宿泊施設等の二次的避難所の紹介を行うとともに、確保が困難な場合は、県に対象施設等の広域的な確保を要請する。

市（救護部）は、要配慮者のうち、特に援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。（→「第3節第9款 要配慮者支援対策の実施」参照）

第3節第4款 避難対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第5 広域避難（広域一時滞在）等

担当	市	本部事務局、救護部、工務部、避難部、消防部
	関係機関	県、警察署
	関係団体	病院組合、医師会、医療機関

市長は、本市域に係る大規模な災害が発生し、被災住民について県内の他の市町又は他の都道府県への一時的な滞在（以下「広域一時滞在」という。）の必要があるときは、被災住民の受入れについて、当該市町長又は知事と協議するものとする（災害対策基本法第86条の8及び第86条の9）。

また、市は広域一時滞在の被災者について、公営住宅や借り上げ応急仮設住宅の入居者、自力で住宅を確保した避難者も含めて避難者所在情報等を避難元・避難先各自治体で共有の上、支援情報の提供等に努める。

1 県内における広域避難（広域一時滞在）

(1) 広域避難を行う必要がある場合

ア 市は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域への広域避難の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議することができる。

なお、協議を受けた市町は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとされている。

イ 市は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

市は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れる避難所を決定し、被災住民を受入れる。

2 県外における広域避難（広域一時滞在）

(1) 広域避難を行う必要がある場合

市は、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。

(2) 広域避難の協議を受けた場合

市は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供することとされている。

3 被災住民に対する情報提供と支援

- (1) 市は、広域避難を受入れた市町の協力を得て、広域避難している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。
- (2) 広域避難を受入れた市町は、市と連携し、受入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第5款 住宅の確保

担当	市	工務部、救護部
	関係機関	県
	関係団体	建設業協会等

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施機関

応急仮設住宅の建設は県で実施し、管理は市で実施する。なお、災害救助法適用市町が本市のみなどの場合は、市町による建設も検討することができる。

市（工務部）は、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、県、建設業協会の協力のもとに、被災者等への応急仮設住宅の建設・管理又は応急仮設住宅として借り上げる賃貸物件（賃貸型応急住宅）の確保を行う。

(2) 供与対象者

次のいずれにも該当する者とする。

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 住居する住家がない者であること。

ウ 自らの資力でもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

(3) 応急仮設の供与要請

市（工務部）は次の対策を実施する。

ア 住宅の被害状況、応急仮設住宅に関するニーズ等を把握するとともに、平時から建設用地の選定及び既存空き住宅について調査する。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める必要がある場合は、学校の教育活動に十分配慮する

イ 次の事項を可能な限り示し、応急仮設住宅の供与を県に要請する。

(ア) 被害戸数

(イ) 設置を必要とする型別戸数、建設場所

(ウ) 連絡責任者

(4) 住宅の構造

市（工務部）は、市（救護部）とも連携し、高齢者、障害者向けの仮設住宅等、可能な限り、入居者の状況や利便性に配慮する。また、必要に応じ高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅の設置について配慮する。

(5) 入居者の認定に当たっての留意点

市（工務部）は、地域コミュニティのつながりが途絶えないような配慮（同一行政区や小学校区での入居の検討等）を行うほか、高齢者、障害者の優先入居等、避難行動要支援者に十分配慮する。

(6) 生活環境の整備

市（工務部）は、市（各部）と連携し、次の環境整備を行う。

- ア 仮設住宅の整備と併せて、集会施設等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進する。
- イ 地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備する。
- ウ 福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努める。
- エ 女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。
- オ 必要に応じて仮設住宅における愛玩動物の受入れに配慮する。
- カ 消防水や消火器の設置、入居者への啓発等の防火対策に努める。

2 空家住宅の確保

(1) 対象

公営住宅等の空家

(2) 募集

市（工務部）及び提供する事業主体が募集する。

なお、県が国土交通省の支援により設置する「被災者用公営住宅等あっせん支援センター」に協力するよう努める。

3 民間賃貸住宅の借り上げ

- (1) 県及び市（工務部）は、内閣府と協議する。それに基づき、被災状況や 地域の実情等 必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
- (2) 県及び市（工務部）は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

4 住宅の応急修理

市（工務部）は、県から災害救助法の実施に関する事務を行うよう通知があったときは、次の措置を講じる。

- (1) 住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に 手を加えれば何とか日常生活を営むことができる場合に、居室、炊事場、便所など最小限に必要な部分について、応急修理を実施する。
- (2) 建築業者の不足や、建築資機材の調達が困難であるときは、県に対し可能な限り次の事項を示してあっせん、調達を依頼する。
 - ア 被害戸数（大規模半壊、半焼・半壊、準半壊）
 - イ 修理を必要とする戸数
 - ウ 調達を必要とする資機材の品目及び数量
 - エ 派遣を必要とする建築業者数
 - オ 連絡責任者
 - カ その他参考となる事項

第3節第5款 住宅の確保

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

5 住宅等に流入した土石等障害物の除去

市(工務部)は、次の措置を講じる。

- (1) 住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施する。
- (2) 対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求める。
 - ア 除去を必要とする住家戸数
 - イ 除去に必要な人員
 - ウ 除去に必要な期間
 - エ 除去に必要な機械器具の品目別数量
 - オ 除去した障害物の集積場所の有無
 - カ その他参考となる事項

6 住宅相談窓口の設置

市(工務部)は、県、関係団体等と協力して、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じる。

第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1 食料の供給

担当	市	救護部、避難部、支援部、農林部、本部事務局
	関係機関	県、自衛隊
	関係団体	区・自主防災組織、避難所施設管理者

1 実施機関

- (1) 市(救護部)は、市(避難部)と連携して避難所等の被災者への食料の供給を実施する。
- (2) 市(支援部、救護部)は、区・自主防災組織に依頼して、避難所以外で暮らす被災者に対し食料の供給を実施する。
- (3) 市(救護部)は、大災害により、市のみでは食料の供給が困難と判断した場合、県へ要請する。なお、県は市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たず市に対する食料を確保し供給する。
- (4) 防災関係機関は、防災要員に対する食料の供給を実施する。

2 供給対象者

- (1) 避難所等に収容されている被災者
- (2) 住家が全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者
- (3) 病院、旅館・ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

3 品目

品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊娠婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮するほか、配食等にあたっては、管理栄養士等の活用を図るよう努める。

- (1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、粉ミルク・液体ミルク等の主食
- (2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水
- (3) 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

4 食料の供給要請等

市(救護部)は、備蓄品では供給が不足する場合、まず市内の食料品業者等から調達する。さらに、食料の調達が困難な場合は、次の事項を示して県にあっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な品目及び数量

第3節第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1章

則

第2章

災害

予防

第3章

風水

害

応急

地第4章

震・津波

災害

応急

第5章

警・大規

模事故等災害

応急

第6章

災害復旧

・復興

- (3) 引渡しを受ける場所及び引渡責任者
- (4) 荷役作業者の派遣の必要の有無
- (5) その他参考となる事項

なお、災害救助法発動時の災害救助用米穀の供給について、県と連絡がつかない場合は、市（農林部）は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の売却を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。

5 食料の輸送・配布等

供給先（避難所、炊き出し施設等）への輸送は、調達先の食料品業者等に要請する。食料品業者が輸送できない場合や、物資集積拠点（→災害予防計画「第2節第6款 防災拠点の整備」参照）に到着した食料については、市（救護部）が輸送するが、兵庫県トラック協会や協定を締結している物流業者と連携して、物資拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

避難所統括者（避難所派遣職員、施設管理者等）は供給された食料を受領し、避難所入所者への配布は避難所自主運営組織が、他の被災者への配布は区・自主防災組織が行う。

また、在宅の給食困難者に対しては、最寄りの指定避難所で配給を行う。

6 炊き出し

(1) 炊き出しの方法

炊き出しを実施する場合は、必要に応じ、学校給食センターを活用するほか、避難所で実施する場合は、避難所備付けの調理施設等を活用し、避難所自主運営組織の指示のもと、避難者、区・自主防災組織、ボランティア等の協力により行う。

(2) 炊き出しの支援要請

市（本部事務局）は、本市のみで炊き出しの実施が困難な場合は、ボランティアの支援のほか、知事に対して自衛隊の派遣要請等の支援を要請する。

※炊き出し予定施設は、資料編に示す。

第2 飲料水等の供給

担当	市	水道部
	関係機関	県
	関係団体	日本水道協会兵庫県支部、豊岡市管工事協同組合

1 実施機関

- (1) 市（水道部）は、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施する。
- (2) 市（水道部）は、大災害により、市のみでは飲料水等の供給が困難と判断した場合、県へ要請する。県は、要請があった場合は、供給の応援を行うこととする。要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに供給の応援を行う。

2 給水対象者

災害のために、現に飲料に適する水を得ることができない者

3 発災直後の情報収集及び初動給水の準備

(1) 情報収集等

- 市（水道部）は、発災直後、直ちに初動体制を確立し、以下の情報収集等を行う。
- ア 水道施設（水源地、浄水場、配水池、管路）の被害状況を確認し、配水量を把握
- イ 市域の断水エリアの把握
- ウ 応急給水用資機材の現況
- エ 避難所の開設状況、重要施設の被災状況等の把握と必要給水量の把握
- オ 道路の被災状況等の把握

(2) 給水用資機材の準備

市（水道部）は、応急給水活動の実施のための準備を行う。

ア 応急給水用資機材

※給水車の容量や台数、所在、飲料水用ポリタンクの数量等は、資料編に示す。

4 水源及び給水量

(1) 水源

市（水道部）は、浄水場、配水池等の水道施設（運搬給水基地）の使用を原則に、予備水源の量、水質等を把握しておき、迅速に対応する。

(2) 給水量

市（水道部）は、災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させる。

内容 時系列	期 間	1人あたり 水量 (リットル/日)	水量の用途内訳	給水方法
第1次給水	災害発生から 3日間	3	生命維持のた め最小限必要 量	自己貯水による利用と併 せ、水を得られなかった者 に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から 10日まで	3～20	調理、洗面等最 低限生活に必 要な水量	自主防災組織を中心とす る給水と応急拠点給水
	11日目から 20日まで	20～100	最低限の浴用、 洗濯に必要な 水量	仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に 設置する仮設給水管から の給水
第3次給水	21日目から 完全復旧まで	100～ 被災前水量	通常給水とほ ぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

第3節第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水
害
応急

第4章
地震・
津波災害
応急

第5章
第5章
灾害救助法等
応急

第6章
災害復旧
・復興

5 応急給水方法及び広報

- (1) 市（水道部）は、応急給水については、豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔地震・災害編〕等により実施するとともに、自衛隊の応援要請が必要な場合は、市（本部事務局）を通じて知事に要請する。なお、給水に関する情報（実施時間、場所等）について広報に努める
- (2) 市（水道部）は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請する。
- ア 給水を必要とする人員
- イ 給水を必要とする期間及び給水量
- ウ 給水する場所
- エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
- オ 給水車両借上げの場合は、その必要台数
- カ その他必要な事項
- (3) 病院、救護所等へは、最優先で給水する。

※兵庫県水道災害相互応援に関する協定は、資料編に示す。

第3 物資の供給

担当	市	支援部、避難部
	関係機関	県
	関係団体	区・自主防災組織、地域コミュニティ組織、避難所施設管理者

1 実施機関

- (1) 市（支援部）は、被災者等への緊急物資の供給を実施することとする。なお、災害救助法が適用された場合は、第2節第5款「災害救助法の適用」「2 救助の実施」に基づき対応する。
- (2) 防災関係機関は、防災要員に対する物資の供給を実施する。
- (3) 市（支援部）は、市のみでは物資の供給が困難と判断した場合、県へ緊急物資の供給、調達、あっせんを要請する。なお、県は市からの要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たずに緊急物資を供給する。
- (4) 住民は、自ら最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品を備蓄し、災害発生時に活用する。

2 供給対象者

- (1) 災害により住家が被害を受けた者
- (2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
- (3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 供給品目

品目としては、主に次のものが考えられる。なお、供給に当たっては高齢者や乳幼児等の要配慮者、男女の違い等のニーズに配慮する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することに留意する。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料

※毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、発電機、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。

※障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮する。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、使い捨て手袋、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気設備、除菌・滅菌装置、清掃用具一式、トイレ関連備品一式 など

(3) 応急復旧用物資

ブルーシート、テント、土のう袋、鋼材、セメントほか

(4) 防災関係物資

毛布、簡易ベッド、段ボールベッドほか

4 物資の供給要請等

市（支援部）は、備蓄品では物資の供給が不足する場合、市内の流通業者、応援協定業者（生活協同組合コープこうべ）などから調達する。また、物資の調達が困難な場合は、次の事項を示して県に緊急物資等の供給、あっせんを要請する。

- (1) 供給あっせんを必要とする理由
- (2) 必要な緊急物資の品目及び数量
- (3) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (4) 連絡課及び連絡担当者
- (5) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (6) その他参考となる事項

なお、業務が完了するまでの間、緊急物資の在庫量の把握を続ける。

5 物資の輸送・配分等

供給先（避難所等）への輸送は、調達先の業者等に要請する。調達業者が輸送できない場合や、物資集積拠点（→災害予防計画「第2節第6款 防災拠点の整備」参照）に到着した物資については、市（支援部）と関係各部が協力のうえ輸送するが、兵庫県トラック協会や協定を締結している物流業者と連携して、物資拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう調整を行う。

第3節第6款 食料・飲料水及び物資の供給

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

避難所統括者（避難部職員、施設管理者等）は供給された物資を受領し、避難所入所者への配布は避難所自主運営組織のリーダーが、その他の被災者への配布は区・自主防災組織が行う。

また、在宅の物資調達困難者に対しては、最寄りの指定避難所で配給を行う。

第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1 精神医療の実施

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	医師会、社会福祉協議会、但馬障害者通所施設連絡会

市（救護部）は、災害時におけるP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安や、精神障害者に対する保健・医療サービスの確保について、県、関係団体と協力して、次の措置を講じる。

1 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣並びに活動拠点本部の設置

- (1) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、豊岡健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、業務調整員、精神保健福祉士、公認心理士、公的機関職員等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する。
- (2) 県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を設置し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。
- (3) 県（豊岡健康福祉事務所）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部の管理運営を行う。
- (4) 県（精神保健福祉センター）は、「ひょうごDPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行う。
- (5) 救護部は、県が行う災害による心理的影響を受けやすい高齢者等に対する継続的なケアに協力する。

2 こころのケアに対する相談・普及啓発活動

- (1) 県（精神保健福祉センター、豊岡健康福祉事務所等）と協力して、こころのケアに関する相談訪問活動やこころのケアに対する情報提供、知識普及活動に努める。
- (2) 県と協力して、風水害による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

3 児童・生徒のこころのケア

（→風水害応急対策計画 「第3節第17款 教育対策の実施」を参照）

4 救援活動従事者のこころのケア

救助・救援機関は、災害時の救援活動に従事した者にはP T S Dの症状が比較的早期に現れやすいことに留意し、緊張を和らげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等を行う。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の「燃え尽き」を予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、日々十分に休息をとり、リ

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

ラックスする時間を持つよう意識することを意識づけるとともに、疲労のために仕事の能率が悪くなっているなど、少しでも状態の変化に気づいた場合は、休養を命じる業務命令で休養をとらせる等の配慮を行う。

第2 健康対策の実施

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	看護協会、栄養士会

1 巡回健康相談等の実施

市（救護部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県、看護協会と連携して、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。
- (2) 県と連携して、巡回健康相談や家庭訪問の実施により高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、医療機関（医療救護班）やこころのケアチーム等、保健・医療・福祉等関係機関と連携して支援を行う。
- (3) 県と連携して、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により、衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を確保し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、高齢者の生活不活発病等の予防に努める。
- (4) 県と連携して、サービス提供に向け保健・医療・福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。
- (5) 県、看護協会と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

2 巡回栄養相談の実施

市（救護部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県、栄養士会と連携して、災害時における行政栄養士活動ガイドライン（兵庫県令和2年3月作成）に基づき避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。また、県は、給食施設等の巡回指導等を実施する。
- (2) 避難所生活が長期化する場合には、食事及び食環境整備等について県に助言を求める。
- (3) 県と連携して、避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。
- (4) 県と連携して、巡回栄養相談や家庭訪問の実施にあたり、連携して高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児等の要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努め、栄養状態を早期に改善できるよう支援する。

第3 食品衛生対策の実施

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	

市（救護部）は、県と連携して、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。特に梅雨期や夏期等は広報を強化する。

第4 感染症対策の実施

担当	市	衛生部、救護部、工務部、避難部、水道部
	関係機関	県
	関係団体	区・自主防災組織

1 感染症対策の体制整備

市（救護部）は、次の措置を講じる。

(1) 感染症対策体制整備

県に準じて感染症対策体制を整備し、次の感染症対策を推進する。

ア 感染症の早期発見のための情報収集

イ 感染症予防知識の普及

(2) 予防啓発及び広報活動の推進

感染症対策組織は、区・自主防災組織、市（避難部）との連携、広報紙や防災行政無線等により感染症予防の啓発、広報を行う。

2 感染症対策活動

市（衛生部、工務部）は、次の措置を講じる。

(1) 清潔方法

塵芥、汚泥などについて、積換所及び分別所を経て埋立又は焼却するとともに、し尿の処置に万全を期する。

(2) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号、以下、「感染症法」という。）に基づく消毒の実施について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行う。

また、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）も参考とする。

ア 速やかに次の事項について住民と共同して消毒を実施する。

（ア）個人所有の井戸や湧水施設等（個人水道施設）並びに蛇口等（給水装置）の消毒

（イ）家屋の消毒

（ウ）便所の消毒

（エ）芥溜、溝渠の消毒

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1章

則

第2章

災害

予防

第3章

風水

害

応急

地第4章

震・津波災害応急

第5章

警

・大規模事故等災害応急

災害復旧

・復興

(オ) 患者輸送用器などの消毒

イ 薬剤は、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

区分	薬剤の種類（例示）	薬剤所要量の算出方法
全壊・半壊家屋	塩化ベンザルコニウム 次亜塩素酸ナトリウム	全半壊戸数 ×500 ml (1本) 戸戸の数（概数）×1340ml

ウ 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要な最小限のものとする。

エ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(3) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア 市（衛生部）は、感染症法に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について、県の指示に基づき、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行う。

(ア) 災害家屋については、無差別に行うことなく実情に応じ重点的に実施する。

(イ) 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺そ効果のある殺虫剤を使用する。

イ 薬剤、器具などは、次の算出方法により必要量を算出し、確保する。

撒布場所、種類例	薬剤所要量の算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	指示地域内のり災戸数 × *85.8m ² × (1-0.5) × 0.05リッル/m ² *家屋面積39.6m ² の場合で内部の壁面及びその他の面積
便所等 オルソジクロールベンゾール剤	指示地域内のり災戸数 × 1m ² × 0.06リッル/m ²
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	指示地域内のり災戸数 × 56.1m ² × 15g/m ² (敷地56.1m ² の場合)

ウ ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を防止し、又はそのまん延を防止するため必要最小限度のものであること。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意する。

(4) 生活用水の供給等

市（水道部）は、速やかに生活用水の供給を行うこととし、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じた方法によって行う。

(5) 避難所の感染症対策指導等

市（衛生部）は、県感染症対策担当職員（豊岡健康福祉事務所）と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施するとともに、避難所派遣職員や施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図る。

(6) 報告

感染症法に基づく知事の指示により消毒など災害防疫を行った場合は、豊岡健康福祉事務所を経由して県（災害対策課）に被害状況・感染症対策活動状況・災害時感染症対策所要見込額を報告する。

3 災害時感染症対策完了後の措置

市（救護部）は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、豊岡健康福祉事務所を経由して県に提出する。

第5 遺体の収容・埋火葬の実施

担当	市	衛生部、救護部、消防部
	関係機関	警察署
	関係団体	医師会、葬祭業者

1 行方不明者の捜索及び遺体の引渡

(1) 行方不明者の捜索

ア 行方不明者の捜索依頼があった場合は速やかに市（消防部）、消防団及び警察署等の関係機関などの協力を得て、生命を第一優先に考えて対応を図る。

イ 市（救護部）は、行方不明者や捜索された遺体について、リストを作成する。

(2) 検視・検案等

ア 市（衛生部、救護部）は、遺体が発見された場合、速やかに警察署に連絡し、警察において所要の措置を執るよう要請するとともに、医師会等に遺体の検案を要請する。

イ 警察署は、遺体の検視・検案その他所要の処理を行った後、身元が判明し、遺族等引取人があるときは、引取人に引渡す。身元が判明しない遺体については、死亡報告書、本籍等不明死体調査書を添えて市（救護部）に引渡す。

ウ 状況により現場における検視・検案等が困難なときは、遺体安置所に収容ののち行う。

(3) 遺体の搬送

ア 市（救護部）は、身元が判明しない遺体の引渡しの連絡を受けたときは、職員を現場に派遣するとともに、葬祭業者等へ委託し遺体の引き渡しを受ける。

イ 引渡しを受けた遺体は、遺体安置所へ搬送し、安置する。

2 遺体の収容・安置

市（救護部）は、遺体の収容・安置等について以下の措置を講じる。

(1) 遺体安置所の開設

身元不明の遺体が確認された場合、被災現場付近に遺体安置所を開設する。

ア 遺体安置所開設施設

各部の協力のもと、次の各項目を基本として、市有施設の中から選定する。

(ア) 屋内施設を基本とする。

(イ) 避難場所・医療救護施設等、他の用途とできる限り競合しないこと。

(ウ) 施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有することとする。

(エ) 照明設備、水道設備を有していること。

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

第1章
則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

イ 遺体が多数の場合の対応

遺体が多数の場合、遺体の処置、一時保存、遺族への引き渡し用の場所を確保した遺体安置所を開設するとともに、開設施設に遺体処置班を編成のうえ、派遣する。

ウ 安置用品の調達

遺体安置所の開設に当たっては、納棺用品、ドライアイス等を医師会や葬祭業者等から調達する。なお、不足する場合は県へ要請し、あっせんを受ける。

(2) 遺体の収容等

市（救護部）は、医師が遺体の洗浄、縫合、消毒等を行った後、遺品を整理し、納棺の上、その性別、推定年齢、遺品その他必要事項を遺体収容台帳に記載し、遺体安置所に安置する。

(3) 遺体の身元確認、引取り

身元が判明し、遺族等引取人があるときは、速やかに引取人に引き渡す。

一定期間経過後、なお引取人がいないときは行旅死亡人として取り扱うこととし、埋火葬許可書の交付を受ける。

(4) 漂着遺体等の取扱い

災害救助法が適用された市町村から漂着したものであると推定される場合は、被災地の市町村に引き渡す。なお、遺品の保管、遺体の撮影記録を保存する。

3 遺体の埋火葬

(1) 埋火葬の基準

市（衛生部、救護部）は、遺族が次のような場合で、遺体の埋火葬が困難な場合には、応急的に埋火葬を実施する。

ア 緊急に避難を要するため、遺族において埋火葬を行うことが困難な場合

イ 豊岡斎場が浸水又は流出し、個人では埋火葬を行うことが困難な場合

ウ 埋火葬をすべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難な場合

エ その他埋火葬が困難な場合

(2) 埋火葬の方法

ア 埋火葬の受付

市（衛生部）は、死体埋火葬許可書及び斎場使用許可証を発行する。

イ 埋火葬

埋火葬は、原則として火葬とし、豊岡斎場において行う。

遺体が多数の場合は、県に市外の施設への受入れを要請し、受入施設と調整して遺体を搬送する。遺族による遺体の搬送が困難なときは、市（救護部）は、葬祭業者等に協力を要請する。

ウ 遺骨の保管

市（救護部）は、遺族等引取人がいない遺骨等を遺留品とともに保管する。一定の期間経過後も引取人がいないときは、遺骨のみを豊岡斎場の敷地内にある靈灰塔に保管する。

エ 埋火葬の期間

第3節第7款 保健衛生、感染症対策、遺体の埋火葬の実施

10日以内とする。

オ その他

必要な場合は、被災者相談窓口等で、遺族の問い合わせや埋火葬の相談にあたる。

4 大規模災害発生時の対応

市（衛生部、救護部）は、大規模災害により多数の犠牲者が発生した場合には、県に対し、遺体の処理が速やかに実施できるよう協力を要請する。

(1) 遺体収容場所の確保

市（救護部）は、次の各項目を基本に遺体収容場所を確保するよう努める。

- ・屋内施設を基本とする。
- ・複数箇所を確保する。
- ・避難場所・医療救護施設等、他の用途と競合しない場所とする。
- ・施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を確保する。
- ・照明設備、水道設備を有していること。

(2) 収容期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ期間を延長する。

(3) 遺体の保存

市（救護部）は、市の能力だけで対応できない場合、県に対し、民間業者等の協力を得て、ドライアイス及び棺等の確保をするよう要請する。

(4) 広域火葬の実施

市（衛生部、救護部）は、県の調整結果に基づき他市町の火葬場への搬送が決定したときは、受入れ先市町と具体的な打合せを行い、遺体を搬送する。

第8款 生活救援対策の実施

第1リ災証明書の発行等

担当	市	本部事務局、支援部、調査部、衛生部、消防部
	関係機関	県、関西広域連合
	関係団体	区・自主防災組織、住民

1 住宅の被害認定

(1) 被害調査の実施

市（調査部、消防部）は、災害に係る家屋の被害認定を実施する。

ア 住家

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(2018(H30). 3 内閣府（防災担当）)に基づき実施する。

被害調査の内容については、「風水害対策計画第2節第3款第6 被害調査」による。

イ 非住家

各種支援制度の利用のために必要が認められるもの（倉庫・店舗・事務所・工場等）を対象とし、調査方法は「住家」に準じる。

(2) 認定基準

災害に係る住家被害の認定については、「災害の被害認定基準について」(内閣府政策統括官（防災担当）通知、2013(H13). 6.28府政防第518号)に基づき実施する。

※「災害の被害認定基準について」は、資料編に示す。

(3) 応援要請

市（調査部）は、市ののみでは被害認定調査の実施が困難と判断した場合、県もしくは県を通じて関西広域連合に対し、家屋被害認定士資格を有する他市町等の職員の応援を要請する。

(4) 調査への協力

区・自主防災組織、住民は、「被害調査の早期終了が生活の早期復旧に資する」という考え方のもと、調査への同行、道案内など、できる限り調査に協力するよう努める。

2 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めたとき、市（本部事務局、調査部）は、市（各部）の協力により、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができる。（災害対策基本法第90条の3）

市（本部事務局、支援部）は、迅速かつ的確な援護の実施（援護の漏れ、二重支給等の防止）及び被災者・関係部署の負担軽減のため、関係各部と連携し、取り組む。

なお、市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で目的外利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることが

できる。（災害対策基本法第90条の3）

(1) 被災者台帳の記録事項

被災者台帳に記載又は記録する事項については、災害対策基本法第90条の3第2項及び災害対策基本法施行規則第8条の5に規定されている。

『災害対策基本法第90条の3』

（被災者台帳の作成）

第90条の3 略

2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 性別

(4) 住所又は居所

(5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害状況

(6) 援護の実施の状況

(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由

(8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

『災害対策基本法施行規則第8条の5』

（被災者台帳に記載又は記録する事項）

第8条の5 法第90条の3第2項第8号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 電話番号その他の連絡先

(2) 世帯の構成

(3) 災証明書の交付の状況

(4) 市長が台帳情報を当該市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先

(5) 前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時

(6) 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号

(7) 前各号に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市長村長が必要と認める事項

(2) 台帳情報の利用及び提供

市（本部事務局、支援部）は、次に該当する場合、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、目的外利用又は提供できるものとする。（災害対策基本法第90条の4）

ア 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

イ 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で被災者台帳の情報を内部で利用するとき。

ウ 他の地方公共団体に被災者台帳の情報を提供する場合、提供を受ける者が、被災者

第3節第8款 生活救援対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警報・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る被災者台帳の情報を利用するとき。

3 り災証明書の交付

市長は、市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（以下、「り災証明書」という。）を交付しなければならない。（災害救助法第90条の2）

市（調査部）は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種制度や市税の減免その他の被災者支援策を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市が確認できる程度の被害について証明する。

り災証明の発行は、「第2節第3款第6被害調査2被害家屋の調査」に基づき遅滞なく行う。なお、被災者台帳の作成を決定した場合は、被災者台帳に基づきり災証明の発行を行う。

※り災証明申請書・り災証明書（様式）は、資料編に示す。

第2 救援物資の受入れ等

担当	市	支援部
	関係機関	県
	関係団体	

市（支援部）は、次の措置を講じる。

1 受入れ・仕分け

市（支援部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県と連携して、受入れを希望する品目をとりまとめ、報道機関等を通して公表する。
- (2) 市の受入場所については、物資集積拠点（→災害予防計画「第2節第6款 防災拠点の整備」参照）を原則とする。

なお、障害者については、緊急の通報を迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるよう努める。

- (3) 物資提供の申し出に対し、次のことを確認のうえ受入れる。また、受入れに際しては、物資の仕分けに係る手間がかからないよう依頼するとともに、物資到着時刻が深夜等の時間帯にならないよう、提供元に対し要請する。

ア 品目、数量

イ 輸送手段

ウ 輸送ルート

エ 到着予定日時

- (4) 救援物資は、物資集積拠点で受入れ、ボランティア等と協力して、仕分け、保管する。

また、県が受入れ、輸送する物資については、物資リスト（品目・数量、物資の提供

- 者、受入日時、保管場所等)を確認する。
- (5) 被災住民への迅速な物資の提供に資するため、輸送・配達業務も含めて、運送業界と運送業界締結した協定の実効性を確保するため、適宜情報交換を行う。

2 輸送・配布

(→「第3節第6款第1 食料の供給」参照)

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雷害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第1章 総則		第9款 要配慮者支援対策の実施
	担当	市 本部事務局、救護部、工務部、避難部、消防部 関係機関 県 関係団体 社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合会、豊岡市障害者自立支援協議会、豊岡市特養・施設長連絡協議会、但馬障害者通所施設連絡会、区・自主防災組織、福祉サービス事業者、消防団、ボランティア等
第2章 災害予防		第1 要配慮者対策の基本方針
1 地域住民による支援		災害発生直後は、公的な救援活動に制約があるため、地域住民自らが助け合い、特に高齢者や障害者等の要配慮者の安否を確認するとともに、協力して可能な支援を行う。
2 地域住民組織等との連携		災害時における要配慮者対策は、市（救護部）と民生委員・児童委員、区・自主防災組織、社会福祉協議会、障害者関係団体等と連携して実施する。
第3章 風水害応急		第2 要配慮者に対する対策
1 要配慮者支援体制の構築		市（救護部）は、要配慮者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、避難部その他関係部とも連携し横断的な組織体制づくりに努める。
2 災害情報の収集及び提供		(1) 市（救護部）は、民生委員・児童委員、区・自主防災組織等と連携し、在宅の災害時要配慮者に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集する。 (2) 市（救護部）は、社会福祉施設等に対して災害に関する情報等を提供するとともに、被災状況に関する情報を収集する。 (3) 市（本部事務局、救護部）は、高齢者・障害者等要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供する。 ア 情報伝達ルート……区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、関係団体（当事者団体や介護支援専門員組織）、福祉サービス事業者、福祉ボランティア等 イ 伝達手段………広報資料、広報紙、B i z F A X（聴覚障害者に向けた防災情報一斉F A X）、防災行政無線、とよおか防災ネット、インターネット等（→「第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施」参照）
第4章 地震・津波災害応急		
第5章 大規模事故等災害応急		
第6章 災害復旧・復興		

3 安否の確認・救助・避難誘導

- (1) 市（救護部）は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員・児童委員、区・自主防災組織、福祉サービス事業者及び支援団体を通じて要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行う。
- (2) 市（消防部）は、緊急通報システム等によって、要配慮者から緊急事態の発生が通報された場合、出動等必要な措置を講じる。

4 避難対策

- (1) 市（避難部）と協力して、避難所に入所した要配慮者を把握し、ニーズを調査する。
- (2) 援護の必要性の高い要配慮者については、福祉避難室での対応はもとより、福祉避難所（→災害予防計画「第2節第14款 要配慮者の支援対策の強化」参照）への一時入所について調整するほか、社会福祉施設への緊急一時入所の手続きを進める。なお、入所先の確保、搬送が困難な場合は、福祉関係者や県、近隣市町に要請する。また、被災地以外も含め、旅館やホテル等を福祉避難場所として借り上げる等、多様かつ柔軟に避難場所の確保を行う。

5 福祉避難所への避難の考え方

市が指定している福祉避難所の多くは特別養護老人ホーム等の入所施設である。

従って、要配慮者は、まず「自分の命を守る」ことを最優先と考え、原則として、いつたんは「避難行動要支援者個別避難計画」で定めた避難先（安全を確保できる親族宅や最寄りの指定緊急避難場所）など、安全を確保可能な場所へ避難する。

市（救護部）は、協定を締結している福祉団体等の協力を得て、避難所にある要配慮者の体調等を確認のうえ、必要に応じ福祉避難所、さらには対応可能な設備を有する福祉施設等へ緊急一時入所を検討するものとする。

- (1) 一般の避難所での一時的生活に支障をきたすと考えられる高齢者や障害者等にあっては、「避難行動要支援者個別支援計画」の作成過程において、かかりつけ医療機関や平常時に利用している福祉施設等の介護支援専門員と災害時の対応についてあらかじめ相談しておく。

- (2) 市（救護部）は、災害時における福祉避難場所提供に関する協定に基づき、協定を締結している福祉法人に災害救援活動を要請する。

なお、協定に基づく救援内容として、次のような活動への協力を求めている。

ア 要配慮者を受入れるための屋内での避難場所の提供

イ 施設が可能とするサービスの提供

ウ 可能な範囲での福祉避難場所までの要配慮者の移送

※福祉避難場所提供に関する協定締結先は、資料編に示す。

第3節第9款 要配慮者支援対策の実施

第1章
総則

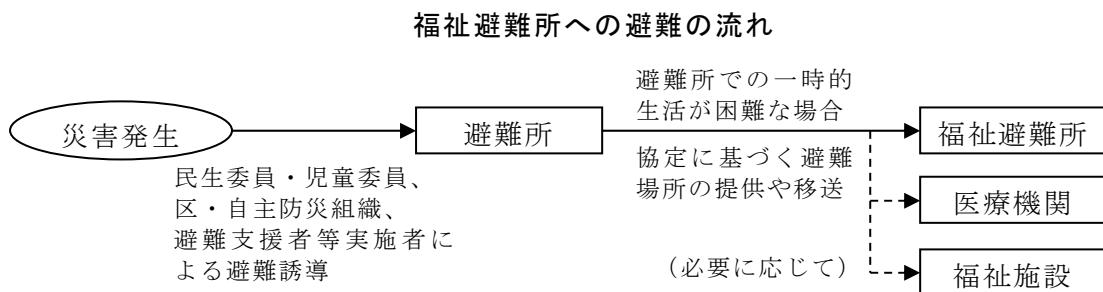
第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興



6 生活支援

(1) 被災者ローラー作戦の実施

市（救護部）は、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、区・自主防災組織や民生委員・児童委員等の協力のもと、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努める。

(2) 要配慮者トリアージの実施

市（救護部）は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

(3) 専門家による支援

市（救護部）は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に提供し、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築する。

また、市（救護部）は、必要と認めるときは保健師等の専門職や兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣等を、県に要請する。

(4) 避難所等における配慮

ア 巡回相談の実施

市（救護部）は、市（避難部）と連携して要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行う。

イ 食料、生活必需品の供給

市（救護部）は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮する。

ウ 福祉サービスの提供

市（救護部）は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置、手話通訳者や訪問介護員の派遣、その他ボランティア等の協力を得て、きめ細かな対応に努める。その際、避難所においても介護保険や障害福祉サービスの利用が可能であることに留意する。

また、市（救護部）は、災害によって被害を受けた住民に対して、介護保険の特例措置を講じる。

(ア) 認定更新期限の延長措置（有効期間満了日から1ヶ月）の周知（介護保険法第28条第3項）

- (イ) 給付割合の増額給付差し止めに関する措置の周知（介護保険法第50条、第60条）
 (ウ) 保険料の減免、徴収猶予の周知（介護保険法第142条、市介護保険条例第8条）
- エ 快適な空間の確保
 市（救護部）は、市（避難部）と連携して、要介護高齢者や妊産婦が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努める。
- (5) 市（救護部）は、応急仮設住宅、在宅の要配慮に対し、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等を重点的に実施する。

7 すまい支援

市（工務部）は、市（救護部）と連携のうえ、次の措置を講じる。

- (1) 避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造（段差の解消、授乳室の確保等）、設備（洋式トイレ等）について、可能な限り、高齢者、障害者等の要配慮の状況や利便性に配慮する。
 (2) 仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮をする者を数名以上入居させるため、居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。（→「第3節第5款 住宅の確保」参照）

8 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

市（救護部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県と連携して、社会福祉施設の被害状況を調査する。
 (2) 県や社会福祉協議会、当事者団体等と連携して、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置する。

9 要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

市（本部事務局）は、介護保険施設等の要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うこととする。また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行う。

第3 外国人への情報伝達等

	市	本部事務局、調査部
担当	関係機関	県、警察署
	関係団体	国際交流協会、FMたじま、NPO法人にほんご豊岡あいうえお、観光協会、旅館組合、ボランティア団体等

1 外国人への情報提供

市（本部事務局、調査部）は、防災行政無線、多言語化された市ホームページへの掲載ひょうご防災ネットによる12言語に翻訳された情報の他、FMたじまの協力により、英語の緊急情報（避難勧告等）の提供を行う。

第3節第9款 要配慮者支援対策の実施

第1章
総則

とよおか防災ネットでは、自動翻訳機能（12か国語）により、希望の外国語登録者に対し、緊急情報を配信できる。

市ホームページからリンクする豊岡市WEB版防災マップでは、外国人における防災情報の入手向上を図るため、外国人向けの文字表記として英語やローマ字の活用を図るなどの見直しに努める。

第2章
災害予防

2 外国人への支援

市（本部事務局、調査部）は、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえお、県、警察署、観光協会・旅館組合、ボランティア団体等と相互に連絡を取りつつ、外国人の安否確認、被災情報の把握、相談対応を行う。

また、外国人及び関係者に、県が実施する外国人県民インフォメーションセンターでの外国人県民相談、「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」をはじめ、インターネット、FM放送などによる英語での情報提供メディアを広報する。

第3章
風水害応急

第4 被災障害者・被災遺児への対応

担当	市	救護部
	関係機関	県
	関係団体	民間支援団体等

1 被災障害者（風水害で障害を負った方）への対応

市（救護部）は、県と連携して被災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施する。

被災障害者は入院等で被災地外に移動する場合があり、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う。

第4章
地震・津波災害応急

2 被災遺児（風水害で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

(1) 被災遺児の把握と支援の実施

市（救護部）は、県と連携して被災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者や養育者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行う。

被災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮する。

(2) 民間支援団体等との連携

被災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図る。

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第10款 愛玩動物の収容対策の実施

担当	市	衛生部
	関係機関	県
	関係団体	獣医師会、動物愛護団体

第1 動物救援本部の設置

獣医師会、動物愛護団体は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策等を実施する。

市（衛生部）は、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、関係団体が設置する動物救援本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

※県が（社）兵庫県獣医師会、（社）日本愛玩動物協会兵庫県支部等と締結している「災害時における動物救援活動に関する協定」は、資料編に示す。

第2 愛玩動物の収容対策等の実施

(1) 獣医師会、動物愛護団体等は、県等から提供される被害情報等を踏まえ、必要と判断した場合には、協定に基づき動物救援本部を設置するとともに、県とあらかじめ協議のうえ運営することとされている。

被災動物救援活動の拠点として、県動物愛護センター但馬支所等を活用して、次の事項を実施する。

- ア 飼養されている動物に対する餌の配布
- イ 負傷した動物の収容・治療・保管・譲渡
- ウ 放浪動物の収容・保管・譲渡
- エ 飼養困難な動物の一時保管・譲渡
- オ 動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
- カ 動物に関する相談の実施等

(2) 市（衛生部）は、県と連携し、次の事項について動物救援本部を支援する。

- ア 被災動物救援体制の整備
- イ 犬の登録数や猫の飼育統計についての情報提供
- ウ 動物の応急保護収容施設設置のための調整等

(3) 市（衛生部）は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

(4) 愛玩動物の所有者の責務

愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

	市	各部
担当	関係機関	各機関
	関係団体	F Mたじま、社会福祉協議会、国際交流協会、消防団、区・自主防災組織

第1 災害広報

1 情報収集

市（各部）及び関係機関は、「情報の収集・伝達及び報告（第2節第3款）」の項に定めるところによるほか、被災者に十分な配慮を図りつつ、避難、二次災害の防止、生活支援、救援の募集等に必要な情報を、次の点に留意して収集する。

- (1) 国、県等確かな機関から情報を入手し、広報時にはその機関名を示す。
- (2) 必要に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影し、提供資料として収集する。
- (3) 消防団、区・自主防災組織と連携して、災害情報を収集する。

2 広報内容

市（各部）及び関係機関は、住民のニーズに応じた情報を、広報の時期、対象者、緊急度、内容等に応じて、的確な広報媒体、表現方法で提供する。なお、市（本部事務局）は、防災行政無線による場合は、次の点に留意する。

- (1) 事態の経過を把握でき、地理的にもイメージしやすい表現とする。
 - ア 前回の放送内容や既往の災害（平成16年台風23号、平成29年台風18号・21号、平成30年7月豪雨など降雨や水位上昇等が顕著な災害）と比較する。
 - イ できるだけよく知られている場所（主要交差点、公共施設等）の状況を添える。
- (2) 分かりやすい言葉を使う（住民に浸透していない専門用語を使わない）。
- (3) 避難指示等の緊急情報の伝達にあたっては、結論、要点を簡潔に、繰り返しつきとした言葉で危険が迫っていることについて伝えるなど、緊迫感が感じとれる表現とする。

なお、風水害時における重点的に広報する主な内容は以下のとおり。

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

重点的に広報する主な事項

時期	広報事項	媒体
増水前	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報の意味 ○情報の取得先 ○住民等のとるべき措置（家の周りの飛散物の格納、非常持ち出し品の準備、情報収集、避難行動要支援者個別避難計画による事前行動等） 	同報系 更新系
増水期 (事前の措置可能段階)	<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報（進路、勢力、市最接近時間帯等）、気象情報 ○河川情報（水位状況、避難基準水位への到達予想、堤防高までの水位、排水ポンプの運転状況等） ○水防警報等、消防団による水防活動要請に関する情報（以降、継続） ○災害対策の状況（警戒・対策本部の設置、現状における対応状況と今後の見込み等） ○被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 ○学校園の臨時休校、市立施設の臨時休館、市の事業の中止等 ○避難情報（自主避難所の開設及び早期避難の呼び掛け、高齢者等避難の発令等） 	同報系 更新系
氾濫期 (災害発生危険段階～発災段階)	<ul style="list-style-type: none"> ○避難情報発令（避難指示、緊急安全確保、避難所への避難） ○特別警報発表、避難指示発令等に伴う屋外活動中止並びに緊急安全確保行動要請 ○避難所への避難のタイミングを失した場合の風水害・土砂災害に対する命を守るための行動の呼び掛け（2階の山とは反対側の部屋への緊急待避、少しでも安全なご近所宅への避難等） ○避難所開設状況 ○河川情報（水位状況、避難基準水位への到達予想、堤防高までの水位、越水・決壊情報、排水ポンプの運転・停止及び再開状況等） ○災害対策の状況（本部の対応状況と今後の見込み等） ○被災状況（浸水、道路冠水、土砂災害箇所等） ○道路・交通状況（渋滞、通行規制等） ○公共交通機関の運行状況 	
応急期 (発災後～復旧初期)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策の状況（市、関係機関の活動状況、今後の見込み等） ○各区への被害状況の把握と被害件数等の報告要請 ○ライフラインの状況（利用規制、代替サービスの案内、復旧状況・見込み等） ○医療機関の状況 ○感染症対策活動の実施状況 ○食料、生活必需品、燃料の供給予定 ○災害相談窓口の設置状況 ○その他住民や事業所のとるべき措置 	同報系 更新系 紙面系

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

主な広報媒体		
種別	媒 体	所管する機関
同報系	防災行政無線、FM放送、災害時臨時FM局の開局等	市（本部事務局）、FMたじま、その他放送事業者
	広報車による巡回	市（各部）、警察署、県、消防団
	N T TコムのBizFAX（一斉ファックス）	市（本部事務局、救護部）
	とよおか防災ネット（登録制メール）	市（本部事務局）、県、豊岡河川国道事務所
	Lアラート（災害情報共有システム）の活用	市（本部事務局）、県
更新系	ホームページ、電光掲示板への掲示	市（本部事務局）、道路管理者、民間事業者
紙面系	災害広報紙の発行	市（本部事務局）、県
	新聞記事	報道機関
	公共施設、避難所等への掲示	市（各部）、各関係機関
	チラシ等の配布	市（本部事務局、支援部）
	ミニコミ誌等への情報提供	市（本部事務局）
その他	ヘリコプターによる放送	県

第2 市の広報

1 広報体制

(1) 災害広報責任者

本部事務局は、豊岡市事務分掌条例（平成17年豊岡市条例第6号）第2条第1号の規定による広報に関する事項を担当する部長を災害広報責任者とし、各部が作成する広報資料を統括する。

(2) 広報班の設置等

ア 本部事務局に広報班を置き、情報収集並びに広報を行う。

イ 迅速かつ的確に災害情報を報道機関、住民へ提供する。

ウ 各部は災害広報担当者を配し、それぞれの部に関する広報資料の作成を行うとともに、広報班と連携して適時適切な広報対応に努める。

(3) 放送・報道機関との連携等

ア 広報班は、「市政記者クラブ」を通じて報道機関に発表する。

イ 記者発表は、原則として本部長が行い、一定期間は毎日とする。その他、災害時ににおける報道発表方法等についての詳細は、あらかじめ本部事務局において「市政記者クラブ」と協議しておく。

ウ 報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び災害対策の状況などの周知徹底を図るとともに、県と連携して、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。

エ 防災行政無線、市ホームページ、FMたじま、とよおか防災ネットやBizFAX

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

に加え、定期又は臨時の広報紙（チラシ）等の広報媒体を活用する。また、防災行政無線戸別受信機を水没等により紛失した被災者等に対しては、できるだけ早く新たな戸別受信機を貸与する他、区や調査部と連携して、家屋被害認定調査等の機会を活用し、チラシ等によって放送内容等を提供するよう努める。

(4) 避難所等への広報

ア 避難所等への情報提供

本部事務局は、防災行政無線等の手段で避難所へ情報を提供する。避難部は、避難所入所者に必要な情報を提供する。

イ 避難行動要支援者への情報提供

救護部は、本部事務局と連携し、次の手段で広報を行う。

（ア）視覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、防災行政無線での広報のほか、視覚障害者団体やFMたじま等の協力を求める。

また、救護部やボランティア団体等の協力を得て、必要に応じて広報紙等を点訳、または音声情報に置き換え、提供する。

（イ）本部事務局は、聴覚障害者に対して的確な情報提供を行うため、とよおか防災ネット（登録制メール）、掲示板等の媒体を活用するほか、聴覚障害者団体の協力を求める。

また、救護部においても当事者へ情報提供するよう努める。

ウ 外国人への情報提供

本部事務局は、とよおか防災ネットを拡充した「ひょうごE（エマージェンシー）ネット」により12言語に翻訳・定型化された災害情報・避難情報等の緊急情報を発信する。

また、国際交流協会、NPO法人にほんご豊岡あいうえおや外国人への支援団体（外国人を支援する通訳ボランティア等）の協力を得て、必要に応じて翻訳や通訳を行い、主要な外国語による広報を行う。

FMたじまは、外国語での情報提供に努める。

※FMたじまと災害時協定は、資料編に示す。

(5) 被災者の安否に関する情報提供

支援部は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問合せに対応する専用電話窓口を設置するなどの体制整備を図る。

ア 安否情報の提供

市長は、被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答することができる。この場合においては、当該安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。（災害対策基本法第86条の15）

この場合において、住民からの照会に係る回答にあっては、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者（DV（ドメスティックバイオレンス）被害者）等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られるこ

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

とのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努め、災害時における安否不明者等の氏名等の公表方針（令和5年10月27日付け兵庫県危機管理部）による公表をもって回答するものとする。

イ 災害用伝言ダイヤルやホームページの活用

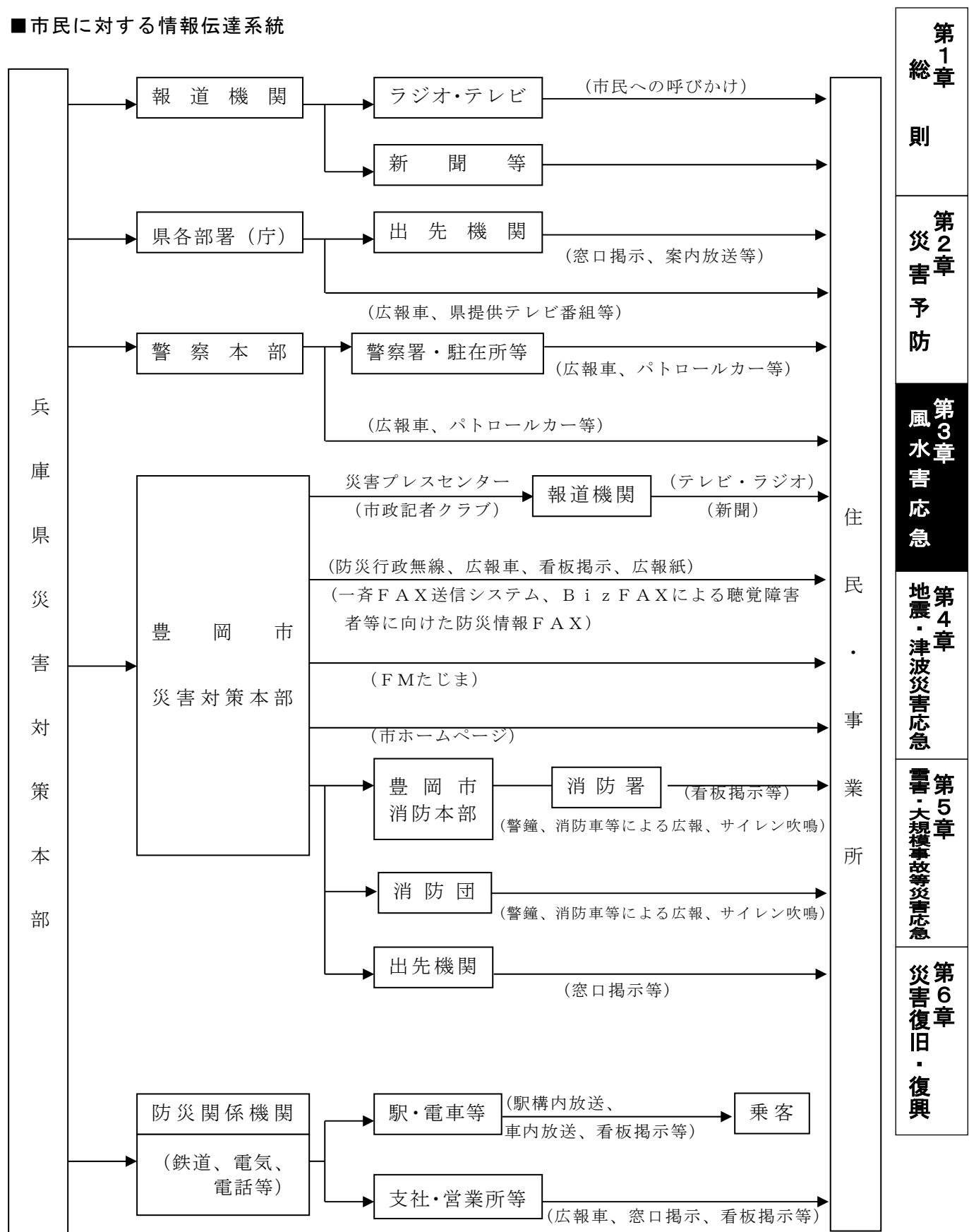
災害発生時には、NTT西日本が、電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族に安否等を伝えることができるサービスとして、電話を利用する声の伝言板「災害用伝言ダイヤル(171)(電話サービス)」とインターネットを活用する「災害用伝言板(web 171)」を開設する。

本部事務局は、それらの活用方法を市ホームページや広報紙へ掲載するほか、庁舎や避難所等へ掲示することにより、住民に周知する。

また、安否情報の提供については、市ホームページ等の活用を検討する。

第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

■市民に対する情報伝達系統



第3節第11款 災害情報等の提供と相談活動の実施

第1章
則

第2章
災害
予防

第3章
風水
害
応急

第4章
地震・
津波災害
応急

第5章
警報・
大規模事故等災害
応急

第6章
災害復旧・
復興

2 災害放送の要請

(1) 災害時の放送要請

本部事務局は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告のためFMたじまに協力を依頼する。また、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、ラジオ関西、Kiss-FM KOBE、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送の利用についても適切と認める場合は、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送要請を依頼する。

ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

※災害時における放送要請に関する協定は、資料編に示す。

(2) 緊急警報放送（災害対策基本法第57条）

本部事務局は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で、多くの人命、財産を保護するため、避難指示等緊急に住民に対し周知する必要がある場合は、NHK神戸放送局に対して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に基づいた無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送（以下「緊急警報放送」という。）の要請をすることを県知事に依頼する。

ただし、やむを得ない場合は、放送局に直接連絡する。

なお、緊急警報放送により放送要請できる事項は、次のとおりである。

ア 住民への警報、通知等

イ 災害時における混乱を防止するための指示等

ウ 前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第3 災害相談

1 市における相談窓口

応援復旧部は、住民からの問い合わせや生活相談に対応するため、本庁及び振興局に相談窓口を設置・運営する。なお、設置に当たっては、住民の相談に対し迅速に対応するため、次のような区分で担当を配する。本庁においては、各部から担当者を配置するとともに、振興局において人員が不足する際は、本部会議等での調整に基づき、関係各部から人員を派遣する。

なお、相談窓口の運営のコーディネートについては、応援復旧部が対応する。

(1) 被災者、行方不明者、外国人に関すること。（本部事務局）

(2) 義援金、見舞金、救援物資に関すること。（支援部）

(3) 避難者に関すること。（避難部）

(4) 埋火葬、ごみ、し尿、被災者生活再建支援金に関すること。（衛生部）

(5) 災害証明、税金に関すること。（調査部）

(6) 農地、農業施設に関すること（農林部）

(7) 住宅、土砂災害、道路、河川に関すること。（工務部）

(8) 給水、水道、下水道に関すること。（水道部）

(9) 医療救護、保健衛生、福祉、災害弔慰金に関すること。（救護部）

(10) 生活福祉資金、ボランティアに関すること。（社会福祉協議会）

なお、住民からの意見、要望等についても、可能な限り聴取し応急対策に反映するよ

う努める。

また、区や調査部等と連携して意見、要望等の収集に努める。

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関

各機関は、必要に応じて、所管事項にかかる住民相談窓口を設置する。

第12款 廃棄物対策の実施

担当	市	衛生部、農林部、工務部、避難部、水道部
	関係機関	県
	関係団体	区、建設業協会等、漁業協同組合、観光協会、自動車関係団体等

第1 ごみ処理対策の実施

市（衛生部）は、次のごみ処理対策を行う。

1 災害発生後の対応

(1) 情報の収集及び連絡

避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、処理施設の応急復旧体制、仮置場を確保する。

2 処理

(1) 処理開始と収集の期限

被災者（避難所等の避難者を含む）の生活に支障が生じることがないよう、直ちに収集計画をたて、できる限り被災者、避難者が分別のうえ、市が避難所を含めて収集を行い、処理を適切に行う。また、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、遅くとも3～4日以内には収集を開始し、不法投棄を防ぐため、できるだけ速やかに収集を完了する。

(2) ごみの仮置場の確保

ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの破碎・分別など、受入先に応じた仮置場を確保するとともに、その管理については、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。また、破碎が必要なごみを処理する重機の確保や仮置場への不法投棄の監視体制を確立する。

なお、仮置き場については、市（衛生部）が災害廃棄物処理計画に定める。

(3) 処理方法

必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設し、区等に排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。

(4) 県等への応援要請

生活ごみ等の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両や処理能力が不足する場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「災害時における廃棄物処理に関する応援活動協定」に基づき、応援を要請する。

なお、県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、（公財）ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行う。さらに（公財）ひょうご環境

創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。
※「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「災害時における廃棄物処理に関する応援活動協定」は、資料編に示す。

3 広報の実施等

市（衛生部）は、ごみの収集・処理を円滑に行うため、広報を行う。
区、住民は、ごみの分別の徹底に努めるほか、不法投棄の防止等について市に協力する。

- (1) ごみ収集日、収集する品目
- (2) ごみステーションの位置
- (3) 可燃ごみと不燃ごみの分別等の徹底
- (4) 不法投棄の防止徹底

第2 ガレキ対策の実施

市（工務部）は、次のガレキ処理対策を行う。

1 災害発生後の対応

- (1) 情報の収集及び連絡
損壊建物数等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。
- (2) 選別・保管・消却等の可能な仮置場の確保
ガレキの処理に長時間を要する場合があることから、十分な仮置場を確保する。

地 域	仮置場候補地	備 考
豊 岡	但馬空港西側広場	滑走路への吹き流れ対策が必要

2 処理作業

- (1) 全体処理量の把握
計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。
- (2) 撤去作業
撤去するガレキは、危険なもの、通行上支障があるもの等を優先し、建設業協会等の団体に動員・資機材の調達を要請、連携・協力の上、必要な人員、機材等を確保する。
- (3) 処理方法
 - ア 推計したガレキ量から、必要な運搬・処理体制を検討し、分別、再利用・再資源化に留意し、適切な方法で処理する体制、資機材を確保する。
 - イ 必要に応じ、被災地区に仮集積所を開設し、区等に排出ルールの徹底、衛生管理等の協力を求める。
 - ウ アスベスト等の有害物については、汚染物質の発生を防ぎ、適正に処理する。
- (4) 県等への応援要請
最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」、「災害時における廃棄物処理に関する応援活動協定」に基づき、応援を要請する。

第3節第12款 廃棄物対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雪・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

県内市町や他府県市町村等による応援が困難な場合は、(公財)ひょうご環境創造協会の活用または県に処理に関する事務委託を行う。さらに、(公財)ひょうご環境創造協会及び県による処理も困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う

(5) その他

市（工務部）は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第3 海岸漂着ごみ処理対策

市（衛生部、農林部、工務部）は、海岸に漂着したごみについて、県や関係団体等と連携して処理計画を立て、分別のうえ適切に処理するものとする。

第4 し尿処理対策

市（避難部、衛生部、水道部）は、次のし尿処理対策を24時間以内に行う。

1 情報の収集及び連絡

市（避難部）は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

2 し尿処理施設の被害状況と稼働見込みの把握

市（衛生部）は、し尿処理施設（市浄化センター）の被害状況と稼働見込みを把握し、し尿の収集運搬、処理体制の確保に努めるとともに、必要により、県が備蓄している仮設トイレの供与またはあっせんにより避難所等に設置する。

避難部は、避難所における仮設トイレの清掃等その管理体制の整備に努める。

なお、市（本部事務局は衛生部と協力して）は、衛生部と協力して、仮設トイレ確保のため協定等の締結に努める。

3 消毒剤等の資機材の準備、確保

市（衛生部）は、仮設トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤等を確保するなど、生活環境及び公衆衛生上十分配慮する。

4 し尿収集・処理計画

市（衛生部）は、仮設トイレ等のし尿の収集・処理計画を作成し、許可業者等に収集を要請する。

5 県等への応援要請

市（衛生部）は、し尿の収集・処理に必要な人員・処理運搬車両等の確保にあたり、処

理能力が不足する場合には、近隣市町等に応援要請を行う。

近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な応援を要請する。

第5 被災廃自動車対策の実施

国の災害廃棄物対策指針（平成30年3月改訂）において、市における被災自動車への対応については、「自動車リサイクル法に則るため、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自働車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる」と明記され、ガレキ等他の災害廃棄物とは異なる対応が必要であることが示されている。

市（衛生部）は、（公財）自動車リサイクル促進センター（J A R C）と連携して被災自動車の適正処理に努める。

市（本部事務局）は、被災者の生活及び災害復旧・復興活動に支障が生じることのないよう仮置場の確保に努める。

第6 廃棄物の収集、運搬及び処分の特例

環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、災害対策基本法第86条の5の規定に従い、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 市（衛生部）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。
- (2) 市（衛生部）は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第13款 環境対策の実施

担当	市	衛生部、工務部、消防部
	関係機関	県
	関係団体	

第1 災害発生直後の対応

市（衛生部、消防部）は、県が実施する関係機関及び工場・事業所と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集に協力する。

第2 応急対策

市（本部事務局、衛生部、工務部、消防部）は、次の措置を講じる。

(1) 環境モニタリングの実施

市（衛生部）は、県が行う災害の状況、工場の被災状況に応じた環境モニタリング調査について、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行う。

(2) 被災工場・事業所に対する措置

市（衛生部及び消防部）は、県と協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

市（工務部）は、県と協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(4) 環境情報の広報

市（衛生部）は、工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壤の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、県と連携して、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、住民への周知を図る。

第14款 災害ボランティアの要請・受入れ

担当	市	支援部、本部事務局
	関係機関	県、日本赤十字社
	関係団体	社会福祉協議会、防災士会

第1 災害ボランティアの受入れ等

1 豊岡市災害ボランティアセンターの開設

社会福祉協議会は、市との「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」並びに別途定めた「災害ボランティアセンター活動マニュアル」に基づき、市（支援部）と連携し、大規模災害等が発生した場合、主として次の活動についてボランティアの支援・協力を得るために災害ボランティアセンターを開設・運営する。

（災害ボランティアの主な活動内容）

- (1) 災害情報、生活情報等の収集、伝達
- (2) 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- (3) 救援物資、資機材の配分、輸送
- (4) 軽易な応急・復旧作業
- (5) 災害ボランティアの受入・紹介事務

また、市（支援部）は、災害ボランティアセンター等をできるだけ市庁舎もしくは社会福祉協議会庁舎付近に設置し、相互に緊密な連携をとるよう努めるとともに、市等において場所等の確保が困難な場合は、関係機関等に対し、施設・場所等の提供等について協力を要請する。

※「豊岡市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定」、「災害ボランティアセンター活動マニュアル」は、資料編に示す。

2 災害ボランティアの確保と調整

- (1) 災害ボランティアセンターは、被災地域におけるボランティニアーズをみながら、市（支援部）、日本赤十字社、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と連携を図るとともに、支援活動の全体像を把握するための情報共有の場を設置するなどし、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。
- (2) 社会福祉協議会は、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ひょうごボランタリープラザに対し、県下の支援機関・団体からなる「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等ボランティア団体等との連携等、災害ボランティアセンターの運営支援についての協力を求める。

3 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項

災害ボランティアセンター、ボランティア団体、ボランティア・コーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災地の住民・区のボランティアの受入れについての意向に配慮すること。
- (2) ボランティアに対し、活動内容、現地の状況、ボランティア保険の加入など最低限

第3節第14款 災害ボランティアの要請・受入れ

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
署・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

の予備知識を持ったうえで、救援活動に参加するよう周知すること。

- (3) ボランティアの身分が被災地住民にわかるようにすること。
- (4) ボランティアに対し、被災地に負担をかけずに活動できる体制を整えて、救援活動に参加するよう周知すること。
- (5) ボランティニアーズは、時間の経過とともに変化するので、それに併せて、ボランティアの希望や技能を把握し、活動のオリエンテーションをした上で派遣するよう努めること。
- (6) ボランティア、特にボランティア・コーディネーターに対して、レスパイトケア（一時的に現地を離れて休息をとる）の期間を持つよう配慮すること。
- (7) 被災地と後方支援との役割分担やネットワーク化を図るために、両者のネットワークのための会議を開催すること。
- (8) 災害ボランティアと区・自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。
- (9) 市（支援部）及び市社会福祉協議会等の関係団体は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援の在り方等について周知・伝達するよう努める。
- (10) 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底する。

4 市の支援

市（支援部）は、災害ボランティアセンターの開設及び運営に対し、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの開設場所として、市庁舎等の提供
- (2) 連携を図るための常駐職員の派遣
- (3) ボランティア活動のための資機材の調達協力
- (4) ボランティア及び資機材輸送のための輸送関係業者への支援の要請

第2 海外からのボランティア、救援隊の受入れ

市（支援部）は、海外からのボランティアの受入れについては、基本的には国において判断されることから、国、県と協議調整の上、災害対策本部でその対応を協議する。

また、海外（在日米軍からの支援を含む。）からの支援や救援隊受入れについては、国・県の指導のもと、市（本部事務局）は関係機関を通じ、円滑な協力体制の確保に配慮する。

第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施

担当	市	農林部、消防部
	関係機関	県、警察署、海上保安署、西日本旅客鉄道、但馬空港ターミナル(株)
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS

第1 鉄道施設における応急対策

1 西日本旅客鉄道の応急対策

(1) 対策本部の設置

災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部に統括本部対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動体制

ア 施設に対する防災体制

(ア) 線路構造物の防災強度及び耐久性を把握するため、定期検査を実施し、常に構造物の状態を把握するとともに、線路構造物の警備個所を定め、降雨・強風等の線路警備及び巡回計画を定める。

(イ) 線路に影響のあるダムの放流、及び灌漑用水池等の溢水及び堰堤決壊の恐れのあるものについては、関係機関と連絡体制について定める。

イ 防災体制

(ア) 風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。

(イ) 列車の運転、線路及び電車線路の保守に関する各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。

① 風水害その他災害時の運転規則

災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱要領に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。

② 降雨時の対策

災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。

ウ 旅客等の案内及び避難

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次のとおり旅客等に案内する。

(ア) 駅等での旅客に対する案内

災害時に、旅客の不安感を軽減し、動搖、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。

(イ) 乗務員の旅客に対する案内

第3節第15款 交通・輸送施設の応急対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警報・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。

(ウ) 避難誘導体制

各駅においては、避難誘導体制を確立するとともに避難及び救護に必要な器具を常備する。

(エ) 避難誘導

災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。

(オ) その他の措置

各駅においては、負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、市（消防部）・警察署・医療機関等に救護を要請する。

2 北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINSの応急対策

(1) 対策本部等の設置

災害が発生した場合及びその恐れがあるときは、宮津本部内に災害対策本部を、災害現場に災害復旧本部を、下記の場合に設置する。

ア 災害が発生し、旅客の救護・代行輸送の手配・交通規制・事故復旧等広範にわたり、地方自治体、警察署、消防署、病院等の公共機関及び他の交通機関等の協力応援を必要とするとき

イ 5名以上の死傷者を生じ又は車両の脱線が生じたとき

ウ 上記以外で、特に必要と認めたとき

(2) 発災時の初動体制

ア 降雨、強風、降雪等災害発生のおそれがある場合は、所定の基準に基づき運転規制又は運転見合わせの措置をとり、旅客・乗客の安全を確保する。この場合、駅等でアナウンス、掲示等を行うほか、市にその旨を速やかに通報する。

イ 災害により列車や構造物等の鉄道施設が被災した場合、旅客・乗客の生命・身体・財産を保護するため、安全避難、救護その他必要な措置を講ずるとともに、直ちに被害状況、代替交通手段等について、市及び関係機関に通報し、連携協力により輸送業務の早期復旧を図る。

(3) 部外機関への協力要請

災害が発生した場合、部外の応援を必要と認めた場合は、要員、機材について協力を要請する。

第2 港湾施設における応急対策

1 海上保安署

巡視船艇等により災害状況の調査を行い、次の応急対策を実施するほか、必要に応じ航行警報の放送・水路通報により船舶等に周知することとする。

(1) 海難その他海上災害が発生した場合の救助

- (2) 港内における船舶交通の安全確保のため航行の制限、航路標識の復旧、水深の調査等の実施
- (3) 緊急海上輸送に対する支援
- (4) 危険物の保安措置

2 港湾管理者・漁港管理者

港湾管理者及び漁港管理者は、港湾・漁港施設が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施し港湾、漁港機能の回復に努める。

必要に応じて、近畿地方整備局、水産庁に、港湾、漁港施設復旧等の技術指導を要請する。

第3 空港施設における応急対策

空港管理者は、次の応急対策を行う。

(1) 体制の確保と情報収集

大規模な災害の発生に際し、速やかに必要な人員体制を確保して、飛行場施設の点検を行い、被災状況を確認する。

(2) 関係機関等との連携による防災

大阪空港事務所等の関係機関に被災状況を報告し、必要に応じて航空機の運航制限を行うことにより、飛行場における事故発生の防止に努めるとともに、関係機関・飛行場に事務所等を有する会社等に連絡し、協力して別に定める災害対策マニュアル等に基づき、救難活動を実施する。

(3) 施設等の早期復旧

関係機関等と協力して、速やかに被災した飛行場施設等の早期復旧と旅客等の安全確保対策を行い、緊急輸送等の各種応急対策が効果的に実施できるよう努める。

第1章
総則第2章
災害予防第3章
風水害応急第4章
地震・津波災害応急第5章
雷害・大規模事故等災害応急第6章
災害復旧・復興

第16款 ライフラインの応急対策の実施

市	本部事務局、水道部
担当 関係機関	関西電力、関西電力送配電、NTT西日本、NTTドコモ、NTTコム、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル
関係団体	豊岡エネルギー、県LPGガス協会但馬支部

市（本部事務局）は、ライフラインの早急な復旧に向けて各関係機関との連絡体制を確立し、災害情報及び対策状況等の情報を共有する。

第1 電力の確保

1 市の対応

本部事務局は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

関西電力及び関西電力送配電のほか、消防部、警察署等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、重要施設やその他特に必要があると認める施設については、関西電力送配電に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

イ 関西電力送配電から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、関西電力送配電に対し、送電停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

エ 情報収集で得た写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

オ 重要施設等の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成し、関西電力送配電に電源車等の配備を要請するよう努める。

2 関西電力及び関西電力送配電の応急対応

(1) 災害応急対策に関する事項

ア 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生の恐れがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、災害情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

(イ) 対策組織が設置された場合、対策要員はすみやかに所属する対策組織に出勤する。

なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出勤する。ただし、津波により避難が必要となる地域の事業所については、津波の恐れがなくなった後に外出するものとする。

イ 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送配電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

ウ 非常災害時の体制

各支社の所管する地域において、非常事態が発生し、または発生する恐れがある場合における、当該地域の災害に係る予防または復旧対策活動を統括するための対策組織を、支社等の長で協議のうえ、あらかじめ定めておく。

エ 災害時における情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、対策組織の長は、次に掲げる各号の情報を迅速かつ的確に把握し、すみやかに上位機関の対策組織に報告する。

(ア) 気象、地象情報

(イ) 一般公衆の家屋被害情報および人身災害発生情報ならびに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 社外対応状況

(エ) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(オ) 停電による主な影響状況

(カ) 復旧用資材、復旧要員、食糧等に関する事項

(キ) 従業員等の被災状況

(ク) その他災害に関する情報

オ 災害時における復旧用資機材の確保

(ア) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的すみやかに確保する。

① 現地調達

② 対策組織相互の流用

③ 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

(2) 復旧作業過程

ア 復旧順位

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警察署・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

復旧計画の策定および実施に当たっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設を原則として優先的に供給する。

イ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、第2章第4節第6款第1電力設備の整備等に定める広報活動を行う。

(イ) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察署、市（消防部）等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

第2 ガスの確保

1 市の対応

本部事務局は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

豊岡エネルギー及び県LPGガス協会のほか、消防部、警察署等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、豊岡エネルギー又は県LPGガス協会に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

イ 豊岡エネルギー又は県LPGガス協会から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

ウ 被害状況、応急対策の実施状況等を勘案し特に必要があると認めるときは、豊岡エ

エネルギーに対し、供給停止を含む適切な危険予防措置を講じるよう要請する。

エ 情報収集で得た写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 豊岡エネルギーの応急対応

(1) 災害発生直後の対応

ア 応急対策要員の対応

(ア) 供給エリア内の風水害による災害の発生、あるいは災害の発生が予想される場合は、災害対策本部を設置する。

(イ) 災害時は、同報メール等により、必要要員の呼び出しを行う。

(ウ) 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行う。

イ 情報の収集伝達

(ア) 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行う。

(イ) 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告する。

ウ 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保する。

エ 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時ににおいても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じる。

(2) 復旧作業過程

ア 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

イ 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、豊岡エネルギーが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、他のガス事業者から協力を得る。

ウ 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給する。

エ 災害広報

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、市の防災行政無線やラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報する。

オ 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県、市、関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会、警察署、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進する。

3 県LPGガス協会の応急対応

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により、兵庫県内の行政機関（県・市・町）に災害対策基本法第23条の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに県LPGガス協会内に、県LPGガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

(2) 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達する。

ア 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

イ 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

(3) 応急対策の実施

ア 緊急措置の周知

市（本部事務局）、区等に依頼し、広報車・防災行政無線等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともに、LPGガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じる。

また、県LPGガス協会とラジオ関西が締結している「災害時におけるLPGガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する。

イ ローラー作戦の展開

LPGガス消費家庭等が災害のため広範囲にわたって被害を受け、LPGガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施する。

ウ 危険箇所からの容器の撤収

ロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、消防本部等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流失し、河川・海上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努めることとする。

エ 避難行動要支援者対策

LPGガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭を調査し、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施する。

オ LPGガスの供給

都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により市からの要請に応え、病院、避難所等を優先に、L P ガスの供給を行う。

また、一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、L P ガスの国家備蓄の放出に備える。

カ 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにL P ガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら住民の要望に対応する。

キ 不要容器の回収

不要となったL P ガス容器については、市（衛生部）と連携を取りながら、迅速に回収する。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知する。

ク 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿L P ガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得る。

第3 電気通信の確保

1 市の対応

本部事務局は、次の措置を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集

電気通信事業者のほか、警察署、消防部等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努める。

(2) 広報の実施

被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

(3) 優先復旧等

ア 応急対策上の必要性や被害状況等を勘案して、特に必要があると認める施設については、電気通信事業者に対し、当該施設等を優先的に復旧するよう要請する。

イ 電気通信事業者から復旧用資機材置場の確保等の応援を求められたときは、応急対策に支障のない範囲で支援を行う。

ウ 情報収集で得た写真・画像等については、ライフライン施設の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

2 NTT西日本、NTTドコモ、NTTコムの応急対応

NTT西日本、NTTドコモ及びNTTコム各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

イ 防護措置

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
震災・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

設備被害の拡大を防止するための必要な防護措置の実施

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

ア 通信の途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じる。

- (ア) 自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
- (イ) 衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
- (ウ) 電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
- (エ) 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
- (オ) 非常用可搬形ディジタル交換装置の運用
- (カ) 臨時・特設公衆電話の設置
- (キ) 停電時における公衆電話の無料化

イ 重要通信の確保

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問い合わせや見舞いの電話の殺到により交換機が異常輻輳(ふくそう)に陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保する。

ウ 通信の利用と広報

震災により地域全域にわたって通信が途絶した場合、応急措置により最小限の通信を確保するとともに、通信の疎通調整と通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、広報活動を実施する。

- (ア) 通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施して疎通を図る。
- (イ) 非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施して取り扱う。
- (ウ) 「災害用伝言ダイヤル(171)」及び「災害用伝言板(web171)」でのふくそう緩和を実施する。
- (エ) 一般利用者に対するわかりやすい広報活動を実施する。(ホームページへの掲載等)
- (オ) NTT西日本兵庫支店は、必要な情報を地方公共団体等の災害対策機関へ連絡する。

※災害時特設公衆電話設置施設連絡先一覧は、資料編に示す。

3 KDDIの応急対策

(1) 災害発生直後の対応

ア 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行う。

- (ア) 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

(イ) 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

イ 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

ウ 防災に関する組織

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるとときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。
- (イ) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

エ 通信の非常疎通措置

- (ア) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

オ 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

4 ソフトバンクの応急対策

ソフトバンクは、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 災害発生直後の対応

ア 情報収集及び被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

イ 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

(2) 復旧作業にいたるまでの対応

ア 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って110番や119番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

イ 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章

則

第2章

災害

予防

第3章

風水害

応急

地震・津波災害

応急

第5章

大規模事故等災害

応急

第6章

災害復旧

・復興

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

ウ 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星携帯電話の貸出を行う。(借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。)

エ 災害時のWEBサイト・報道発表による障害状況及び復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEBサイトで地図等を用いて情報を開く。

5 楽天モバイルの応急対応

(1) 情報収集と連絡災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

ア 災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画及び実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 警戒措置災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

(3) 重要通信の疎通確保

ア 災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

イ 「災害救助法」(昭和22年10月18日法律第118号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

(4) 災害時における広報

ア 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

(5) 対策組織の確立災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

(6) 社外機関に対する応援又は協力の要請災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(7) 災害時における災害対策用資機材の確保予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達又は購買部門等に要求する。

(8) 設備の応急復旧災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急性を勘案して迅速・適切に実施する。

第4 水道の確保

市（水道部）は、豊岡市水道災害対応行動指針（マニュアル）〔地震・災害編〕等に基づき、以下の応急対策を行う。

1 災害発生直後の対応

(1) 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施する。

(2) 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行う。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、国土交通省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

(2) 施設毎の復旧方法

ア 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

イ 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、アと同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

(ア) 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

(イ) 第2次応急復旧

第3節第16款 ライフラインの応急対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

(3) 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

(4) 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

※兵庫県水道災害相互応援に関する協定、但馬3市2町協定、管工事組合協定は、資料編に示す。

第5 下水道の確保

市（水道部）は、次の応急対策を行う。

1 災害発生直後の対応

(1) 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施する。

(2) 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施する。

ア 二次災害のおそれのある施設等、緊急性度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施する。

イ 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施する。

ウ 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録する。

(3) 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、豊岡市管工事組合との「応援協定」に基づく支援の要請や、県、他の市町等に対する広域的な支援の要請を行う。

※豊岡市管工事組合との「応援協定」は、資料編に示す。

2 復旧過程

(1) 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急性度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施する。

(2) 施設毎の応急措置・復旧方法

ア 管路施設

(ア) 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じる。

(イ) マンホール等からのいっ水

- 汚水管渠からのいっ水については、可搬式ポンプ等を利用して他の下水道管渠へ緊急排水する。状況によりやむを得ない場合は、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。
- (ウ) 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水
河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じる。
- イ ポンプ場及び処理場施設
- (ア) ポンプ設備の機能停止
損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じる。
- (イ) 停電及び断水
設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施する。
- (ウ) 自動制御装置の停止
手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努める。
- (エ) 燃料タンク等からの危険物の漏えい
危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じる。
- (オ) 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい
災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は、次の応急措置を講じる。
- ① 火気使用の厳禁及び立入禁止の措置
 - ② 漏えい箇所の修復
 - ③ 漏えい箇所付近の弁等の閉鎖
- (カ) 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい
災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じる。
- (キ) 池及びタンクからのいっ水や漏水
土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止する。
- (ク) 高潮の発生
高潮の発生が予想される場合は、次の措置を講じる。
- ① 防潮ゲートの閉鎖
 - ② 止水用ゲートの閉鎖及び止水用角落としの設置
 - ③ ポンプ場・処理場等における土のう等による漏水防止措置
- (3) 復旧作業の現状と見通し等の伝達
被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を市（本部事務局）、関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供する。

第17款 教育対策の実施

担当	市	避難部（教育委員会）、本部事務局
	関係機関	県
	関係団体	P T A、文化財等の所有者・管理者

第1 災害時に学校・園の果たすべき役割

災害時における保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校（以下「学校等」という。）の基本的役割は、まず、園児、児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保と学校等における教育活動の早期回復を図ることにある。

よって、指定避難所である学校等においては、避難所は市が自主防災組織や地域コミュニティ組織等と連携して運営することとし、保育・教育機能の早期回復に努めることを基本とし、7日以内を原則として可能な範囲で協力する。（→「第3節第4款 避難対策の実施」参照）

第2 災害時の対応

1 休園・休校措置

(1) 登校（園）後の措置

校長等は、災害が発生し又は発生が予想される場合、市教育委員会等と協議の上、必要に応じて休園・休校措置をとる。

なお、市（本部事務局）は、災害対策（警戒）本部が設置されている場合、児童・生徒等及び送迎の保護者の安全確保のため、あらかじめ、休園・休校措置について市教育委員会に対し助言する。

(2) 下校（降園）時の措置

校長等は、児童・生徒等の下校（降園）に際し、事故のないよう十分に配慮し、同一方向、同一地域ごとに集団下校（降園）させる。特に、園児、低学年児童等については、教職員が付き添うものとする。

また、災害の状況により児童・生徒等を下校（降園）させることが危険であると認める場合は、保護者に連絡し、児童・生徒等の迎えを依頼する。なお、この場合、保護者に対し、豪雨等が予測される時間帯までに迎えに来るよう要請するとともに、学校への経路の安全確認を十分行うよう伝え、児童・生徒等については、保護者が迎えに来るまで学校等の安全が確保できる場所で保護する。

(3) 登校（園）前の措置

警報等の発令状況、災害の程度、災害の範囲に応じ、市教育委員会等と協議の上、必要に応じて休園・休校措置をとる。休園・休校措置を決定した場合は、直ちに、防災行政無線等で周知するとともに、電話連絡網によって保護者に連絡する。

なお、市（本部事務局）は、災害対策（警戒）本部が設置されている場合、児童・生徒等及び送迎の保護者の安全確保のため、あらかじめ、休園・休校措置について市教育

委員会に対し助言する。

2 被害状況の調査及び報告

校長等は、次に定める事項について被害状況を速やかに調査し、教育委員会へ報告する。

- (1) 学校等教育施設の被害状況
- (2) 教員その他の職員の被災状況
- (3) 児童生徒等の被災状況
- (4) 応急措置が必要と認められる事項

第3 応急教育の実施のための措置

教育委員会及び校長等は、児童・生徒等の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、但馬教育事務所を通じて県教育委員会に報告する。

- (1) 短縮授業、二部授業、分散授業等の検討
 - ア 校舎の被害が軽微なときは、即刻応急修理をして授業を行う。
 - イ 校舎の被害が相当大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で短縮授業、二部授業、分散授業等を行う。
 - ウ 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、コミュニティセンター、体育館その他の公共施設の利用又は最寄りの学校の一部を使用し授業を行う。
- (2) 被災職員の代替等対策
 - 教職員の被災に伴い、応急教育の実施に支障がある場合は、次の対策を講じる。
 - ア 複式授業の実施
 - イ 近隣市町等からの人的支援の要請
 - ウ 非常勤講師または臨時講師の県教育委員会への配置要請
 - エ 教育委員会事務局職員の応援
- (3) 校区の通学路や交通手段等の確保
 - 学校等の周辺及び通学路が被害を受け、危険な場合は、校長等は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。
- (4) 児童・生徒等の衛生、保健管理上の適切な措置と指導
 - ア 児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行う。
 - イ 学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に万全を期する。
 - ウ 浸水被害を受けた学校等については、教室、ランチルーム、便所等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。さらに、理科室、保健室等に保管している薬品、器具について安全点検を行う。
- (5) 学校給食の応急措置
 - ア 学校給食センター等が被災した場合は、速やかに応急修理を行い給食実施に努める。
 - イ 次の場合には、給食を一時中止するとともに但馬教育事務所を通じて県教育委員会

第3節第17款 教育対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

に報告する。

(ア) 災害が広範囲にわたり、被害が甚大な場合であって、給食センター等が災害援助のために使用された場合

(イ) 給食施設に被害を受け、給食の実施が不可能となった場合

(ウ) 感染症、その他の二次災害の発生が予想される場合

(エ) 給食用物資の入手が困難な場合

(オ) その他給食の実施が適当でないと考えられる場合

ウ 通常の学校給食が困難な場合は、食料・飲料水の供給（→「第3節第6款食料・飲料水及び物資の供給」参照）に準じて児童・生徒等に対し食料等の供給を行う。

(6) 保育料の免除等の措置

教育委員会は、被災状況により次の措置を講じる。

ア 保育料の免除

イ 災害時における児童・生徒等の転校手続き等の弾力的運用

第4 災害救助法に基づく措置

(1) 教育委員会は、学校及び県教育委員会の協力を受け、学用品の調達及び配分を行う。

ア 対象

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

イ 学用品の品目

教科書及び教材、文房具並びに通学用品

(2) 教育委員会は災害により補給を要する教科書の状況について但馬教育事務所を通して県教育委員会に報告する。

第5 心の健康管理

教育委員会は、県教育委員会やPTAと連携して次の措置を講じる。

(1) 被災児童・生徒等への心のケア

ア 教職員、スクールカウンセラーによるカウンセリング

イ 電話相談等の実施

ウ 県教育相談センター、豊岡健康福祉事務所、こころのケアセンター、豊岡こども家庭センター等の専門機関との連携

(2) 教職員の心の健康管理

ア グループワーク活動の展開

イ 災害救急医療チーム派遣制度の確立

第6 教育施設の応急復旧対策

教育委員会は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じる。

(1) 市立学校

ア 被害状況を但馬教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

イ 状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行う。

(2) 社会教育施設

管理施設について、被害状況を但馬教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

(3) 指定文化財等

国・県・市指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、市教育委員会を経由して、県教育委員会に報告する。

なお、指定文化財等の被災程度が大きい場合は、県教育委員会が、文化庁に支援を依頼し、必要と認められるときは、関係団体（美術館・博物館、県、市）の協力により、文化財等救援委員会が組織され、応急復旧対策を行うことになる。

第18款 警備対策の実施

担当	市	消防部
	関係機関	警察署
	関係団体	消防団

1 基本方針

災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市等の行政機関、市（消防部）及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進する。

警察署は、災害発生時における市民の生命、身体及び財産の保護、治安の維持、交通の確保、犯罪の防止に努める。

第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施

	市	調査部、本部事務局、避難部
担当	関係機関	警察署、全但バス、西日本旅客鉄道
	関係団体	北近畿タンゴ鉄道、WILLER TRAINS、観光協会、旅館組合、観光・宿泊施設管理者、石油商業協同組合、市内コンビニエンスストア等

公共交通機関等の不通により、自力で帰宅することが困難な滞留者、旅行者等に対し、交通機関の管理者等に協力して次のような支援を行う。

1 安全確保と情報提供

(1) 旅客の安全確保

ア 市(本部事務局)は、公共交通機関に警報や避難情報を伝達し、旅客の安全確保を求める。

イ 公共交通機関は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、利用者等を適切な場所に誘導し、安全を確保する。また、市や警察署等と連携し、被災状況や復旧の見通しなどの情報を提供する。旅客の安全を確保できない場合は、市の避難所へ旅客を誘導する。

(2) 観光・宿泊客の安全確保

ア 市(調査部)は、観光協会、旅館組合等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に警報や避難情報を伝達し、観光・宿泊客等の安全確保を求める。

イ 観光・宿泊施設の管理者は、施設の安全を確認し、観光・宿泊客の安全を確保する。安全を確保できない場合は、市の避難所へ観光・宿泊客を誘導する。

ウ 宿泊施設の管理者は相互に協力して、危険が生じた宿泊施設の宿泊客を、安全な宿泊施設へ移送又は受入れを行う。

(3) 市内のガソリンスタンドやコンビニエンスストアは、帰宅困難者が立ち寄った際には、可能な範囲の知り得た情報の提供協力をを行う。

なお、災害時における徒歩帰宅者を支援するため、関西広域連合が関西2府6県4政令市（兵庫県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県、神戸市、大阪市、京都市、堺市）を代表し、当該地域に店舗が存在するコンビニエンスストア・外食事業者等と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結している。

【協定に基づく支援内容】

協定事業者の店舗（災害時帰宅支援ステーション）における水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等、帰宅支援サービスの提供

2 帰宅支援

(1) 市(調査部)は、公共交通機関、観光協会、旅館組合等と連携して、市内の観光・宿泊施設の管理者に協力を求め、旅行者等帰宅困難者に道路及び公共交通機関の情報を伝達

第3節第19款 旅客・帰宅困難者対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
警備・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

する。

(2) 道路・鉄道が寸断される等により、多数の旅客、旅行者等が、長時間市内に滞留せざるを得なくなった場合は、市（避難部）は最寄りの避難所を開設し、必要な支援を行うほか、県にヘリコプター等による滞留者の移送を要請する。

(3) 市（調査部）は、市各部、関係機関、関係団体と連携して、通勤・通学者等の徒歩帰宅者に対しては、通行可能な道路の情報や飲料水・トイレ等の情報の提供等を行うとともに、帰宅途中で救援が必要になった者に対しては、避難所への収容や一時休憩施設の提供等、適切な対応を図る。

また、滞在場所の確保に当たっては、男女のニーズの違いや避難行動要支援者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努める。

(4) 市（調査部）は、市各部、関係機関、事業者等と連携して、避難行動要支援者等に対して代替輸送の確保や調整に努めるなど、状況に応じて帰宅支援のための多様な交通手段の確保を図る。

(5) 事業所、学校等は、従業員、児童・生徒の保護や情報収集・提供等、的確な対応に努め、鉄道駅周辺や路上での滞留人口の減少に配慮する。

(6) 道路管理者は、道路情報板等を活用して道路の被災に関する情報を提供し、関係事業者は、輸送障害発生時の乗客に対する適切な情報提供等を行う。

3 二次災害の防止対策

市（本部事務局）は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知、企業等に対する必要な物資の備蓄、災害時帰宅支援ステーションのサービス、家族等の間での災害伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板サービス（web171）の活用などについて、周知する。

第20款 農林水産関係対策の実施

担当	市	農林部
	関係機関	県
	関係団体	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、卸売市場

市（農林部）は、次の措置を講じる。

1 家畜防疫対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 畜舎及び家畜の被害状況の把握
- (2) 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
- (3) 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
- (4) 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
- (5) 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種

2 飼料確保対策

県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図る。

- (1) 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
- (2) (1)の施設が被災施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
- (3) (1)の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

3 主要作物対策

県及び農業関係団体と協力して、水稻育苗施設等の破損箇所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を図る。

4 野菜対策

県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行う。

5 果樹対策

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

- (1) 露出した根部の覆土（災害により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (2) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

第3節第20款 農林水産関係対策の実施

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興

6 花き対策

県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

7 しいたけ対策

県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図る。

8 水産対策

県と協力して、次の事項について漁業者を指導する。

- (1) 被害状況の早期把握
- (2) 被害施設の早期復旧のための資材収集
- (3) 種苗に損害を受けた場合の各产地の情報収集と種苗の確保

9 流通対策

県及び関係団体等と協力して、情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努める。

- (1) 畜産
 - ア 食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供
 - イ 被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導
 - ウ 出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導
- (2) 卸売市場
 - 卸売市場の開設者は、施設の破損箇所等を把握し、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通確保のため、早急に修復することとする。

第21款 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施

担当	市	農林部、工務部
	関係機関	県、豊岡河川国道事務所
	関係団体	ダム管理者、ため池管理者、森林組合、農地・農業用施設の管理者等

第1 土砂災害

市（工務部）は、次の措置を講じる。

- (1) 県、関係機関とともに、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して、総合的な土砂災害対策を推進する。
- (2) 県と協力して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (3) 県と協力して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資機材の点検・補強
 - イ 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
 - ウ クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
- (4) 危険箇所を住民に周知し、警戒避難体制の強化を図る。
- (5) 県等と協力して、地すべり防止区域において異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに拡大防止対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。
- (6) 特に、土砂災害（特別）警戒区域指定のあった区・自主防災組織に対し、土砂災害警戒情報や避難指示等避難情報の意味や収集・伝達の方法、安全を確保するための適切な避難方法等について周知する。

第2 道路

道路管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図る。
- (3) 緊急輸送道路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図る。
- (4) 危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施する。

第3 河川

河川管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握する。
- (2) 危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知、警戒避難行動の支援を図る。
- (3) 堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施する。
- (4) 市（工務部）は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請する。

第3節第21款 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施

第1章

則

第2章

災害

予防

第3章

風水

害

応急

地第4章

震・津

波災害

応急

第5章

大規

模事故

等災害

応急

第6章

災害

復旧

・復興

第4ダム

ダム管理者は、次の対策を行う。

- (1) ダム及び貯水池周辺の点検を実施し、被害及び危険箇所を把握する。
- (2) ダムの機能に支障がある場合は、応急対策を実施する。
- (3) 堤体の安全性に支障がある場合は、関係機関への連絡や住民への周知を行い、速やかに貯水位を低下させる。

第5港湾、漁港、海岸

港湾管理者、漁港管理者、海岸管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握するとともに、必要により応急復旧工事等を実施する。
- (2) 決壊箇所等について、仮締切、決壊防止工事を行う。

第6ため池

市（農林部）、ため池管理者は、次の対策を行う。

- (1) 緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資機材の点検・補強
 - イ ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
- (3) 市（農林部）は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行う。

第7森林

市（農林部）は、森林組合と協力して次の対策を行う。

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。
 - ア 緊急復旧資機材の点検・補強
 - イ 警報機付伸縮計の設置
 - ウ 危険性の高い箇所の仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去
- (3) 市（農林部）は、危険箇所を住民に周知し、警戒避難体制の強化を行う。

第8農地・農業用施設

施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努める。

農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強・補修等を行う。

第9宅地防災対策

市（工務部）は、次の対策を行う。

- (1) 県と連携して、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握する。
- (2) 県と連携して、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施する。

第3節第21款 公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の実施

- ア ビニールシート等の応急措置
 - イ 宅地防災相談所等の開設
- (3) 民間宅地崩壊危険箇所の市民への周知と警戒避難体制の強化を行う。
- (4) 被災宅地応急危険度判定の実施
- ア 県に被災宅地応急危険度判定士の派遣を要請し、調査体制、資機材を確保する。
 - イ 応急危険度判定実施本部を設置し、調査分担、日程、判定基準等を調整する。
 - ウ 応急危険度判定、判定ステッカーを調査宅地に貼付する。

第1章
総則

第2章
災害予防

第3章
風水害応急

第4章
地震・津波災害応急

第5章
雷害・大規模事故等災害応急

第6章
災害復旧・復興